
2015年愛知自治体キャラバン

自治体要請行動のまとめ

(2015年10月20日～30日)

愛知自治体キャラバン実行委員会

愛知自治体キャラバンとは？

愛知自治体キャラバンは、県内のすべての自治体を訪問し、各市町村に対し、医療・福祉・介護など社会保障の拡充と、国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動で、今回、36年目を迎えました。

要請項目は、その時々重点課題を陳情書としてまとめ、当局と議会にそれぞれ提出しています。議会へは、紹介議員が得られる場合は、請願として提出しています。

参加者の延べ人数は、要請団側が約850人、当局と議会関係者が合計約750人にのびます。

「自治体キャラバンの要請事項が実現した市町村割合の推移」(下表)でわかるように、国の社会保障連続改悪が強行される中でも、地方自治体での医療・福祉・介護などの要望が着実に前進しています。住民のため社会保障施策の前進に大きな役割を果たしています。

愛知自治体キャラバンの要請経過

- ・第1回は、1980年2月～3月に愛知県社会保障推進協議会(社保協)の主催で「健保法改悪に反対するキャラバン」として、国への意見書の提出を求めて、21市を訪問しました。
- ・翌81年は、「おとしよりと子どもをまもる福祉キャラバン」で、老人医療有料化・児童福祉手当改悪反対などの意見書提出を求め、30市に要請。82年は、自治体に対し、老人医療無料制度の存続などを要請。
- ・1983年は、「健康といのちを守る愛知県実行委員会」で、はじめて県内全市町村に要請しました。
- ・主催団体は、社保協、数団体の連名、課題別の実行委員会など、様々な名称で要請してきましたが、2001年からは愛知自治体キャラバン実行委員会が主催団体となって現在に至っています。
- ・2001年から、アンケート回答と陳情書への文書回答をもとに「愛知自治体キャラバンのまとめ」を発行し、各市町村に配布を開始。各市町村の医療・福祉・介護などの実態がわかる貴重な資料となっています。
- ・2015年の文書回答は、96%の市町村から寄せられ、未回答は豊田市・みよし市の2自治体のみです。
- ・各市町村のアンケート回答および文書回答は、愛知県社会保障推進協議会(社保協)のホームページ(<http://syahokyo.airoren.gr.jp/>)に掲載しています。

要望事項を実施した市町村割合の推移

(1%未満は四捨五入)

要 望 事 項	要望開始年	2000年	2005年	2010年	2012年	2013年	2014年	2015年
介護保険の保険料独自減免	1998年	5%	54%	55%	54%	54%	54%	44%
介護保険の利用料独自減免	1998年	8%	35%	44%	39%	39%	39%	39%
住宅改修の受領委任払い	2003年	—	10%	67%	76%	76%	76%	80%
高齢者への配食サービス(毎日実施)	1994年	2%	19%	32%	37%	37%	37%	43%
障害者控除認定書の発行枚数	2002年	—	7,155	29,955	34,778	—	—	—
☆高齢者用肺炎球菌ワクチン助成	2009年	—	—	16%	74%	100%	100%	100%
◎福祉給付金の現物給付・自動払い	現物 1997年	1%	51%	100%	100%	100%	100%	100%
◎小学校卒業までの医療費無料制度	2005年	0%	4%	82%	85%	87%	89%	89%
◎中学校卒業までの医療費無料制度	2007年	0%	1%	51%	76%	78%	78%	85%
☆国保・高額療養費受領委任払い	2001年	10%	25%	100%	100%	100%	100%	100%
国保一部負担金減免制度	2003年	—	34%	75%	91%	93%	93%	93%
文書回答	—	13%	94%	93%	96%	96%	96%	96%
自治体数	—	88	68	57	54	54	54	54

(注)1. 各項目の実施割合は、自治体キャラバンで回答を求めた10月1日(2008年から9月1日)の実施状況。

2. 「福祉給付金の現物給付・自動払い」は、2007年までは自動払いの推移。2008年からは、愛知県として現物給付に変更し、立替払い自体が不要となった。

3. 「国保・高額療養費受領委任払い」は、2007年から入院と在宅医療で現物給付が実現。2012年から外来も現物給付となった。

4. 「高齢者用肺炎球菌ワクチン」は2014年度に定期予防接種となっている。

5. 上記要望項目のうち、◎印の制度は愛知県の制度を、☆印の制度は国の制度を大きく変化させた。

6. 2000年～2015年の各年推移は社保協ホームページ参照。

目 次

I. 愛知自治体キャラバンのまとめ	1
II. 要請項目に関する資料	
1. 介護保険料額と保険料段階数	1 6
2. 介護保険料減免・利用料減免自治体一覧	2 0
3. 特別養護老人ホームの待機者数	2 2
4. 地域包括支援センターの状況	2 3
5. 住宅改修・福祉用具・高額介護サービス費の受領委任払い制度の実施状況	2 4
6. 住宅改修の独自助成制度実施状況	2 6
7. 介護認定者の障害者控除の認定について	2 8
8. 生活保護の相談件数・申請件数・保護開始件数	3 0
9. 生活保護担当職員数及び担当受給者数	3 1
10. 地方税滞納整理機構について	3 2
11. 地方税滞納数について	3 4
12. 国保保険料(税)(医療費給付費分と後期高齢者医療支援金分の合計)	3 5
13. 国保保険料(税)モデルケースの保険料	3 7
14. 国保料(税)の低所得者減免・収入減の減免制度実施状況	4 0
15. 国保の資格証明書の実態	4 2
16. 国保の短期保険証の実態	4 6
17. 国保の滞納者差押え状況	4 8
18. 国保証の留め置き、未交付など	5 0
19. 国保の医療費一部負担金減免の実施状況	5 2
20. 国保資格証明書等の交付状況一覧(県医務国保課資料より作成)	5 4
21. 後期高齢者医療における滞納者数等について	5 5
22. 福祉給付金制度(後期高齢者福祉医療費給付制度)の実施状況一覧	5 6
23. 子ども医療費助成制度の実施状況	5 9
24. 就学援助の受給者数・予算額	6 1
25. 就学援助の基準・申請・支給等	6 2
26. 就学援助の支給項目	6 5
27. 保育実施義務・保育格差について(文書回答)	6 7
28. 育休取得時の保育及び時間認定に係る取扱いについて	7 0
29. 通院時の院内介助及び入院時のヘルパー派遣について(介護・障害)	7 2
30. 任意予防接種費用助成実施状況	7 4
31. 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種助成事業	7 5
III. 要請行動に関する資料	
1. 陳情書	7 7
2. アンケート	8 3
3. コース表	9 1
4. 要請団体別参加人数一覧	9 2

愛知社保協ホームページのみに掲載の資料

※以下の資料は、愛知社保協のホームページ(<http://syahokyo.airoren.gr.jp/>)に掲載しています。

Ⅱ. 要請項目に関する資料

- 要望項目を実施した市町村割合の推移
- 食事サービス(配食方式・会食方式の実施状況)
- ゴミ出し援助の実施状況
- 安否確認・生活支援について
- 高齢者や障害者の外出支援(巡回バス・福祉バス、タクシー代助成)
- 高齢者のたまり場事業へ助成実施状況
- 介護保険サービス利用及び支給限度額超過者数
- 施設入所前健診費用の助成及び紙オムツ・衛生用品の費用助成
- 総合事業について／手続き・助成(文書回答)
- 生活困窮者自立支援のための事業について
- 自立相談支援事業について(文書回答)
- 住宅扶助引き下げで現行基準が適用できる例外措置を周知したか
- 生活扶助引き下げで現行基準が適用できる例外措置の周知について(文書回答)
- 冬季加算の1.3倍基準適用の周知などについて(文書回答)
- 生活保護担当への警察官 OB の配置について
- 警察官 OB の生活保護申請窓口等への配置について(文書回答)
- 生活保護の相談・申請について(文書回答)
- 扶養義務者への通知や報告の求めについて(文書回答)
- 国による生活保護費の引き下げで基準引き下げが起こらないように(文書回答)
- ケースワーカーなど専門職を含む正規職員の増員について(文書回答)
- 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替え基準
- 短期保険証発行の基準と有効期限以外の特別な表示
- 国保・高額療養費について
- 国保運営協議会について
- 就学援助の広報について
- 学校給食費について
- 児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について
- 児童虐待の現状に対する課題
- 虐待の早期発見、未然防止に関する実施施策
- 児童のいじめに対する対応策
- 障害児・者の相談支援事業について(文書回答)
- 各種健診・検診(特定健診・胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・乳がん前立腺がん)実施状況一覧
- 歯周疾患検診実施状況
- 意見書提出状況

Ⅲ. 要請行動に関する資料

- アンケート・文書回答などの集約状況

2015年

愛知自治体キャラバンのまとめ

2016年2月／愛知自治体キャラバン実行委員会

1. 名称

介護・福祉・医療など社会保障の施策充実と
くらしを守る愛知自治体キャラバン

2. 主催

愛知自治体キャラバン実行委員会
《事務局団体》
愛知県社会保障推進協議会
愛知県労働組合総連合
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
新日本婦人の会愛知県本部

3. 日程

2015年10月20日(火)～23日(金)、26日(月)、
30日(金)
愛知県11月13日(金)、名古屋市11月5日(木)

4. 要請相手とコース日程

愛知県内54市町村を6コースに分け実施

(詳細:コース表はP91参照)

コース	主な地域	責任団体	宣伝カー
第1	尾西・海部 一宮市・稲沢市	年金者組合 一宮社保協	名古屋ブ ック
第2	尾北・尾東・ 尾中	自治労連	自治労連
第3	知多・尾東	愛労連 社保協	愛労連
第4	西三河	社保協 新婦人	保 険 医 協 会
第5	東三河	自治労連 東三河労連 事務局4団 体	豊 橋 市 職 労
第6	大治町・蟹江町・ 幸田町・長久手 市・尾張旭市	社保協	—

5. 参加状況

※各団体の自治体別参加状況 (P92参照)

※()内は昨年参加者数

①各コースの参加者総数は延べ847(906)人で
あった。愛知県に34(27)人、名古屋市に43(43)
人が参加した。おもな団体の参加は、延べ参加者
数で次の通りである。

団 体 名	延べ人数
年金者組合	157 (174)
新婦人	125 (182)
自治労連(13加盟組織)	95 (145)
保険医協会	82 (86)
愛労連(地域労連含む)	50 (89)
愛商連	75 (71)
民医連	59 (58)

②年金者組合や自治労連、尾中・東三河・知多な
ど地域労連から参加している。また、新婦人、保険
医協会、愛商連、民医連、愛障協、生健会、介護
をよくなる会はじめ地域で運動している市民団体
からの参加が定着している。地域社保協では一
宮、尾張旭、日進から参加している。

東三河山間部は今回も事務局団体と東三河労
連が協力し取り組んだ。

また、医労連は、看護師・介護労働者の確保に
関わる独自要請の提出を位置づけ参加した。

③自治体側からは745(747)人の出席があった。
稲沢市長が参加したほか、副首長3(2)人、部長1
9人、議会からは事務局含め40人(あま市では議
長、知立市では無所属議員)が出席した。愛知県
は20(21)人、名古屋市は20(19)人。主には、福
祉・保険・医療の課長・次長等の担当者が対応し
た。

④地方議員は日本共産党から、県1人、名古屋市
5人ふくむ48(39)市町村に71(54)人が参加し
た。

6. 事前学習会の取り組み

事前学習会は、2015年4月からの介護保険制度と介護報酬の改定実施による変化と影響を、同年5月27日制定された医療保険制度等の見直し関連法はじめとする情勢の特徴点と2015年陳情項目の内容について学習を行った。

また、陳情書への文書回答・アンケート回答を受け、地域の到達点を踏まえ分析と対策、実態の交流、懇談当日の重点項目や発言者の確認など意志統一を行った。

全地域での開催を目標に18(16)地域18(17)会場で開催316(298)人の参加。他に、4団体でおよそ100名が参加した。

地域要求の前進、制度の改善にむけ継続的な対応が不可欠であり、恒常的に自治体との窓口となる「地域社保協」等が急ぎ求められる。

また、社会保障情勢や陳情内容を検討するにあたり、活動家や講師団の学習と養成が求められる。

	開催地域	開催日	参加者数
東三河	豊橋・田原	10/6	15 (25)
西三河	豊田・みよし	10/ 4	17 (16)
	西尾	10/14	20 (19)
	岡崎	10/ 8	17 (16)
	安城	10/14	17 (9)
	知立	10/10	12 (--)
知多	半田・常滑・武豊・阿久比	10/8	15 (14)
	大府・東浦	10/6	6 (15)
	東海	10/7	14 (12)
尾張東	瀬戸・尾張旭	10/18	18 (16)
	長久手・日進・東郷	10/13	10 (19)
尾張中部	春日井・小牧	10/8	18 (21)
	清須・北名古屋・豊山	10/3	15 (19)
尾張北	江南・大口・扶桑	10/15	12 (11)
	岩倉	10/13	9 (8)
	犬山	10/4	20 (21)
尾張西	一宮・稲沢	10/7	40 (24)
海部津島	津島・愛西・弥富・あま・大治・蟹江・飛島	9/29	24 (31)
合 計			316 (298)

※ () 内は昨年参加者数※地域以外に、愛労連幹事会(20)、保険医協会事務局、尾張建友会職員等 100 名参加。

7. 懇談の重点項目とアンケート・回答

①限られた懇談時間の中で、有効に懇談できるように今年も重点項目を決めた。今回は、「安心できる介護保障、保険料や利用料の軽減、基盤整備、障害者控除の認定」、「生活保護」「税の滞納、徴収問題」「国保の改善」や「福祉医療の存続拡充」「子育て支援、就学援助や保育」「65歳以上障害者の介護保険優先適用」等を重点に設定した。

②要請事項は、すでに多くの市町村が実施している施策は要望書に入れずに、実施状況をアンケートで集約した。

③国への意見書採択を求めたのは、「消費税増税の中止」「マクロ経済スライドによる年金引下げをやめ、若者も高齢者も安心できる年金制度」「介護保険、負担の軽減と給付の改善、介護労働者の処遇改善等」「子どもの18歳までの医療費無料制度拡充」「後期高齢の特例廃止の中止」等。

愛知県へは、「福祉医療制度の拡充」「国保への単独補助復活」や医療提供体制の充実」後期高齢者医療広域連合には「低所得者への保険料窓口負担の制限制度」「一部負担金減免を生活保護の1.4倍に」「医療葬祭費の支給を申請勧奨に」

④要請項目についてのアンケート・文書回答について、キャラバンの事前学習会で活用できるように準備した。アンケートはすべての市町村から届いた。文書回答は96%の市町村から提出されたが、文書回答されなかったのは豊田市、みよし市。また、豊橋市は懇談後の提出となった。(HP 参照)

⑤意見書の採択状況は以下のとおりである。

・扶桑町 〈県〉〈国〉子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書【採択】〈国〉介護保険制度に関する意見書【採択】〈国〉福祉医療助成に対する国庫削減の廃止を求める意見書【同趣旨採択】

・新城市 〈国〉「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」【議長預かり】

・犬山市 〈国〉「若者も高齢者も安心の年金制度の安心を求める請願書」「介護保険制度の改善を求める意見書提出を求める請願書」「18歳年度末までの医療費無料制度を求める請願書」「福祉医療市助成に対する国庫負担金削減措置の廃止を求める請願書」【継続審議】

・蒲郡市 〈国〉「福祉医療助成に対する国庫負担金削減措置の廃止を求める意見書」「後期高齢者の保険料軽減特例の恒久化を求める意見書」【継続】〈県〉「県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める意見書」【継続】

・設楽町 「介護・福祉・医療などの社会保障の施策拡充についての陳情」【趣旨採択】

以上、2015年12月28日現在

8. 要望項目への対応と到達点

2015年4月から「改正」介護保険制度と介護報酬の改定が実施された。

5月27日には、医療保険制度等の見直し関連法が成立し、入院給食自己負担、「患者申入れ療養制度」の名による混合診療の大幅拡大、大病院への紹介状なしの受診時定額負担の導入、国保の都道府県運営化など、国民・患者負担増の医療保険制度改悪が、順次進められることになる。

安倍内閣は、「戦争できる国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」最優先に、社会保障における国の役割は「自助・自立のための環境整備」とし、「自然増も含め聖域なく見なおし、徹底的に効率化・適正化していく」としている。

6月30日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太の方針)」は、16年度から18年度までの3年間で「集中改革期間」と位置づけ、さらに社会保障の歳出見直しに「重点的に取り組む」と明記した。

さらに、「日本再興戦略改訂(新成長戦略)」によれば、「法人税実効税率の2割台への引き下げ」と「社会保障費の自然増抑制」とともに、戦略市場創造プランの第1に「健康長寿社会」をビジネスの拡大チャンスと位置づけ、公的保険外のサービス産業活性化をめざし、医療・介護・福祉の分野を営利企業の市場として開放するとしている。弱者の切り捨てが懸念される。

アベノミクスと消費税増税および社会保障改悪によって格差は拡大し、今や6割以上の方が「生活が苦しく」、社会保障制度の拡充を求めている。今こそ、憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の暮らしを守る施策を最優先する自治体の役割発揮を求め、懇談を行った。

【1】県民の要望である福祉施策の充実を

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険料・利用料について

① 介護保険料の引き下げ (P16参照)

第6期(2015~2017年度)の愛知県の介護保険(加重平均)は5,191円で第5期と比べ、423円の値上げとなった(値上げ率8.9%)。値下げは1市、据え置きが1町のみ。他52市町村が値上げとなった。保険料段階は国基準の9段階2、10段階8、11段階21、12段階15、13段階4、14段階3、最高16段階1と、52市町村が国の基準を超えている。第1段階が基準より低いのは4市、最高倍率を基準の2倍以上にしているのは23市町村。

介護保険料は月5万円程度の年金で暮らす家計には大きな負担である。介護保険料は、サービスの利用が増えれば増えるほど、保険料に跳ね返

る仕組みである。従って保険料を引き下げるには、一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによる繰入等が必要であり、国の負担をせめて「25%(現行20%)+調整金5%」に引き上げることを求める。保険料の段階を「世帯ごと」でなく本人所得に対する「応能負担」に改善し、更なる多段階設定と最高倍率を高く設定し保険料の基準額を引き下げる努力を続けることが大切である。

② 減免制度の拡充 (P20・21参照)

保険料減免は24市町村(44%)で、減免実績は3,710件、3,527万円である。利用料減免は21市町村(39%)、減免実績は7,581件、8,240万円である。2015年8月からの利用料2割負担は利用者と家族に重くのしかかっているもとの、減免制度の拡充が求められる。

③ 補足給付の見直し

「補足給付」の見直しによる資産要件等の書類作成に利用者家族や職員から改善要求が出されている。厚労省は「書類提出が間に合わなくても支給決定は可能」と通知しており、今後も自治体の柔軟な対応を求める必要がある。

(2) 特養などの基盤整備 (P22参照)

特別養護老人ホームの待機者は、2014年9月調査20,857人に対して2015年9月調査では17,277人であった。2015年の介護保険制度改定で入所基準が「原則要介護度3以上」とされたことですでに要介護1・2の希望者は、対象から外している市町村もある。要介護1・2の待機者が3割を占めることから、自治体による状況把握と対策は必要である。

愛知県は、「第6期愛知高齢者健康福祉計画」において、入所者待機者のうち特に必要度の高い要介護度3以上の7,285人の解消を図るため、平成27年度から29年度までの3年間で、特養老人ホームや介護老人保健施設、認知症高齢者グループなどで6,537人分の整備を計画し、また、第5期計画に基づく整備で平成26年度以降に開所する3,332人と合わせ9,869人分の定員増を図る」と説明している。この県の計画では、各自治体の待機者17,703人には遠く及ばないものであり、県に計画の補強を求める。

また、施設の増設と同時に、人材の育成と定着が重要な課題となっており、対策が求められる。

(3) 新しい総合事業について (HP参照)

2014年7月末に「新しい総合事業」についての「ガイドライン案」が、県及び市町村に示された。要支援の訪問介護・通所介護については、今後は市町村の地域支援事業に移し、サービス内容、単価、利用者負担等については各市町村任せとされた。

しかし、参議院の附帯決議にあるように「専門職によるサービス提供が相応しい利用者に対して、必要なサービスが担保される」ことが必要である。また、専門職によるサービスの代替として「多様な主体による多様なサービス」を提供するとしているが、認知症の方への対応も含めて、現行サービスを後退させるべきではない。

国の「ガイドライン案」が示したサービス利用の流れでは、「まず市町村または地域包括支援センターの窓口で被保険者が相談に来てから、明らかに要介護1以上と判断される場合や非該当の場合等を除き、基本チェックリストを活用して振り分ける」とされた。窓口対応によっては、要介護認定を受けさせない「水際作戦」が危惧される。介護保険利用希望者については、すべて要介護認定の対象にすることが求められる。

キャラバンの懇談では、多くの市町村で「介護保険の利用を申し出た場合は、要介護認定申請を受け付ける」と回答があった。介護保険の利用が妨げられることのないよう強く要望した。

①愛知社保協および保険医協会の共同調査

調査では、「新総合事業」(介護予防・日常生活支援総合事業)の開始は、高浜市のみが2015年4月から、2016年度4月からが春日井市・北名古屋市・弥富市・豊山市の4市、同6月が名古屋市、同10月が日進市。未定の阿久比町・設楽町を除く45市町村(83.3%)が実施期限の2017年度からであった。

また、「多様なサービス」の確保について、「できる」回答は5市のみであり、「見通しが立たない」13市町(24.1%)。「その他」33市町村あるが、その内容は「検討中」「今後検討」「未定」であり、小規模な自治体にとって「多様な主体による多様なサービスの確保」は困難な状況にある。

②総合事業への移行

総合事業への移行にあたっては、要支援者の意向を十分に反映し、介護保険はずしを押し付けてはいけぬ。「一律な対応をするものではない」(安城市)、「期限を区切った卒業を押し付ける」というような考えはない(小牧市)、「実態に即した必要なサービスが受け続けられるよう留意する」(知立市)など、要支援者本位のはっきりした回答もみられた。

総合事業では利用者の希望に基づく選択の保障が重視されるべきである。多くの回答が「利用者の意見をきき」「意向を尊重」「状態等を踏まえる」などとしている。なによりも、「従来通りのサービス」が優先されることが必要である。

③「緩和した基準によるサービス」の導入

「緩和した基準によるサービス」の導入はサービスの低下につながる危険性が大きい、多くの自治体が2017年4月の実施であり「検討中」とした回

答が多かった。国のガイドラインどおりの姿勢の回答もあり、利用者本位の計画を求める。

また、多くの自治体が「住民ボランティアなどによる多様なサービス」の見通しは整っていない。現行サービスを自治体が維持し、多様なサービスは上乘せのサービスとするべきである。「移行に伴いサービス低下を招かないことが大切」(岩倉市)、「新たなサービスや資源をつくることは数年の期間がかかると考えている」(清須市)、「単純に多様なサービスに置き換えることは考えてない」(飛島村)など、自治体の判断で利用者本位かつサービス低下を招かない計画をつくらせていくことが重要である。介護保険利用の際の手続きや必要な事業費の確保を利用者本位の姿勢で計画策定させていくことが必要である。

(4)高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために

(HP 参照)

「ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策」「高齢者や障害者などの外出支援のための施策」「宅老所・街角サロン施策、運営費用助成施策」などの充実を求めた。

安否確認は、ほとんどの市町村で実施されているが、方法はばらつきがある。「緊急通報システムの設置」、民生委員、老人クラブ、配食業者、乳酸菌飲料配達など。在宅介護支援サービス事業やボランティアが行っている。

生活支援についてもほとんどの市町村で実施している。その内容は在宅介護支援サービス事業の利用やボランティアの活用などとしている。

バスは43市町村(80%)の実施。タクシー代助成は50市町村(92.6%)で実施され、未実施は瀬戸市、あま市、大治町、設楽町となっている。両方未実施自治体はなくなった。

宅老所・街角サロンへの助成は23市町村(42.6%)で実施、2増えている。老人クラブ、ふれあいサロン運営費や備品費助成、ボランティア団体への助成がある。

ご見出しは26市町村(48%)で実施している。

②配食サービスの毎日実施と利用者負担の引き下げ、会食方式の実施

(HP 参照)

配食サービスは全自治体で実施され、毎日実施は2増で23市町村(42.6%)が実施。利用者負担額は250円～676円となっている。会食方式は12市町村(22.2%)で実施されている。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度の実施を(P24参照)

住宅改修の受領委任払い制度は、みよし市が新たに実施し、43市町村(79.6%)となった。実績は昨年より206件増加し、16,456件となった。福祉用具の受領委任払い制度は、35市町村(6

5%)となった。実績は、昨年より222件増加し、12,129件となった。

高額介護サービス費の受領委任払いは、昨年同様、豊田市のみの実施に留まっている。

(5) 要介護認定者の障害者控除の認定について (P28参照)

介護保険の要介護認定を受けている人は「障害者等に準ずる」と考えることができ、「障害者控除対象者」とすることが妥当である。

県内での障害者控除認定書の発行数は、2013年の42,322件から2,814件増え、45,136件となった(前年比107%)。調査開始の2002年からは12倍と発行数は増加している。

これは、「要介護認定者に障害者控除認定書を」と毎年粘り強く要請してきた成果の表れである。しかし、要介護認定者数と比べて依然として少数であり、制度の拡大と周知の徹底で住民の利益を守る必要がある。

認定書を要支援2以上に発行するのは8市町あり、要介護1以上に発行する28市町村と合わせ、39市町村(72%)が要支援2以上。

障害者控除はあくまで税法上の措置であり、要介護認定者を「市町村長が身体障害者等に準ずる」と認めれば対象とすることができる。ただでさえ重い介護保険料・利用料負担をしている要介護認定者及びその家族の税負担を軽減することは、何ら違法ではない。全市町村で、最低でも要介護1以上を障害者控除認定書の発行対象とすることが妥当と考えられる。

要介護認定者に障害者控除認定書を自動的に送付しているのは、一宮市、春日井市、江南市、小牧市、稲沢市、知立市、岩倉市、日進市、東郷町、豊山町、扶桑町、阿久比町、武豊町、幸田町、豊根村、瀬戸市、江南市、大口町、長久手市、常滑市の20市町村(37%)。また13市町村(24%)が介護認定者に個別の案内や申請書を送付している。これにより認定書または申請書を送付しているのは33市町村(61%)へと広がっている。

介護保険認定申請時の「障害高齢者自立度」や「認知症高齢者自立度」の結果を参考に、障害者控除の対象としている自治体もある。申請主義ではなく、自治体が持つ要介護認定者のデータを元に、自動的に対象とし個別送付すべきである。

2. 生活保護について (P30参照)

生活保護引き下げは社会保障改革推進法実施の最初の標的として、平均6.5%引き下げが2013年8月、2014年4月、2015年4月と3回に分け引き下げ、加えて住宅扶助費や冬季加算の引き下げも実施された。

生活保護引き下げの取消しを求め、全国各地で「取消」をもとめ裁判が始まった。愛知では、201

4年7月13日に原告16人が、名古屋市、豊橋市、刈谷市、高浜市を相手取り生活保護基準の引き下げ取り消しを求め、また国の責任を問う国家賠償請求も合わせて提訴した。現在全国では27県から854人が裁判を闘っている。

①生活保護が必要な人にただちに支給を

2015年7月分の被保護者調査の結果を発表した。それによると、7月時点の生活保護受給世帯は前月比2,964世帯増の162万8,905世帯となり、3カ月連続で過去最多を更新した。前年同月比では1万9,911世帯増加した。

世帯別にみると、高齢者世帯(男女とも65歳以上の世帯、またはこれらに18歳未満の未婚者が加わった世帯)が全体の49.3%に当たる79万8,609世帯で最多。

厚生労働省は「高齢者の単身世帯において、年金が足りずに生活が苦しくなって生活保護を受給する世帯が増えている」と分析している。

日本の生活保護の受給者は、人口の1.7%。この割合は、ほかの先進諸国に比べても非常に低いレベル。ドイツでは、この割合は9.7%、フランスでは5.7%、アメリカでは食費扶助を受ける割合が15%(2014年)となっている。日本の生活保護受給率は、世界的に見ると、大変低いと言える。実際、捕捉率はわずか16.8%に止まっている。

生保申請者が増える中で福祉事務所の窓口では、「働けるのだから働け」等と追い返す「働けるからムリ」型、口頭でも有効な申請を「書類を一式全てそろえなければ申請は受け付けない」という「申請煩雑化」型など、申請させない「水際作戦」の実態が多数報告されている。愛知県全体で、2014年度の相談件数35,442件、申請件数11,614件、保護開始10,871件。受給件数は、2015年4月現在60,483世帯79,171人となっている。

2013年4月に生活保護法改悪が行われたが、運動の成果によって、2014年8月には口頭でも申請を受け付けることや、扶養義務等は従来通りの取り扱いとする通達も出されている。

自治体キャラバンではこれを踏まえて、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなど、相談者・申請者を追い返す違法な「水際作戦」を行わないこと、生活保護が必要な人には早急に支給することを求めた。

懇談ではほとんどの自治体が、そのようなことがないよう努めているとの回答であった。

また、親族による扶養義務の強化などを盛り込んだ2013年生活保護法改悪後、申請者の意向に反して親族に扶養義務照会が行われ、申請を断念したケースも出ている。このような福祉事務所の対応は、申請権を侵害するものであり、「改定後も、いままでと運用は変わらない」とした政府の国会答弁にも反することから、厳に戒めなければならない。

②生活保護費引き下げに連動する諸施策に独自の対策を

生活保護基準は、住民税非課税限度額の算定、就学援助など国民の生活を支えるさまざまな制度の“物差し”となっている。厚生労働省は、生活保護基準の引き下げに伴い、38の制度に影響が出るとしていたが、独自に影響調査した北海道帯広市の場合では、市独自の制度を含め51もの制度に影響することが明らかにされている。

2013年12月の閣議により、所得税の課税最低ラインを生活保護基準引き下げに伴って下げたことを「1年間棚上げ」する方針がとられた(3000万人近くに影響があったという試算もある)。但し、棚上げは当面1年間に過ぎず、2015年度以降は切り下げられた。政府は自治体に対して、さまざまな制度利用者に生活保護基準「見直し」の影響が及ばないよう「依頼」したものの財政支援はない。

就学援助をめぐるのは、文部科学省がおこなった2014年度の就学援助実施状況調査の結果では、生活保護の基準引き下げに伴い、全国の4%にあたる71自治体で、これまで就学支援を受けていた児童・生徒が対象外となる可能性があることがわかっている。

キャラバンでは、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう要請、多くの自治体が「できる限り影響を受けないよう配慮」するとしているが、中には「制度ごとに判断していくもの」など、具体的に手が打たれないままのところも多い。

またアンケートで、引き下げに伴って連動する制度の有無について尋ねたが、26自治体が無回答であった。生活保護の担当課だけではその影響について全体を把握することは難しく、自治体の責任として影響を調査し具体的に手当てすべきである。

③ケースワーカーなど専門職正規職員の増員を (HP 参照)

ケースワーカーの数は社会福祉法によって規定され、ケースワーカー1人あたりの生活保護受給世帯数は「市部で80世帯」「郡部で65世帯」を受け持つことを標準的なケースとしている。県下でのケースワーカー1人あたりの担当数は、2015年4月段階で春日井市113世帯162人や名古屋市の109世帯140人など市部で12市が基準を超えている。

国は福祉職員の配置基準を2013年より改め、「人口10万人の市では15人(2人増)」「人口20万人の郡部では22人(3人増)」に増員するとした。これに伴う経費は地方交付税により捻出されるが、交付税の用途は各自治体で決めることができるため、ケースワーカーの増員は各地方自治体の判断次第となっている。

また、受給後の就労支援や自立に向けたきめ細かな支援には、ケースワーカーの数だけでなく、豊

富な経験と知識を持つ職員が必要だが、平均在任年数が3年を超えるのは3市、1福祉事務所(郡部)しかなく、経験豊かな職員の配置や研修の充実が必要である。

厚生労働省は2012年3月、「警察官OB等を福祉事務所に配置すること」を積極的に検討するよう指示。アンケートでは、13自治体に22人が配置されており、2自治体が検討中となっている。しかし前年に比べ、海部福祉事務所で配置がなくなっており、昨年「検討中」と回答していた常滑・知立・清須市では配置されなかった。

社会福祉行政と警察行政とはもともとその目的、性格を全く異にしており、これを単純に一本化しては社会福祉の目的を達することができない。市民と直接やりとりする現業に元警察官が社会福祉主事の資格もなく従事することは、市民の生存権行使を阻害する事態をもたらす危険性がある。社会福祉主事の資格を有しない警察官OBを生活保護の現業業務に従事させることは生活保護法第21条、社会福祉法第15条に違反し・違法であることが明らかである。

④生活困窮者自立支援事業は自治体直営で (HP 参照)

生活困窮者自立支援事業については、町村を除く38市で2015年度からの準備検討が進められているが、直営を明確にしているのが10市、直営と委託両方が1市、委託が4市となっている。委託を決めている4市の内、名古屋市以外は社会福祉協議会が委託先となっている。自治体が庁内連携を強め、住民の福祉要求を把握し満たした制度設計を行うためにも自立支援事業等は直営で行うのが望ましい。

また、この事業が「沖合作戦」とならないように就業支援に偏らず生存権保障を求めたことについては、「適切に対応」「生活相談窓口に繋ぐ」としており、不当な扱いが発生しないように注視していく必要がある。

⑤「住宅扶助」「冬季加算」引下げに対し

(HP 参照)

厚生労働省は、2015年7月から生活保護の住宅扶助基準の改定を実施。多くの地域で下がり、年間190億円の削減効果が見込まれている。厚生労働省は、削減の影響を受ける世帯が44万世帯(生活保護世帯の約3割)に及ぶことを明らかにしている。

しかし、厚生労働省は、通知(平成27年4月14社援発 発0414 第9号厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について)」を発出し、新基準を適用しなくてよい、幾つかの例外取扱いを示しており、この例外措置について具体的な事例を記載

したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付・周知すること、当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨を行わないよう求めた。38市中29市が周知を実施したと回答し、実施しなかったとする9市においても、陳情に対する回答を見ると田原市は該当者がいなかったため、6自治体では該当者に個別周知された。豊田市とみよし市は文書回答がなく不明。

冬季加算については、一部地域では支給月数が増やされる一方、各月の支給金額は大幅に減らされ、単年度で30億円の削減効果が見込まれている。このため、特に寒冷地では暖房費を削らざるを得ず、高齢者や傷病者等の健康に悪影響が出ることが懸念されている。

厚生労働省社会・援護局保護課長は、『『生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて』の一部改正について(平成27年5月14日付)』という通知を出して、重度障害者加算を算定している人や要介護度が3以上または傷病・障害等による療養のため外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなどの場合に1.3倍基準を設定できることを記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知するよう求めた。全保護世帯への文書通知や、該当世帯への個別対応など対応は様々であるが、周知については概ね実行されるようであった。ただ、中には今回の改訂によって引き上げにあることを理由に周知しないとしたり市もあり、1.3倍基準設定の趣旨が正しく理解されていないと思われる市もあった。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

①滞納整理機構へは不参加を (P32参照)

徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構(以下、機構)について、「徴税は自治体の業務である」ことをふまえて、機構に税の徴収事務を移管しないこと。参加していない市町村は今後とも参加しないことを求めた。

機構は、市町村民税の滞納整理を推進すると共に、市町村の税務職員の徴税技術の向上を図ることを目的に県内6カ所に設立され、2011年4月から税金等の徴収及び滞納整理をおこなっている。当初3年間の予定だったが、市町村の要望が強いとのことで2017年3月まで延長された。

機構送りになった事案について、市町村窓口は「機構送りになった事案だから」と「相談」の対象から外されるなど、住民に不利益が生じている。機構まかせにせず、市町村が責任を持って相談に乗ることが重要であると要請した。

2014年度は豊明市が脱退し、機構には47市町村が参加している。参加していないのは名古屋市(独自の「債権回収室」設置)、岡崎市、春日井市、豊田市、豊明市、大口町、幸田町の7市町で

ある。

2014年度「約47億41百万円の滞納金額の引継ぎを受け、24億88百万円を徴収(徴収率52.5%)」「4年連続で50%超える実績」と評価している。

機構への引き継ぎ基準は、「滞納額50万円以上かつ徴収困難」などあるが、一方で「少額でも引き継ぐ」としたのが24市町村(参加市町村の50%)あり、「100件を機構に引き継ぐ」と回答している自治体もあり、機械的な対応がされていないかの調査が必要だ。機構送りになった事案には国保税も含まれており、その滞納者に保険証が届いているか定かではなく、医療を受ける権利が奪われていないか懸念される。

②税の滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに地方税第15条(納税の緩和措置)①納税の猶予②換価の猶予③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応するよう求めた。また、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ、差押え禁止財産の差押えをしないことも求めた。整理マニュアルがあるのは14市町村のみであった。

今回初めてアンケートで滞納している税の科目を聞いた。科目、自治体によっては5割近くの世帯が滞納しているものもある。払いきれない税金が課せられているのではないかと。積極的に地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予②換価の猶予③滞納処分の適用をはじめ、減免、分納などでの対応が求められている。

4. 国保の改善

(1)国の財政支援の強化で国保財政の安定化と保険料の大幅引き下げを (P35参照)

国は、国保制度改革(2015年)のなかで、今年度は低所得者の保険料負担軽減などのために市町村に「保険者支援制度」として1,700億円の公費を投入する。しかし、国庫負担の定率負担を引き上げるのではないことと、市町村が現状で実施している一般会計法定外繰入(3,900億円)と比べると少ないことなど不十分なものとなっている。国保には「所得水準が低い」「保険料負担が重い」などの「構造的問題」が数多くあるが、国の財政支援を定率負担部分で拡充するなどの対策が不可欠である。

1,700億円の「保険者支援制度」の財政改善効果について、政府は被保険者一人あたり年額約5,000円(引き下げられる)としている。しかし、一般会計法定外繰入を実施している市町村は、法定外繰入を減らすために活用し自動的に保険料引き下げにはならないことに留意が必要である。名古屋市は保険者支援制度を活用し、2015年度の一人あたり平均保険料を3,213円引き下げた。

その他、32市町村が一人当たり調停額を引き下げた。また、35の市町村が一般会計からの一人あたり法定外繰入額を増額した。法定外繰入額を増額し国保料(税)を引き下げた市町村は、20市町村あった。

2015年の国保法改正で「都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに、国民健康保険を行う」とされた。市町村は、保険者として被保険者の資格取得・喪失に関する事項、保険料の徴収、個々の事情に応じた窓口負担減免などは継続する。

高すぎる国民健康保険料の引き下げにむけ、一般会計からの繰り入れや独自減免制度の拡充を求め、県民の世論を高める必要がある。

(2) 国保料(税)と減免制度 (P37~参照)

2014年6月1日現在、愛知県内の国保加入世帯数は1,125,791世帯で、そのうち約15%に当たる157,322世帯が保険料(税)を滞納し、短期保険証が47,339件、資格証明書が4,990件発行されている。加入者の15%が滞納となる保険料(税)はそもそも高すぎる。

モデルケースでの国保料(税)のアンケートを行った。①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯、②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯、③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯—の3つで、世帯所得100万、200万、300万をモデルにおこなった。①のケースに世帯所得100万で国保料(税)が10万円を超える市町村が51市町村であるなど、とても払える保険料(税)ではないことがよくわかった。国に対し国庫負担を元の45%に戻すよう要望するとともに、保険料(税)の引き下げ、市町村独自の低所得者減免の拡充などが求められる。

「低所得者向けの減免」は、23市町村(42.5%)が実施している。新規は江南市、資産割廃止に伴う激変緩和を知立市が行った。また、「収入減の減免要件」は引き続き阿久比町を除く53市町村(98%)で実施しているが、要件の緩和が必要である。

また、各市町村で「子ども・低所得者減免」や「収入減の減免」など情勢に対応した減免制度の実施・改善が求められる。国の制度改善と合わせ、自治体の努力で保険料(税)の引き下げ等の改善を求めたい。

(3) 保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書・短期保険証など(P42~参照)

2015年6月1日現在、()内は前年数字。

短期保険証は、47,399件と291件の微減となった。滞納世帯に対して、蒲都市78.3%、大府市78.6%、北名古屋市74.9%、大治町90.2%が高い割合で発行している。

資格証明書は、愛知県合計で4,990件と587

件減少したが滞納世帯の3.2%に発行されている。資格証明書を1枚も発行していないのは34市町村(63%)になった。資格証明書の発行基準を「国の基準」としたのは20(17)市町村37%、「独自に配慮」は18(20)市町村33%である。

証の発行はしているが、本人に証が渡っていない「留め置き」は5,870(5,182)人、そもそも証(短期証も資格証明書も)を発行していない(作成していない)「未交付」は3,197(3,096)人、合計9,067(8,278)人が無保険状態にある。

滞納世帯であっても子どもの無保険をなくすという事で2009年4月から、6カ月の短期保険証を発行している。愛知県で資格証明書世帯に18歳年度末までの子どもがいるのは、527(558)世帯あり、うち短期保険証が渡っていない「未解消」は昨年を引き続き名古屋市の29(38)世帯である。保険証が渡らないと、子ども医療費助成制度が利用できず、必要な医療が受けられなくなる事態も生じるため一刻も早く解消することが求められている。

資格証明書世帯にあっても、「病気などで一時的に支払いが困難」「受診の必要がある」場合は申し出によって短期保険証を交付することが2009年1月20日付事務連絡で示されている。

医療を受ける権利を奪いかねない1カ月の短期保険証など、6カ月未満の短期保険証は発行するべきではない。

各市町村で「子ども・低所得者減免」や「収入減の減免」など情勢に対応した減免制度の実施・改善が求められる。

イ. 滞納者の差押え (P48参照)

滞納者世帯数157,322に対し差押え件数・金額は、12,735件(前年▲687件)、4億8千万(前年1億2千万増)。

差押え物件は、不動産1,360件と預貯金8,513件、生命保険983件、その他1,929件。なかでも名古屋市の差押えは2008年164件から増加し2014年3,286件となっている。

滞納世帯の多くは、払いたくても払えないという世帯が圧倒的であると考えられるが、収納率アップのための差押えを含めた徴収強化というのは、国保法第1条「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的とする」との定めからみても許されない。

なお、国税徴収法第48条は、「超過差押え及び無益な差押え禁止」を明記し、また国税徴収法153条および地方税15条7項では、「滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させる恐れのあるときは、差押えをおこなっていけない」としている。

憲法25条、国保法1条の精神にそった対応が強く求められる。

ウ. 一部負担金減免 (P52参照)

一部負担金の減免制度を設けているのは50市

町村(93%)となった。未整備は新城市、豊根村の2市村であり設楽町、東栄町は検討中である。生活保護基準を基にした減免は、安城市・小牧市・岩倉市が新規参加で49市町村(91%)となった。

2014年度の減免実績は、10市町で126件、金額14,186,463円である。

引き続き、住民にわかりやすいリーフの発行などの周知徹底を市町村に求めるとともに、制度の拡充と申請の促進運動が必要である。

5. 福祉医療制度について

(1) 福祉医療制度を縮小せず、存続拡充を

愛知県は福祉医療助成制度に一部負担金の導入を目指したが、県民や社保協・医療関係者の反対にあい、2013年6月に断念を表明した。しかし、所得制限の導入については「研究を引き続き深めていく」とし、2017年度に向けた福祉医療制度の見直しを進めている。この動きは各市町村へも影響を及ぼし、子ども医療費助成制度で、一部負担を導入していた一部市町村が現物給付を表明した。

福祉医療制度については、「現行制度維持・存続」とする回答が多かった。

精神障害者医療費助成制度は、愛知県基準が精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、かつ、自立支援医療受給者証(精神通院)所持者に対する精神疾病(入・通院)のみとなっている。

しかし、精神疾患が医療計画の5疾病・5事業に位置付けられた2013年以降、各市町村で精神障害者医療費助成制度の対象拡大が相次いだ。

今年度も精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者に対して、江南市・新城市・弥富市(2015年4月1日)、津島市(2015年8月1日)が全疾病へ対象拡大、美浜町が現物給付化(2015年10月)、瀬戸市が、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、かつ、自立支援医療受給者証(精神通院)所持者に対して、2015年10月1日から全疾病へ対象拡大するなどの前進が見られた。

今後も引き続き、対象者の拡充を各市町村に、また愛知県へは、県基準の拡大(一般疾病も対象、入院医療費助成の現物給付化)を求めている。キャラバン実施後も大口町で「福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書」が採択されるなど、改めて廃止を求める声が挙がっている。

これら福祉医療制度は、今後も各市町村へ存続・拡充を要望するとともに、愛知県に対して、所得制限の導入断念、対象者の拡充を求めている必要がある。

(2) 子ども医療費助成制度 (P59参照)

愛知県制度は通院で義務教育就学前、入院で中学校卒業まで(2008年4月実施)となっている。

昨年のキャラバン要請行動以降、稲沢市が2015年4月から中学校卒業まで自己負担なしへ拡大した。この現物給付への流れは加速している。

通院では、一宮市が「小学校の1割自己負担(2割を償還払い) 市内医療機関は現物給付」、江南市が「小学校4年生以上の1割自己負担(2割を償還払い)」、犬山市が「小学校4年生以上中学校卒業までの1割自己負担(2割を償還払い)」を、2016年4月から1割の自己負担を廃止し、自己負担全額分の現物給付化を表明した。

また、半田市は「中学校の1割自己負担(2割償還払い)」を、2016年4月から現物給付化すると表明している。

これらにより、通院で中学校卒業まで現物給付による助成を行う市町村が2016年4月時点で46市町村(85.1%)となる見込みだ。

入院では、一宮市、半田市、犬山市、江南市が償還払いの対応を廃止し2016年4月以降中学校卒業まで現物給付化することが検討されている。

入院でも県基準の「中学校卒業」まで現物給付により対応する市町村は46市町村(85.1%)に拡大の見通し。なお、県基準を拡大して実施しているのは7市町村(13.0%)である。

愛知県内で全市町村が県基準より拡大し、通院で中学校卒業まで助成が52市町村(96%)、うち全額助成が49市町村(90.7%)に、18歳年度末まで助成が6市町村(11%)、うち入院通院とも全額助成が安城市・南知多町と拡大している。

しかし、津島市と北名古屋市では、所得制限が導入されている。また、愛知県の補助基準を超える部分への自己負担も、一宮市、犬山市の見直しがあれば、豊橋市、半田市、常滑市、江南市、北名古屋市、あま市、南知多町の6市町が残り、改善が求められる。

全市町村が県制度から拡大したいま、全市町村が18歳年度末まで対象とするためにも、県制度を通院も中学校卒業までを対象とすることが必要であり、国の制度としてせめて義務教育就学前までの医療費助成制度を創設することが強く求められている。

国は、2015年9月から「子どもの医療制度のあり方に関する検討会」を開始し、2016年春をめどに報告を取りまとめるべく、動き出している。厚労省の唐沢局長は、「少子高齢化が一層進行する中で、今後の重要課題である子育て支援や地方創生、地域包括ケアの構築など今日的観点から」また、「地方自治体による子どもの医療費助成が年々拡大される」ことなどを踏まえ幅広い議論が進められている。福祉医療助成制度に対する国保の国庫負担削減については、全国知事会・全国市長会からも廃止の要請がなされている。

6. 子育て支援などについて

①ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化

2013年に「子どもの貧困対策推進法」が成立し、14年8月に「子どもの貧困対策に対する大綱」が決定され、2015年はこれにもとづき地方自治体での具体化の推進が求められた。

2012年調査で日本の貧困率は、全体16.1%に対し子ども16.3%で、1985年の統計開始以来で初めて、子どもの貧困率が上回った。なかでもひとり親世帯は54.6%となっている。子供の貧困率は2003年の13.7%から2.6ポイントも上昇、その数は305万人にもなる。

2013年調査でとりわけ就労母子家庭の就労は、非正規が47%にのぼり母自身の平均年収は223万円(就労収入は181万円)となっている。世代間での「貧困の連鎖」は、特に母子世帯で顕著であり、これをいかに断ち切るかが優先すべき課題となっている。

「大綱」では貧困対策の当面の重点施策として、教育の支援、生活の支援、保護者の就労の支援、経済的支援を掲げ、「貧困世帯」について、高校等進学率、大学等進学率、就職率などの低い現実の指標を示し、その克服を課題としている。

またこれまでのひとり親家庭等の自立支援策の拡充を求めているが、厚生労働省の2013年度実績のまとめで愛知県は、市を対象とする自立促進計画を持ったのは18/38市、全市町村を対象とする生活向上事業を実施しているのは10/54市に止まっている。しかし自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業は全市、日常生活支援事業は30/54市町で実施している(アンケート項目に入れていないため、その後増加は見込まれる)。

自治体キャラバンへの愛知県の文書回答では、これまでの自立促進計画の推進に加えて、教育・学習支援について市町村へ取り組みを促すと答えている。学習支援は豊橋市、半田市、常滑市で実施され、春日井では実施に向けて検討中と文書回答で記している。

また多くの市町で児童クラブの負担金減免が行われているが、児童・生徒の「居場所づくり」が必要である。NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみと、自治体がどうタイアップするかが課題である。「こども食堂」について、厚生労働省は2016年4月から運営費補助を予定している。

②就学援助制度の改善 (P61、HP参照)

県内の就学援助の認定制度は、生活保護基準の1.5倍以上としているのが4市町(7.4%)、1.4以上が8市町(14.9%)、1.3以上が21市町村(38.9%)。2013年以降生活保護引き下げへの対応もあって、岡崎市、半田市、豊川市、碧南市、東海市、大府市、知多市で基準を引き上げた。半数

以上が1.0~1.27倍となっているが、これでは支給対象となるのが、生活保護家庭よりも可処分所得が低い家庭となる事態がでてくる。

申請窓口は、「市町村窓口」14、「学校」7、両方を利用できるのが33市町村(61%)になっている。民生委員の証明等が必要な自治体は、稲沢市がその他経済的に困窮している者に対してのみとしている以外は、不要となった。

支給項目の基準では2010年から「クラブ活動費、生徒会費、PTA会費」も対象となったが、拡大しているのはまだごくわずかである。引き続き、就学援助の活用を広げ、国と自治体の責任で、教育の機会均等と義務教育の無償化を求める。

就学援助の2015年度見込みは63,064件(受給割合7.89%)と、前年の2014年度の7.93%をしたまわっている。

最も高いのは豊橋市で5,479件(16.9%)、名古屋市24,360件14.8%、津島市687件12.6%などだが、10%を超えているのはわずか8市町である。愛知県7.93%は全国15.64%にたいし、その半分に過ぎない。

これまでの受給者がひきつづき受給できるように、生活保護基準引き下げ後も、引き下げ以前の基準や児童扶養手当の基準で対応するなどの自治体も多いが、「何もしない」と言う自治体もあり、一層の改善が求められる。

就学援助予算の2015年度見込みは63,064件(受給割合9.71%)4,418,786千円と、前年の127件216,904千円増である。

③「義務教育は無償」の立場から学校の給食費無料化を (HP参照)

子どもの「貧困」が社会問題となっているなかで給食費が払えず食べられない事態が生まれており、貧困がすすむなか、給食が子どもの命綱となっている例もみられる。

消費税増税の影響などで、2013年度比で給食費の値上げが、2014年度の19自治体から2015年度は23自治体に広がり、一食当たり全県平均小学校で5.56円、中学校で6.5円値上がりしている。消費税増税分公費で負担との自治体も増えている。

給食費無償に向けては、岡崎市では「意義、目的を整理し、どのような手法が考えられるか」検討を進めているとしている。大口町は給食費半額補助、大治町は1人月額200円補助、飛島村は1人月額600円補助、長久手市は1食21円補助、愛西市は1食10円補助と、補助する自治体も増えている。岩倉市では義務教育の第3子以降を無料にしている。

給食費未納者が増えているなか、就学援助をすすめる自治体は増えているが、児童手当からの天引きや、督促状の発送に加え、法的措置もとるとし

ている自治体もある。名古屋市では2014年度から保護者に対し、給食費を期日までに納入することを約束する「申込書」を入学時に提出させているところもある。

全国でも給食費の無料化を実施する自治体(北海道三笠市、山口県和木市、茨城県大子町、山梨県早川町など)があり、「給食費無料に」の要求は高まっている。憲法26条「義務教育は、これを無償とする」の立場から、学校給食を無償とすることが求められており、少なくとも、給食費未納で給食が食べられない子どもを、早急になくすことが求められる。

また2013年度比で給食のセンター方式が小学校58.8%から60.4%へ、中学校62.8%から62.9%へ増加。なかでもセンター方式での委託は小学校30.1%から37.7%へ、中学校32.6%から38.5%へ、急速に増加している。こうした中で名古屋市の小学校が自校直営を守ってきているが委託化の動きもある。

④公的保育による保育実施を (P67参照)

児童福祉法第24条1項に基づく、保育を希望する児童には公的保育による保育実施を。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等施設形態の違いによって受ける保育に格差がないように求めた。

保育実施義務については、待機児童解消を行うことによって果たしているとする回答もあるが、保育を必要とする・保育所を希望する児童に保育所に入所させることで市町村が24条1項の保育実施義務を果たしているとする回答もあった。24条1項を形骸化させないためにも、「保育所」での保育を希望する保護者には、自治体の保育責任として「保育所」での保育を受けさせることが必要という認識に立つよう、自治体に求め続けることは重要。

ほとんどの自治体が、施設形態の違いによる保育格差が生じないように努めるとの回答。実現するための内容として、国の基準どおりだから、市の条例で定めたから、格差は生じないとする市町村が多い中、犬山市が、「地域型保育事業も公立の基準に合わせた」、江南は「一部国より上乗せして条例に」、岩倉は「事業所内保育で一部国を上回る基準」等と具体的に回答があった。

認定子ども園や地域型保育事業などを設置していないと明記した回答は、稲沢市、尾張旭市、田原市、愛西市、大口町、扶桑町、阿久比町、南知多町、の8自治体。弥富市は地域型なしと明記。本来は、保育を希望するすべての子どもが認可保育所で保育される権利がある。認可保育所との同等の基準を求め続ける必要がある。

また、育休取得時の上の子の保育については、年齢に関わらずそのまま通園を保障している自治体は、名古屋市・豊橋市・一宮市・津島市(希望者

は)・田原市・東郷町・大治町・蟹江町・美浜町・東栄町・豊根町、の11自治体。2歳以上はそのまの自治体は3自治体。3歳以上児はそのまという自治体は28自治体。定員に余裕があれば、という条件が付くところもある。退園させる自治体は豊田市、稲沢市の2自治体。保育時間認定のところでは、32自治体は中途変更や混乱はないと回答。混乱があるとした自治体は、14自治体。保護者の就労形態などなどにより中途変更があるが、混乱はないという自治体が7自治体となっている。

⑤児童虐待の現状と対応、早期発見、未然防止対策について (HP参照)

児童虐待については、ケースが多様化・複雑化し増加傾向にあり、専門知識を持ち経験ある職員の配置や関係機関との連携が引き続き課題となっている。早期発見、未然防止対策としては、ほとんどの市町村で要保護児童対策地域協議会が設置され、毎月の会議が開催されている。また、職員研修、ホームページ・広報での啓発、保健センターや民生委員による赤ちゃん訪問、保育所・幼稚園・小中学校・学童保育等との連携が実施されている。今後とも、虐待を増やさないよう、対応強化が求められる。

⑥小中学校にカウンセラーや相談員の配置

多くの自治体で配置されている。また、いじめ防止のための基本方針も半数近くの自治体で策定され、学校・教育委員会等との連携が図られている。学期毎にアンケートを実施する、「一日観察日」を設ける、「いじめ対策人権サポート委員会」を年2回開催するなど、より踏み込んだ対応策を実施している自治体もあり、今後とも、早期発見・早期対応のための様々な対策が求められる。

7. 障害者・児施策の拡充について(HP参照)

居宅介護	2013年	2014年	2015年
名古屋市	5609/40.5	6027/40.5	6321/39.5
豊橋市	381/23.0	453/22.7	462/24.5
岡崎市	807/32.5	835/18	847/28.1
豊田市	267/21.5	443/28.8	445/29.1
一宮市	385/44	496/28.9	525/28.5
春日井市	479/24	503/26.3	469/26.2

*8月時点 支給者数(人)/支給時間(平均)

昨年度に引き続き、福祉サービスがどのように広がったかを確認した。また、障害者が65歳になると居宅介護が障害福祉サービスから介護保険優先とされている実状も確かめた。

①訪問系各サービスの支給状況について

愛知県内の主要市で「居宅介護」の支給状況を比較すると、支給者数では春日井市以外は増加。平均時間では、岡崎のみ10時間増加し、名古屋では1時間減、その他は微増・減だ。名古屋では「支給時間の締め付けが強化されている」との声も

上がっている。

重度訪問介護・行動援護・同行援護の支給者数状況をみると重度訪問介護：11市12町村・行動援護：8市6町村・同行援護：1市9町村で支給者が「0」となっている。重度訪問介護の支給者が「0」の市が2市増えている。また、重度訪問介護の支給者「1人」が11市町村と昨年と変わらない。2014年度から重度訪問介護の対象者が知的・精神障害に対象拡大されているが、名古屋市でも重度訪問介護の支給者が1,514人から1,449人へと減っている。利用者条件の制限に加え重度訪問介護の報酬の低さもあり、利用できる障害者が少ないとともに、対応できる事業所も少ないことが背景にある。行動援護・同行援護の支給者数も大きな変化はなく、そもそも利用できる体制・基盤がない。こうしたことに対して、愛知県は「参入を促す」に終わっている。

② 地域生活支援事業の移動支援

平均支給時間が豊橋：8.8時間、半田：9.7時間、刈谷：9.8時間、犬山：2.6時間など、月に1～2回の余暇を楽しむこともできない。市町村格差が端的にあらわれている。

③ 計画相談支援の利用実績

2014年度中の完全実施について昨年の回答では8市4町が「完全実施の見込なし」と回答していたが、18市7町が「完全実施のできていない」と回答。「あり」とする中にも「計画相談事業所が少ない」「相談員不足」が昨年と同様に指摘され、県や国の意向どおりにはずすんでいない。

④ 障害福祉サービスと介護保険サービスの併給

併給者数では名古屋が昨年比121.8%と大幅に増加している。他市でも増加傾向にあるが、併給についてはケアマネが障害福祉サービスを理解していないことから増加の歩みが遅い。

障害者の高齢化への対応は、介護保険の枠にはおさまらない。訓練等給付支給決定者が少なからずいる点も障害福祉サービスだからといえる。

厚生労働省は1月20日、65歳以上の障害者が介護保険サービスを受ける際に支払う利用料について、減免措置を行う方針を決めた。

今国会に提出する障害者総合支援法の改正案に盛り込み、成立すれば2018年度から実施する。

障害福祉サービスは利用者の多くが無料で使えるのに対し、介護サービスでは1割の自己負担が発生する。障害者総合支援法には障害者でも65歳以上になると介護サービスが優先適用される「介護優先原則」があり、障害者団体がこの原則を外すよう求めていたものである。しかし、「介護保険優先」は維持されるため、障害者支援法等見直しでの改善が求められる。

⑤ 通院時の院内介助及び入院時のヘルパー派遣について (P72参照)

通院時の院内介助は、介護保険で2013年度28市町(51.9%)は2014年度33市町(61.1%)、障害福祉サービスで2013年度23市町(42.6%)は2014年度25市町(46.3%)といずれも増加している。

入院時のヘルパー派遣は、介護保険で2013年度8市町(14.8%)が、2014年度7市町(12.9%)、障害福祉サービスで2013年度2市町(3.7%)が2014年度2市町(3.7%)と横ばいである。

⑥ 障害者・児の相談支援事業について

(HP参照)

障害者・児の相談支援事業について、国にむけて拡充を要望しているところは、名古屋市・豊川市・犬山市・稲沢市・新城市・扶桑町の6自治体。幸田町は県へ要望。国の制度内で行い、動向を見守る、国へ要望する予定がないなどは、岡崎市・瀬戸市・安城市・東海市・江南市・豊山町・大治町・南知多町の8自治体。独自補助(金)を実施しているとはっきりわかる自治体は、名古屋市・弥富市・東郷町の3自治体。ほとんどの自治体が、自治体直雇用(公務員)の職員で対応するのではなく、事業委託して実施しているようである。

相談支援事業は、国の報酬では不十分と考えている自治体が複数あるような実態。引き続き、自治体から国へ制度充実の要望を上げてもらうこと、自治体独自補助の追及が必要である。

8. 予防接種、健診・検診

① 任意予防接種助成事業 (P74参照)

任意予防接種助成事業は、定期接種化を見据え様子見と回答する市町村が多くみられた。しかし、この間、名古屋市、豊橋市(B型肝炎)、豊田市・みよし市(おたふくかぜ、ロタ、B型肝炎)、田原市・設楽町(ロタ)が助成を開始している。また津島市は、子育て応援事業の子育て応援券でこれら予防接種に利用が可能としている。

定期接種化を待たず、「ワクチンで防げる病気はワクチンで防ぐ」の考えの下で、全市町村での助成制度実施が求められる。

ア. おたふくかぜ

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの任意予防接種への助成は、この間、豊田市・みよし市が新たに実施し、名古屋市・豊橋市・豊田市・小牧市・みよし市・飛島村・東栄町・豊根村の8市町村(14.8%)となった。小牧市・東栄町・豊根村が窓口負担なしで実施している。

重症化すると、無菌性髄膜炎や重度の難聴、合併症を引き起こすこともある。世界の国々と同様、2回の接種を定期接種化することが求められる。

イ. ロタウイルス

ロタウイルスワクチンの任意予防接種への助成

は、この間、豊田市・田原市・みよし市・設楽町が新たに実施し、名古屋市・豊橋市・豊田市・安城市・田原市・北名古屋市・みよし市・設楽町・東栄町・豊根村の10市町村(18.5%)となった。窓口負担なしでの実施は、東栄町・豊根村のみ。

ロタウイルスワクチンの接種で重症化を90%防ぐことができる。WHOはこのワクチンを、子どもが接種する最重要ワクチンの一つに位置付けている。

ウ. B型肝炎ウイルスワクチン

B型肝炎ウイルスワクチンへの助成を実施する自治体は現れてこなかったが、この間、名古屋市・豊橋市・豊田市・みよし市の4市(7.4%)が助成を開始した。窓口負担なしで実施する市町村はまだ無いが、徐々にその必要性が認識され始めてきている。

B型肝炎ウイルスワクチンは、1992年にWHOが世界中の子ども達に生まれてすぐに接種するよう指示しており、既にほとんどの国で定期接種化されている。わが国においても定期接種化への動きが見られるが、各市町村では定期接種化を待たず、助成することが求められる。

エ. 高齢者用肺炎球菌ワクチン (P75参照)

高齢者用肺炎球菌ワクチンは、2014年10月から定期接種化された。しかし、対象年齢が5歳刻みとされ、定期接種から漏れた人は任意予防接種となる。定期接種の対象者を拡大する形で任意接種を独自に実施している市町村は、41市町村(75.9%)となっている。被接種者の自己負担額は、豊根村が村内診療所で接種する場合は無料としている他は、すべての実施市町村で1,000円から5,220円とばらつきが見られる。

定期接種から漏れた人を対象とした任意接種の実施・継続と、接種をためらうことの無いよう自己負担額の引き下げを求めていくことが必要だ。

② 健診・検診事業 (HP参照)

特定健診・各種がん検診・歯周疾患検診を「毎年」「無料」で受診できるようにすることは、早期発見・早期治療に繋がる。

また、個別方式・集団方式ともに実施することが受診機会を増やし、受診率向上に寄与する。

これらのことから、全市町村で毎年自己負担なしでの健診・検診を、個別方式・集団方式両方で実施することが必要だ。

ア. 特定健診

自己負担なしで受診できるのは、個別方式で38市町村(70.4%)、集団方式で26市町村(48%)であり、個別方式・集団方式のどちらかで無料受診できるのは41市町村(75.9%)である。

個別方式で無料受診できる割合は昨年と比較し微増に留まるが、3分の2の市町村が実施しており、全自治体での無料化が期待される。

イ. 各種がん検診

自己負担なしで受診できるのは、肺がん検診の集団方式を除くとほとんど実施されていない。毎年受診に関しても実施は横ばいが続いている。

ウ. 歯周疾患検診

自己負担なしで受診できるのは、個別方式で41市町村(76%)、集団方式で15市町村(28%)と、2014年と同様であった。

個別方式・集団方式どちらかで毎年受診できるのは、21市町村(38.9%)と、3分の1を超える市町村で実施されている。

各市町村でも口腔の健康づくり推進条例が定められるなど、口腔の状態が健康と結びつくことが認識されてきており、今後更に無料実施する市町村を増やすことが求められる。

9. 今後の課題

2016年度予算では、「社会保障費が国の財政を悪化させる」と世論を煽り、医療機関の収入となる診療報酬を1.43%引き下げ、消費税増税に伴う「低所得者対策」として実施された福祉給付金は半減、子育て給付金は廃止する。その結果、社会保障予算は4997億円増に抑制された。さらに、社会保障費の増額分を5000億円程度に抑え込むための「改革工程表」を作成し、子育て支援の地域自治体での具体化、障害者福祉の「保険」化、公的年金の給付削減など日時分野を区切って実行する計画である。一方で軍事予算は、過去最高5兆円を超えた。

格差と貧困の解消のためには、本来、「税の徴収」と「所得の再配分」の両機能を果たすのが、国の役割であり、なかでも、社会保障による住民の命と暮らしへの支援が求められるが、安倍政権は大企業と富裕層への優遇税制の拡大と社会保障制度の切り捨てを推進し、一層格差を拡大している。

本来の国や自治体の役割発揮を求める自治体キャラバン行動の役割はますます重要となっていることを踏まえ、今後の課題を押さえたい。

1. 自治体を住民のいのちと暮らし守る砦に

～制度改悪に地域住民の目線で～

(1) 安心安全の介護の実現

介護保険制度が大きく変わる。「保険あって介護なし」という事態がより一層進むことが懸念される。高齢者の保険料・利用料の負担は極めて重く、介護保険への「公費投入」が必要になっている。

さらに、「介護保険外サービス」「新しい総合事業」が拡大されようとしているが、実施主体となる自治体の多くが「見通しが立たない」という状況である。

特養待機者の解消のために、国や県の責任による増設は引き続き必要である。

介護保険の実施主体は行政単位である。地域の実態やニーズに合わせた第6期・第7期介護保険事業計画の具体化など、地域住民が主体となった計画づくりがますます求められている。

(2) 生活保護問題

政府は2015年度予算で、生活保護の住宅扶助と冬季加算をそれぞれ30億円減額した。住宅扶助は2017年度には約190億円減額となる。3年計画で引き下げてきた生活扶助の減額約260億円も合わせると、約320億円の減額となり、受給者の生活を圧迫している。政府が貧困問題を解決するのではなく貧困を拡大・深化する政策を一貫してとっており、転換を求めるものである。

愛知県的生活保護世帯数・人数は、2014年は60,030世帯79,011人、2015年は60,483世帯79,171人。2014年度の保護開始件数は10,

871件と、相談件数35,442件の30%、申請件数11,614件の94%に過ぎない。「格差と貧困」の拡大の中で、受給を必要とする人が、もれなく受給できているのかどうか検証の必要がある。

生活保護基準の引き下げは、社会保障制度の基盤を切り崩すもので、最低賃金や年金、就学援助などに波及するものであり、すべての国民の問題である。県民の共通の理解に広めたい。

(3) 国保改善・福祉医療制度拡充を

2015年5月27日に、医療保険制度等の見直し関連法が成立し、2018年度から国民健康保険制度の都道府県単位化にむけた具体化がすすめられている。1958年に国民皆保険制度として、現在の「市町村運営」である国民健康保険制度が誕生して60年。その運営主体が変わる大改革が行われることになる。国民皆保険制度の中核であり、最後のセーフティーネットである国保制度を持続可能なものとしていくためには、国保制度の運営主体は市町村におき、市町村が運営しやすい環境を、財政面でも人材面、運営システム面でも作り上げていくことが求められている。

知事会は、国保を協会けんぽ並の保険料にするためには1兆円必要としていたが、2015年度は3400億円で妥協した。2015年度国は1700億円の財源を確保し、国保財政の安定化のために投入した。2016年、17年にも財政財政が投入される。

国が財政を投入することを受け、名古屋市は一人あたり平均3,213円引き下げた。他に、27市町村で国保料が引き下げられている。引き下げの理由として、「国の保険者支援を反映」「基金の取り崩し」「毎年度料率を変えるわけでないのに、前年の医療費があまりかからなかった場合に保険料が下がることもある」等の事情が示されている。引き続き「高すぎる国保料」の引き下げを求めた住民運動が重要になる。

国保への愛知県独自の補助金が2014年に廃止されたが、少なくとも1997年の水準(約28億円)に戻すことが必要だ。

(4) 子育て支援、就学援助など

① 子どもの貧困化対策計画を全自治体で

2013年に「子どもの貧困対策推進法」が成立し、14年8月に「子どもの貧困対策に対する大綱」が決定され、2015年はこれにもとづき地方自治体の具体化の推進が進められている。

自治体キャラバンへの愛知県の文書回答では、これまでの自立促進計画の推進に加えて、教育・学習支援について市町村へ取り組みを促すと答えている。学習支援は豊橋市、半田市、常滑市で実施され、春日井では実施に向けて検討中と文書回答で記している。「無料塾」や「こども食堂」のとりくみと、自治体がどうタイアップするかが課題である。

子どもの貧困化対策計画を全自治体が持つことが課題である。

②子どもの医療費助成の拡大

子ども医療費助成制度の拡大は、ますます強い要求になっている。愛知県は「通院」が「義務教育・就学前」、「入院」は「中学校卒業」までとなっている。国は就学前の窓口2割負担に留まっている。

愛知県内全市町村が県基準を拡大している。通院で、「小学校卒業」までは48市町村(89%)。「中学校卒業」までは46市町村(85%)。18歳年度末までは3町村(6%)ある。

県が制度として「通院」の「中学校卒業」まで引き上げることが、緊急に求められている。また、国にも制度として「義務教育就学前」までの医療費助成制度創設を強く求めたい。

③子ども・子育て支援新制度

2015年4月からは「子ども・子育て支援新制度」が実施され、保育分野にも直接契約が持ち込まれた。「児童福祉法第24条第1項」に定められた自治体の保育実施義務は私立保育園のみ残っている(直接契約ではない、重要なこと)が、公立保育所というスタンダードがなくなり、今後、私立保育園の認定こども園化が進めば自治体の保育実施義務の空洞化が進む。

自治体の保育実施責任を放棄させない観点から、愛知県内の自治体が「新制度」にどう対応しているか注視と運動が必要である。

また、県が廃止した「第3子以降の保育料無料制度」の復活が求められる。

④就学援助受給者の拡大

就学援助は63,064件(受給割合7.93%)と、横ばいであるが、全国平均15.64%の半分程度の受給に留まっている。「生活保護対象者の制度」などと間違った理解が広まっている。正しい広報、具体的な対象者の基準などを広める必要がある。

⑤学校給食費の無償化

子どもの貧困が拡大する中で、「学校給食の無償化」要求が強まっている。県内の要求運動ともに重点要求としての位置づけが求められている。

(5)障害者施策の充実を

障害のあることを「自己責任」とし「応益負担」を課した障害者自立支援法成立(2005年10月31日)から10年が経過した。この10年で障害者が地域で暮らし続けることの困難さは拡大しているともいえる。

その第一原因は、人材不足だ。地域での生活を支えるヘルパーや職員の報酬が低く、辞めていく人はいても、なり手がなく、特に小規模事業所が深刻だ。

一方、障害者の高齢化、介護を担ってきた親の高齢化への対応も急務になっている。

「障害福祉サービスと介護保険サービスの適用」では、国が幾度も通知しているように、本人希望を市町村の障害福祉担当が聞き取り、少なくとも介護保険サービスと障害者福祉サービスを併給(横出し・上乘せ)すべきである。また、介護保険利用に伴う利用料1割負担軽減対策が求められる。なお、国が通知を繰り返すのではなく、総合支援法第7条を即刻廃止すればこうした問題は解決する。

2. 地域での要求実現共同行動の重視

①事前学習会とともに事後学習のとりくみを

事前学習会の開催が広く定着してきている。情勢認識や共通の要求内容について理解を一致させるとともに、独自要求についても検討し提出することを引き続き取り組む。またキャラバンのまとめをもとにした、事後学習にも取り組む。

②地域要求の把握、請願・陳情書への反映

議会への「請願・陳情書」は、重点項目を絞りつつも全体を網羅することから、項目も多く、中にはすでに実施済みのものも含まれる。自治体ごとの到達をふまえ、提出する請願・陳情項目の精査が引き続き求められている。

請願・陳情書の訂正や分割・再提出を行っているのは15自治体である。「実施済み項目の削除」が豊明市・刈谷市・東郷町で、その他、各委員会ごとに分割するなどある。

実行委員会は事前学習に間に合うように、自治体からのアンケートと回答を求めている。各回答・アンケートをもとに、懇談でのポイントを地域ごとに設定することができる。個別の自治体対応を具体的に検討するためにも、さらに自治体単位での開催も実現させたい。

③キャラバン訪問時の懇談の充実

重点陳情事項をできるだけ絞り込み集中的な受け応えを準備する。発言も事前の打ち合わせの中で、内容や発言者の分担など具体的な相談がされることによって改善が進んできている。

また、懇談について、評価や改善点など意見交換し、次に生かすまとめの報告会なども課題としたい。

④地域社保協の確立を

キャラバン要請行動のまとめと実現に向けた地域運動の推進に向け、事後の報告会を開催する。

提出した要求の実現にむけ、懇談以降の進捗をつかみ、首長や議会への要請を強めるなど、継続的な働きかけが欠かせない。

また、地域を主体とした行動のセンターとして、「地域社保協」等を各自治体・行政区に1つを目標に、関係者の協力を得たい。自治体キャラバンの要求を支持する議員を増やすことや、住民目線に立った自治体づくりが大切である。

介護保険料額と保険料段階数

(2015年6月22日 愛知県保険医協会・愛知社保協調査)

- 第6期(2015～2017年度)の愛知県内の保険料額平均(加重平均)は5,191円
- 第5期(2012～2014年度)と比べ、423円の値上げとなった(値上げ率は8.9%)
- 保険料の値下げは半田市のみ(1.9%)、据え置きは大口町のみ(1.9%)、52市町村(96.3%)が値上げしている
- 値上げ率は高い順で①40.2%(飛島村)、②37.2%(東栄町)、③29.5%(設楽町)
- 平均(加重平均)の値上げ額は423円、値上げ率は8.9%
- 国の基準段階は9段階だが、東栄町・豊根村を除く全市町村がこれを超えた段階を設定している
- 最多は16段階で高浜市、最少は9段階で東栄町と豊根村

※第5期以前は前回のアンケート結果から転載

※豊川市の第2期保険料は合併前の保険料額

※西尾市の第2期～第3期の保険料は合併した1市3町の単純平均

※あま市の第2期～第4期の保険料は合併した3町の単純平均

市町村名	第2期 保険料額 (2003年度 ～2005年度)	第3期 保険料額 (2006年度 ～2008年度)	第4期 保険料額 (2009年度 ～2011年度)	第5期 保険料額 (2012年度 ～2014年度)	第6期 保険料額 (2015年度 ～2017年度)	値上げ額	値上げ率	段階
愛知県平均 (加重平均)	2,946	3,993	3,941	4,768	5,191	423	8.9%	—
1 名古屋市	3,153	4,398	4,149	5,440	5,894	454	8.3%	14
2 豊橋市	2,650	3,760	3,960	4,300	4,800	500	11.6%	11
3 岡崎市	2,900	3,900	4,100	4,300	4,770	470	10.9%	14
4 一宮市	2,890	3,800	3,859	5,125	5,200	75	1.5%	12
5 瀬戸市	3,005	4,147	4,188	4,430	4,945	515	11.6%	13
6 半田市	3,567	4,050	3,945	4,980	4,930	-50	-1.0%	11
7 春日井市	2,996	4,087	4,106	4,649	5,047	398	8.6%	11
8 豊川市	2,653	3,616	3,944	4,590	5,180	590	12.9%	11
9 津島市	3,200	4,540	4,011	5,181	5,300	119	2.3%	14
10 碧南市	2,720	3,300	3,360	4,500	4,600	100	2.2%	12
11 刈谷市	2,700	3,700	3,700	4,440	4,940	500	11.3%	13
12 豊田市	2,885	3,838	3,838	4,280	4,800	520	12.1%	10
13 安城市	2,700	3,700	3,700	4,150	4,800	650	15.7%	12
14 西尾市	2,650	3,225	3,700	4,200	4,800	600	14.3%	13
15 蒲郡市	2,675	3,618	4,086	4,472	4,900	428	9.6%	11
16 犬山市	2,850	3,563	3,296	3,992	4,558	566	14.2%	11
17 常滑市	2,800	3,200	4,000	4,800	4,950	150	3.1%	12
18 江南市	2,924	3,752	3,778	4,177	4,945	768	18.4%	10
19 小牧市	2,897	3,587	3,587	3,647	4,163	516	14.1%	11
20 稲沢市	2,657	3,830	3,855	4,400	4,600	200	4.5%	10
21 新城市	2,496	3,560	3,560	4,450	4,950	500	11.2%	11
25 知立市	2,650	2,950	3,200	3,680	4,250	570	15.5%	12
26 尾張旭市	3,014	4,190	4,005	4,155	4,820	665	16.0%	11
27 高浜市	3,388	4,296	4,400	5,260	5,480	220	4.2%	16
28 岩倉市	2,916	3,785	3,495	4,100	4,814	714	17.4%	11
29 豊明市	2,750	4,550	3,845	4,529	5,475	946	20.9%	13
30 日進市	2,800	4,580	3,617	4,370	5,190	820	18.8%	12
31 田原市	2,473	3,540	3,540	4,216	4,750	534	12.7%	11
32 愛西市	2,910	3,850	3,850	4,350	4,800	450	10.3%	11

市町村名	第2期 保険料額 (2003年度 ~2005年度)	第3期 保険料額 (2006年度 ~2008年度)	第4期 保険料額 (2009年度 ~2011年度)	第5期 保険料額 (2012年度 ~2014年度)	第6期 保険料額 (2015年度 ~2017年度)	値上げ額	値上げ率	段階	
33	清須市	3,071	3,689	3,942	4,898	4,984	86	1.8%	10
34	北名古屋市	3,021	3,824	3,665	4,316	4,650	334	7.7%	10
35	弥富市	2,679	3,500	3,450	4,550	4,760	210	4.6%	12
36	みよし市	2,690	3,680	3,680	3,680	4,040	360	9.8%	10
37	あま市	2,864	2,356	3,789	4,300	4,700	400	9.3%	12
38	長久手市	3,183	4,355	4,002	4,283	5,045	762	17.8%	10
39	東郷町	2,931	4,407	3,808	3,846	4,664	818	21.3%	11
40	豊山町	2,516	3,694	3,899	4,382	5,300	918	20.9%	10
41	大口町	2,941	3,450	3,450	3,750	3,750	0	0.0%	11
42	扶桑町	2,726	3,345	3,454	3,969	4,381	412	10.4%	12
43	大治町	2,800	4,000	4,000	4,500	4,900	400	8.9%	12
44	蟹江町	2,700	3,000	3,500	4,750	5,100	350	7.4%	11
45	飛島村	2,900	2,900	3,301	4,650	6,520	1,870	40.2%	12
46	阿久比町	2,910	4,380	3,650	4,400	4,780	380	8.6%	12
48	南知多町	2,650	3,400	3,400	4,400	5,100	700	15.9%	12
49	美浜町	2,600	3,500	3,600	4,500	5,100	600	13.3%	12
50	武豊町	3,000	3,700	3,980	4,780	4,850	70	1.5%	12
51	幸田町	2,800	3,200	3,500	3,800	4,100	300	7.9%	11
52	設楽町	2,700	3,400	3,700	4,400	5,700	1,300	29.5%	11
53	東栄町	2,700	3,800	4,100	4,300	5,900	1,600	37.2%	9
54	豊根村	2,700	3,600	3,560	4,500	5,300	800	17.8%	9
—	知多北部広域連合	2,990	3,941	4,030	4,934	5,073	139	2.8%	11

		第9段階	2
値下げ*	1	第10段階	8
据え置き	1	第11段階	21
値上げ*	52	第12段階	15
		第13段階	4
		第14段階	3
		第15段階	0
		第16段階	1

第6期保険料段階と倍率と所得金額

(2015年6月22日 愛知県保険医協会・愛知社保協調査)

市町村名	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 (基準額)	第6段階		第7段階		第8段階		第9段階	
	世帯全員が住民税非課税					本人が住民税課税							
	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	
1 名古屋市	0.40	0.65	0.75	0.85	1.00	1.05	80万未満	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	290万未満
2 豊橋市	0.50	0.70	0.75	0.83	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満
3 岡崎市	0.45	0.70	0.70	0.90	1.00	1.05	80万未満	1.10	120万未満	1.25	190万未満	1.50	290万未満
4 一宮市	0.45	0.60	0.75	0.90	1.00	1.10	125万未満	1.25	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満
5 瀬戸市	0.45	0.62	0.75	0.88	1.00	1.10	120万未満	1.23	190万未満	1.35	290万未満	1.50	400万未満
6 半田市	0.40	0.69	0.75	0.83	1.00	1.15	125万未満	1.35	200万未満	1.65	400万未満	1.90	600万未満
7 春日井市	0.50	0.70	0.75	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.25	190万未満	1.50	400万未満	1.60	600万未満
8 豊川市	0.45	0.70	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満
9 津島市	0.45	0.57	0.60	0.70	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.60	290万未満	1.70	350万未満
10 碧南市	0.40	0.70	0.75	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満
11 刈谷市	0.35	0.65	0.65	0.85	1.00	1.20	125万未満	1.30	200万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満
12 豊田市	0.45	0.60	0.75	0.85	1.00	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	400万未満	1.75	800万未満
13 安城市	0.40	0.60	0.65	0.80	1.00	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	300万未満	1.60	500万未満
14 西尾市	0.45	0.70	0.75	0.90	1.00	1.15	120万未満	1.25	190万未満	1.50	290万未満	1.60	350万未満
15 蒲郡市	0.50	0.65	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満
16 犬山市	0.50	0.65	0.75	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.25	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満
17 常滑市	0.50	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満
18 江南市	0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満
19 小牧市	0.45	0.65	0.75	0.83	1.00	1.10	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.60	500万未満
20 稲沢市	0.50	0.65	0.75	0.90	1.00	1.15	120万未満	1.25	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満
21 新城市	0.50	0.65	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満
25 知立市	0.50	0.70	0.70	0.80	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満
26 尾張旭市	0.35	0.60	0.70	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.60	400万未満
27 高浜市	0.45	0.65	0.70	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.20	125万未満	1.30	190万未満	1.40	200万未満
28 岩倉市	0.45	0.63	0.75	0.88	1.00	1.13	120万未満	1.25	190万未満	1.50	290万未満	1.65	500万未満
29 豊明市	0.40	0.65	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.40	290万未満	1.50	340万未満
30 日進市	0.40	0.65	0.75	0.90	1.00	1.13	120万未満	1.25	190万未満	1.50	290万未満	1.63	400万未満
31 田原市	0.50	0.70	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満
32 愛西市	0.45	0.60	0.65	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.60	500万未満
33 清須市	0.45	0.70	0.75	0.88	1.00	1.25	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.60	400万未満
34 北名古屋	0.45	0.65	0.75	0.83	1.00	1.25	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満
35 弥富市	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満
36 みよし市	0.35	0.65	0.75	0.85	1.00	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	500万未満	1.70	800万未満
37 あま市	0.45	0.65	0.75	0.80	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満
38 長久手市	0.40	0.65	0.75	0.88	1.00	1.15	125万未満	1.40	190万未満	1.60	300万未満	1.80	500万未満
39 東郷町	0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.10	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満
40 豊山町	0.45	0.58	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.60	500万未満
41 大口町	0.40	0.65	0.70	0.80	1.00	1.20	125万未満	1.25	190万未満	1.50	290万未満	1.60	500万未満
42 扶桑町	0.50	0.65	0.75	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.60	400万未満
43 大治町	0.50	0.70	0.75	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.25	190万未満	1.50	290万未満	1.63	500万未満
44 蟹江町	0.45	0.70	0.75	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.25	190万未満	1.45	290万未満	1.65	500万未満
45 飛島村	0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満
46 阿久比町	0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満
48 南知多町	0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満
49 美浜町	0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満
50 武豊町	0.45	0.75	0.75	0.87	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	450万未満
51 幸田町	0.40	0.70	0.75	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.55	400万未満
52 設楽町	0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満
53 東栄町	0.50	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	290万以上
54 豊根村	0.50	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	290万以上
— 知多北部広域連合	0.50	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満

国の示す保険料段階の対象者及び所得基準は下記の通り

第1段階	生活保護世帯または世帯非課税で高齢福祉年金受給者及び世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円以下
第2段階	世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円超～120万円以下
第3段階	世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が120万円超
第4段階	世帯課税で本人非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円以下
第5段階	世帯課税で本人非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円超 ※基準段階

※名古屋市は「生保又は高齢福祉年金受給者」と「本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額が80万円以下の方」の段階を分けているが、この表では合わせて1段階とした

第10段階		第11段階		第12段階		第13段階		第14段階		第15段階		第16段階		市町村名	
倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準		
本人が住民税課税															
1.70	400万未満	1.90	540万未満	2.10	700万未満	2.30	1000万未満	2.50	1000万以上					名古屋市	1
1.80	800万未満	1.90	800万以上											豊橋市	2
1.70	400万未満	1.85	600万未満	1.90	800万未満	1.95	1000万未満	2.00	1000万以上					岡崎市	3
1.80	700万未満	1.90	1000万未満	2.00	1000万以上									一宮市	4
1.75	600万未満	1.85	800万未満	1.95	1000万未満	2.05	1000万以上							瀬戸市	5
2.00	1000万未満	2.20	1000万以上											半田市	6
1.70	800万未満	1.75	800万以上											春日井市	7
1.80	750万未満	1.90	750万以上											豊川市	8
1.85	500万未満	2.15	650万未満	2.20	800万未満	2.25	1000万未満	2.30	1000万以上					津島市	9
1.80	700万未満	1.90	1000万未満	2.00	1000万以上									碧南市	10
1.90	500万未満	2.10	700万未満	2.30	1000万未満	2.50	1000万以上							刈谷市	11
2.00	800万以上													豊田市	12
1.70	700万未満	1.80	900万未満	1.90	900万以上									安城市	13
1.70	500万未満	1.80	800万未満	1.90	1000万未満	2.00	1000万以上							西尾市	14
1.80	750万未満	1.90	750万以上											蒲都市	15
1.75	1000万未満	1.80	1000万以上											犬山市	16
1.80	600万未満	1.90	800万未満	2.00	800万以上									常滑市	17
1.80	500万以上													江南市	18
1.70	1000万未満	1.80	1000万以上											小牧市	19
1.75	500万以上													稲沢市	20
1.80	750万未満	1.90	750万以上											新城市	21
1.80	600万未満	1.90	1000万未満	2.00	1000万以上									知立市	25
1.75	600万未満	1.85	600万以上											尾張旭市	26
1.50	290万未満	1.70	350万未満	1.75	500万未満	1.80	600万未満	1.85	700万未満	1.95	850万未満	2.00	850万以上	高浜市	27
1.75	800万未満	1.85	800万以上											岩倉市	28
1.60	500万未満	1.80	800万未満	2.00	1000万未満	2.20	1000万以上							豊明市	29
1.75	700万未満	2.00	1000万未満	2.25	1000万以上									日進市	30
1.80	800万未満	1.90	800万以上											田原市	31
1.75	800万未満	1.85	800万以上											愛西市	32
1.70	400万以上													清須市	33
1.85	500万以上													北名古屋	34
1.90	700万未満	2.00	1000万未満	2.10	1000万以上									弥富市	35
1.80	800万以上													みよし市	36
1.80	800万未満	1.90	1000万未満	2.00	1000万以上									あま市	37
2.00	500万以上													長久手市	38
1.90	700万未満	2.00	700万以上											東郷町	39
1.70	500万以上													豊山町	40
1.75	1000万未満	1.85	1000万以上											大口町	41
1.70	500万未満	1.80	1000万未満	1.90	1000万以上									扶桑町	42
1.75	800万未満	1.85	1000万未満	1.95	1000万以上									大治町	43
1.75	1000万未満	1.90	1000万以上											蟹江町	44
1.90	750万未満	2.10	1000万未満	2.30	1000万以上									飛島村	45
1.80	600万未満	1.90	800万未満	2.00	800万以上									阿久比町	46
1.80	600万未満	1.90	800万未満	2.00	800万以上									南知多町	48
1.80	600万未満	1.90	800万未満	2.00	800万以上									美浜町	49
1.84	700万未満	2.15	1000万未満	2.30	1000万以上									武豊町	50
1.80	600万未満	1.90	600万以上											幸田町	51
1.80	800万未満	1.90	800万以上											設楽町	52
														東栄町	53
														豊根村	54
1.80	600万未満	1.90	600万以上											知多北部広域連合	—

※第1段階は公費による軽減を含む自治体もある
 ※2017年度に低所得者段階のさらなる軽減を予定している自治体もあるがこの表では記載しない
 ※第1段階を低く設定しているのは、弥富市(0.3倍)、刈谷市・尾張旭市・みよし市(0.35倍)など
 ※段階を最も増やしているのは、高浜市(16段階)、段階が最も少ないのは東栄町・豊根村(9段階)
 ※最高倍率が高いのは名古屋市・刈谷市(2.5倍)、津島市・飛島村・武豊町(2.3倍)、日進市(2.25倍)、
 半田市・豊明市(2.2倍)、瀬戸市(2.05倍)、岡崎市・一宮市・碧南市・豊田市・西尾市・常滑市・知立市・高浜市・
 あま市・長久手市・東郷町・阿久比町・南知多町・美浜町(2.0倍)などがある

介護保険料の低所得者減免実施市町村一覧

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※減免実施市町村数は、24市町村。

実施市町村の割合は、44.4%。

※「3原則項目」欄の○印は、介護保険利用者の立場に立って、3原則を超えて実施している市町村。

※2014年度の減免実績は、3,710件、3,527万円。

※2014年度実績も「件数」欄を人数で回答している市町村があると想定される。

【実施割合の推移】2000年5% → 2001年14%

→ 2002年18% → 2003年44% → 2004年47% → 2005年54% → 2006年48%

→ 2007年56% → 2008年54% → 2009年53% → 2010年55% → 2011年57%

→ 2012年54% → 2013年54% → 2014年54% → 2015年44%

保険料単独減免に対して、厚労省が禁止を指導する3原則

- ①保険料の全額免除
- ②資産状況等を把握せず収入のみに着目した一律の減免
- ③保険料減免分に対する一般財源の繰入れ

市町村名	減免対象となる所得段階区分等	3原則項目			申請不要	2014年度実績		
		資産制限なし	全額免除	一般会計		件数	金額	
合計	減免実施市町村数:29	6	0	0	1	3,709	35,259,302	
2	豊橋市	所得80万円以下の内、一定条件の人	×	×	×	×	24	116,530
3	岡崎市	第1・3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	105	1,214,380
4	一宮市	第1・3段階(収入による制限あり)	○	×	×	○	2,729	24,301,400
5	瀬戸市	特例第3、第3段階(生活保護基準以下)	×	×	×	×	0	0
6	半田市	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	1	14,940
8	豊川市	第1-4段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	51	294,678
9	津島市	第1段階	×	×	×	×	0	0
10	碧南市	第1段階-第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	9	89,550
12	豊田市	生活保護基準以下など	×	×	×	×	22	328,380
14	西尾市	第1-特例3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	13	200,520
15	蒲郡市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	99	806,244
16	犬山市	第2段階(生活保護基準以下)	×	×	×	×	0	0
19	小牧市	特例第3段階(収入による制限あり)	○	×	×	×	0	0
25	知立市	第1段階(生保は除く)・第2・3段階(資産制限あり)	○	×	×	×	92	558,000
28	岩倉市	老齢福祉年金受給者(収入による制限あり)	×	×	×	×	1	22,400
30	日進市	第1段階(生保は除く)	○	×	×	×	1	10,700
31	田原市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	17	171,700
34	北名古屋市	第1-3段階(資産等制限あり)	×	×	×	×	14	172,100
35	弥富市	第2-5段階(生活保護基準以下)	○	×	×	×	0	0
42	扶桑町	第1-4段階(生活保護基準以下)	○	×	×	×	0	0
44	蟹江町	第1・2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	466	6,412,440
46	阿久比町	第1・3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	0	0
50	武豊町	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	2	21,220
51	幸田町	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	63	524,120

後期高齢者医療における滞納者数等について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	被保険者数 (人) (A)	保険料滞納者数		短期保険証発行数		差し押さえ				
		(人) (B)	割合 (B/A)	(人) (C)	割合 (C/B)	2014年度			2013年度	
						件数 (件)	金額 (円)	1件あたり (円)	件数 (件)	金額 (円)
合計	816,604	12,362	1.51%	836	6.76%	137	22,495,356	164,200	137	17,087,370
1 名古屋市	258,797	3,279	1.27%	315	9.61%	57	15,493,039	271,808	6	3,181,300
2 豊橋市	42,187	685	1.62%	61	8.91%	1	5,913	5,913	2	691,500
3 岡崎市	37,269	329	0.88%	42	12.77%	8	559,000	69,875	7	847,500
4 一宮市	45,436	424	0.93%	49	11.56%	16	1,176,860	73,554	20	4,051,972
5 瀬戸市	16,757	541	3.23%	16	2.96%	0	0	0	0	0
6 半田市	12,846	41	0.32%	9	21.95%	7	291,296	41,614	6	718,600
7 春日井市	32,704	3,743	11.45%	0	0.00%	10	1,322,900	132,290	3	148,600
8 豊川市	21,299	179	0.84%	38	21.23%	4	295,000	73,750	7	4,239,400
9 津島市	8,043	135	1.68%	0	0.00%	0	0	0	0	0
10 碧南市	8,068	23	0.29%	0	0.00%	0	0	0	0	0
11 刈谷市	12,550	20	0.16%	5	25.00%	0	0	0	0	0
12 豊田市	37,427	388	1.04%	86	22.16%	0	0	0	0	0
13 安城市	16,402	83	0.51%	36	43.37%	0	0	0	0	0
14 西尾市	19,485	38	0.20%	15	39.47%	4	1,257,500	314,375	3	54,800
15 蒲郡市	11,387	92	0.81%	22	23.91%	0	0	0	0	0
16 犬山市	9,355	82	0.88%	0	0.00%	0	0	0	0	0
17 常滑市	7,431	24	0.32%	0	0.00%	0	0	0	1	419,300
18 江南市	12,069	138	1.14%	0	0.00%	0	0	0	0	0
19 小牧市	14,603	128	0.88%	16	12.50%	9	1,054,200	117,133	67	930,500
20 稲沢市	15,881	112	0.71%	7	6.25%	21	1,039,648	49,507	13	717,821
21 新城市	8,443	84	0.99%	2	2.38%	0	0	0	0	0
22 東海市	10,904	41	0.38%	3	7.32%	0	0	0	0	0
23 大府市	8,095	25	0.31%	2	8.00%	0	0	0	0	0
24 知多市	9,323	30	0.32%	5	16.67%	0	0	0	0	0
25 知立市	6,261	57	0.91%	2	3.51%	0	0	0	0	0
26 尾張旭市	8,862	63	0.71%	5	7.94%	0	0	0	0	0
27 高浜市	4,452	88	1.98%	0	0.00%	0	0	0	0	0
28 岩倉市	5,052	85	1.68%	5	5.88%	0	0	0	0	0
29 豊明市	7,489	44	0.59%	8	18.18%	0	0	0	0	0
30 日進市	7,640	188	2.46%	3	1.60%	0	0	0	0	0
31 田原市	8,419	258	3.06%	23	8.91%	0	0	0	0	0
32 愛西市	8,675	123	1.42%	14	11.38%	0	0	0	0	0
33 清須市	7,218	84	1.16%	0	0.00%	0	0	0	0	0
34 北名古屋市	8,380	132	1.58%	0	0.00%	0	0	0	0	0
35 弥富市	4,988	7	0.14%	3	42.86%	0	0	0	0	0
36 みよし市	4,103	25	0.61%	4	16.00%	0	0	0	0	0
37 あま市	9,480	123	1.30%	17	13.82%	0	0	0	2	1,086,077
38 長久手市	3,636	18	0.50%	0	0.00%	0	0	0	0	0
39 東郷町	3,774	66	1.75%	1	1.52%	0	0	0	0	0
40 豊山町	1,374	13	0.95%	0	0.00%	0	0	0	0	0
41 大口町	2,256	10	0.44%	0	0.00%	0	0	0	0	0
42 扶桑町	4,157	72	1.73%	0	0.00%	0	0	0	0	0
43 大治町	2,587	14	0.54%	6	42.86%	0	0	0	0	0
44 蟹江町	4,037	103	2.55%	1	0.97%	0	0	0	0	0
45 飛島村	650	28	4.31%	1	3.57%	0	0	0	0	0
46 阿久比町	3,221	16	0.50%	0	0.00%	0	0	0	0	0
47 東浦町	5,463	17	0.31%	0	0.00%	0	0	0	0	0
48 南知多町	3,513	19	0.54%	0	0.00%	0	0	0	0	0
49 美浜町	3,116	8	0.26%	6	75.00%	0	0	0	0	0
50 武豊町	4,308	9	0.21%	5	55.56%	0	0	0	0	0
51 幸田町	3,652	11	0.30%	3	27.27%	0	0	0	0	0
52 設楽町	1,585	10	0.63%	0	0.00%	0	0	0	0	0
53 東栄町	1,125	7	0.62%	0	0.00%	0	0	0	0	0
54 豊根村	370	0	0.00%	0	0.00%	0	0	0	0	0

介護保険利用料の低所得者減免実施市町村一覧

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※大口町が新たに実施した。

※減免実施市町村数は21で、実施市町村の割合は38.9%

※対象者の範囲が狭いために、実質機能していない制度の自治体もある

※2014年度の減免実績は、7,581件、8,240万円。

【実施割合の推移】2000年8% → 2001年15% → 2002年25% → 2003年32%

→ 2004年36% → 2005年35% → 2006年37% → 2007年40% → 2008年41%

→ 2009年40% → 2010年44% → 2011年41% → 2012年39% → 2013年39%

→ 2014年39% → 2015年39%

市町村名	対象者	減免内容				一般会計からの繰入	給付方法	2014年度実績		
		預金や不動産の制限なし	訪問介護の利用者負担	居宅サービス利用料の助成割合	施設サービス利用料の助成割合			件数	金額(円)	
合計	減免実施市町村数: 21	9	—	—	—	16	—	7,581	82,406,333	
2	豊橋市	保険料徴収段階ごとに独自の基準額を設定し、「高額介護サービス費」限度額との差額を助成する実質的な利用料減免				○	償還	1,038	35,499,399	
3	岡崎市	第1-2段階(収入による制限あり)	×	—	1/2	—	○	償還	37	252,898
6	半田市	住民税非課税世帯	○	—	1/2	—	○	償還	61	2,638,849
10	碧南市	第1・2段階、第3段階(収入による制限あり)	×	—	1/2	1/2	○	償還	3	210,749
11	刈谷市	住民税非課税世帯(生保世帯除く)	×	—	1/2	—	○	償還	215	878,487
12	豊田市	住民税非課税世帯	○	—	1/5	—	○	償還	999	1,840,008
13	安城市	住民税非課税世帯等(生保世帯除く)	×	—	1/2	—	○	償還	89	528,581
14	西尾市	第1段階	○	—	1/2	—	○	償還	841	6,578,217
		第2・3段階の要介護3~5			1/5	—				
18	江南市	所得税非課税世帯	○	5%	—	—	○	現物	3,598	9,979,540
—	知多北部広域連合	第1-3段階(収入による制限あり)	×	—	3/4	3/4	×	償還(特別会計)	35	3,009,920
		第3段階(収入による制限あり)			1/2	1/2				
25	知立市	住民税非課税世帯(生保世帯除く)	○	—	1/2	—	○	償還	1	3,584
28	岩倉市	第1段階(高齢福祉年金受給者)	○	—	1/2	1/2	○	償還	0	0
30	日進市	国の訪問介護特別対策対象者	○	5%	—	—	○	償還	0	0
35	弥富市	生活保護基準以下	○	5%	1/2	1/2	×	現物	0	0
41	大口町	非課税世帯のデイサービス食事代支援	○	—	—	—	○	現物	0	0
46	阿久比町	住民税非課税世帯	×	3%	—	—	○	償還※	527	1,590,399
50	武豊町	住民税非課税世帯	×	—	1/2	—	○	償還		18,913,738
		介護老人福祉施設の入所者(収入による制限あり)	×	—	—	1/2		現物		
51	幸田町	住民税非課税世帯(収入の制限あり)	×	—	1/2	—	○	償還	137	481,964

特別養護老人ホームの待機者数

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※特別養護老人ホームの待機者数は2014年20,857人であったが、2015年17,277人となっている。
 ※名寄せでの正確な数字を出した自治体があるほか、入所基準が要介護3以上に限定されたことが反映している。
 ※いずれにせよ、特別養護老人ホームの増設が求められている。

市町村名	2013年 9月1日 調査	2014年 9月1日 調査	2015年 9月1日 調査	年月現在
合計	22,041	20,857	17,277	—
1 名古屋市	6,554	6,236	5,336	15/4
2 豊橋市	785	795	799	14/8
3 岡崎市	1,998	2,112	集計中	15/5
4 一宮市	591	539	539	14/4
5 瀬戸市	144	183	183	14/3
6 半田市	654	595	597	15/7
7 春日井市	377	529	1,060	15/3
8 豊川市	111	373	373	14/4
9 津島市	991	980	725	15/3
10 碧南市	51	92	92	14/4
11 刈谷市	178	198	82	15/8
12 豊田市	908	876	788	15/3
13 安城市	118	128	113	15/4
14 西尾市	1,861	415	415	14/4
15 蒲郡市	520	581	325	15/6
16 犬山市	195	208	220	14/4
17 常滑市	不明		—	
18 江南市	247	744	761	15/6
19 小牧市	272	250	150	15/8
20 稲沢市	578	373	232	14/4
21 新城市	342	200	—	
22 東海市	228	242	212	15/4
23 大府市	178	186	184	15/4
24 知多市	138	137	137	15/4
25 知立市	134	102	102	14/4
26 尾張旭市	60	41	41	14/4
27 高浜市	128	153	164	15/8

市町村名	2013年 9月1日 調査	2014年 9月1日 調査	2015年 9月1日 調査	年月現在
28 岩倉市	321	197	94	—
29 豊明市	91	90	90	14/4
30 日進市	38	36	37	14/8
31 田原市	403	171	171	14/8
32 愛西市	218	491	415	15/8
33 清須市	186	200	184	15/4
34 北名古屋市	150	146	137	15/4
35 弥富市	316	210	374	15/8
36 みよし市	115	108	97	15/8
37 あま市	110	101	101	14/4
38 東郷町	302	251	40	14/7
39 長久手市	270	380	354	15/7
40 豊山町	不明	6	26	15/9
41 大口町	31	29	22	15/8
42 扶桑町	64	94	79	15/8
43 大治町	17	12	12	14/4
44 蟹江町	179	102	85	15/6
45 飛島村	27	33	22	15/9
46 阿久比町	34	28	28	14/4
47 東浦町	145	159	150	15/4
48 南知多町	85	129	568	15/3
49 美浜町	31	69	69	14/4
50 武豊町	260	299	187	15/7
51 幸田町	89	87	87	14/4
52 設楽町	77	24	111	15/9
53 東栄町	123	121	94	15/9
54 豊根村	18	16	13	15/9

地域包括支援センターの状況

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※田原市が1カ所増やした。 ※東海市・大府市・東浦町が各1カ所減らした。

市町村名	地域包括支援センター数			職員配置人数		
	合計	直営	委託	合計	正職員	非正規職員
合計	203	12	191	1,290	929	387
1 名古屋市	29	0	29	280	126	154
2 豊橋市	18	0	18	79	71	8
3 岡崎市	14	0	14	71	56	15
4 一宮市	7	0	7	49	45	4
5 瀬戸市	7	0	7	24	21	3
6 半田市	1	0	1	11	9	2
7 春日井市	10	0	10	57	53	4
8 豊川市	4	0	4	33	23	10
9 津島市	3	0	3	13	9	4
10 碧南市	2	1	1	19	12	7
11 刈谷市	4	0	4	22	19	3
12 豊田市	25	0	25	90	81	9
13 安城市	2	0	2		14	11
14 西尾市	7	0	7	36	28	8
15 蒲郡市	4	0	4	23	16	7
16 犬山市	1	1	0	31	5	26
17 常滑市	1	1	0	9	6	3
18 江南市	3	0	3	15	15	0
19 小牧市	4	0	4	25	20	5
20 稲沢市	6	0	6	20	19	1
21 新城市	1	0	1	7	3	4
22 東海市	4	0	4	39	35	4
23 大府市	4	0	4	39	35	4
24 知多市	1	0	1	12	10	2
25 知立市	1	0	1	7	3	4
26 尾張旭市	1	0	1	16	8	8
27 高浜市	1	1	0	12	10	2
28 岩倉市	1	0	1	11	4	7
29 豊明市	2	0	2			
30 日進市	3	0	3	16	12	4
31 田原市	3	0	3	14	12	2
32 愛西市	2	1	1	15	13	2
33 清須市	1	0	1	13	6	7
34 北名古屋市	1	1	0	12	5	7
35 弥富市	1	0	1	5.5	5.5	0
36 みよし市	1	1	0	9	5	4
37 あま市	1	1	0	13	8	5
38 長久手市	2	0	2	11	8	3
39 東郷町	1	0	1	8	3	5
40 豊山町	1	1	0	3	2	1
41 大口町	1	0	1	7	4	3
42 扶桑町	1	0	1	6	4	2
43 大治町	1	0	1	3	3	0
44 蟹江町	2	0	2	6	6	1
45 飛島村	1	1	0	3	3	0
46 阿久比町	1	1	0	4	3	1
47 東浦町	4	0	4	50	42	8
48 南知多町	1	1	0	7	4	3
49 美浜町	1	0	1	4	4	0
50 武豊町	1	0	1	14	6	8
51 幸田町	1	0	1	5	4	1
52 設楽町	1	0	1	5	5	0
53 東栄町	1	0	1	4	3	1
54 豊根村	1	0	1	2	2	0

住宅改修・福祉用具・高額介護サービス費の受領委任払い制度の実施状況 (2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※住宅改修の受領委任払い制度は、新たにみよし市が実施し、43市町村(79.6%)となった。実績は昨年より206件増加し、16,456件となった。

※福祉用具の受領委任払い制度は、35市町村(64.8%)。実績は昨年よりも222件増加し、12,129件となった。

※高額介護サービス費の受領委任払いをしているのは豊田市のみ

※**ゴチック**は新たに実施した市町村

《住宅改修》

【実施割合】2005年29% → 2006年33% → 2007年52% → 2008年59% → 2009年67% → 2010年70% → 2011年76% → 2012年76% → 2013年78% → 2014年80%

【実施数】2005年6,253 → 2006年6,404 → 2007年6,380 → 2008年7,728 → 2009年9,885 → 2010年11,971 → 2011年13,432 → 2012年14,797 → 2013年16,248 → 2014年16,456

《福祉用具》

【実施割合】2006年22% → 2007年27% → 2008年41% → 2009年44% → 2010年51% → 2011年56% → 2012年61% → 2013年61% → 2014年65%

【実施数】2005年549 → 2006年1,374 → 2007年4,225 → 2008年6,589 → 2009年11,505 → 2010年13,333 → 2011年10,010 → 2012年11,252 → 2013年11,907 → 2014年12,129

《高額介護サービス費》

【実施割合】2012年2% → 2013年2% → 2014年2%

【実施数】2012年47 → 2013年14 → 2014年0

※○:実施している、△:検討中の市町村、×:実施予定なし

市町村名	住宅改修				福祉用具				高額介護サービス費			
	実施状況	実績			実施状況	実績			実施状況	実績		
		2012年度	2013年度	2014年度		2012年度	2013年度	2014年度		2012年度	2013年度	2014年度
合計	43	14,797	16,248	16,456	35	11,252	11,907	12,129	1	47	14	0
1 名古屋市	○	6,038	6,695	6,535	×	—	—	—	×	—	—	—
2 豊橋市	△	—	—	—	△	—	—	—	×	—	—	—
3 岡崎市	○	791	830	814	○	915	1,002	971	×	—	—	—
4 一宮市	○	1,090	1,548	1,263	○	1,409	1,768	1,465	×	—	—	—
5 瀬戸市	○	358	382	411	○	486	564	525	×	—	—	—
6 半田市	○	333	358	339	○	397	359	332	×	—	—	—
7 春日井市	○	423	440	931	○	505	521	1,137	×	—	—	—
8 豊川市	△	—	—	—	△	—	—	—	×	—	—	—
9 津島市	○	213	191	162	○	288	232	203	×	—	—	—
10 碧南市	○	128	139	179	○	315	265	311	×	—	—	—
11 刈谷市	○	264	382	399	○	161	417	388	×	—	—	—
12 豊田市	○	497	541	542	○	1,493	1,556	1,456	○	47	14	0
13 安城市	○	396	443	445	○	573	567	505	×	—	—	—
14 西尾市	○	428	486	436	○	586	612	577	×	—	—	—
15 蒲郡市	○	0	1	0	×	—	—	—	×	—	—	—
16 犬山市	○	198	226	219	×	—	—	—	×	—	—	—
17 常滑市	○	165	168	156	○	224	250	207	×	—	—	—
18 江南市	○	291	256	268	○	330	334	320	×	—	—	—
19 小牧市	○	149	165	193	×	—	—	—	×	—	—	—
20 稲沢市	○	377	379	385	○	396	457	442	×	—	—	—
21 新城市	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—
22 東海市	○	232	263	266	○	405	395	375	×	—	—	—
23 大府市	○	171	163	187	○	297	310	319	×	—	—	—
24 知多市	○	188	281	252	○	323	402	356	×	—	—	—

市町村名		住宅改修			福祉用具			高額介護サービス費					
		実施状況	実績			実施状況	実績			実施状況	実績		
			2012年度	2013年度	2014年度		2012年度	2013年度	2014年度		2012年度	2013年度	2014年度
25	知立市	○	150	157	167	○	174	187	198	×	—	—	—
26	尾張旭市	○	162		166	○	154		165	×	—	—	—
27	高浜市	○	86	74	95	○	122	134	177	×	—	—	—
28	岩倉市	○	118	128	128	○	127	153	150	×	—	—	—
29	豊明市	○	111	135	133	○	—	—	109	×	—	—	—
30	日進市	○	193		182	○	204		166	×	—	—	—
31	田原市	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—
32	愛西市	○	194	199	230	○	211	210	218	×	—	—	—
33	清須市	○	113	144	150	○	135	185	180	×	—	—	—
34	北名古屋	○	205	175		○	248	199		×	—	—	—
35	弥富市	○	133	125	99	○	143	150	131	×	—	—	—
36	みよし市	○	—	—	27	×	—	—	—	×	—	—	—
37	あま市	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—
38	東郷町	○	85	135	127	○	84	97	146	×	—	—	—
39	長久手市	○	—	16	63	○	—	6	54	×	—	—	—
40	豊山町	○	8	22	21	○	23	21	24	×	—	—	—
41	大口町	○	32		36	×	—	—	—	×	—	—	—
42	扶桑町	○	102	119	80	○	99	113	98	×	—	—	—
43	大治町	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—
44	蟹江町	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—
45	飛島村	○	0		0	○	0		0	×	—	—	—
46	阿久比町	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—
47	東浦町	○	136	273	124	○	210	225	207	×	—	—	—
48	南知多町	△	—	—	—	△	—	—	—	×	—	—	—
49	美浜町	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—
50	武豊町	○	123	133	117	○	136	137	123	×	—	—	—
51	幸田町	○	80	58	81	○	79	79	94	×	—	—	—
52	設楽町	○	12		18	×	—	—	—	×	—	—	—
53	東栄町	○	24	18	30	×	—	—	—	×	—	—	—
54	豊根村	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—

住宅改修の独自助成制度実施状況

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※両方助成は、岡崎市、半田市、碧南市、刈谷市、安城市、江南市、小牧市、高浜市、岩倉市、清須市、北名古屋市、大口町、武豊町
 ※「助成制度」欄は次の通り ◎:両方実施、○:片方実施、△:検討中、×:なし

市町村名	助成制度	介護保険に上乗せ			介護保険利用者以外への助成制度			
		上乗せ	上乗助成額(上限)	利用者実数(2014年度)	実施	対象者・要件	助成額(上限)	利用者実数(2014年度)
合計	13	24	—	2,033	21	—	—	246
1 名古屋市	×	×			×			
2 豊橋市	○	○	10万円	354	×			
3 岡崎市	◎	○	20万円	216	○	介護保険給付を除く、下肢・体幹・視覚障害1～3級の者	20万円	13
4 一宮市	○				○	要支援・要介護に該当しない70歳以上の高齢者世帯に対し、転倒要因となる個所の改修費の9割を助成(1世帯上限54,000円)	507,427円	11
5 瀬戸市	×	×			×			
6 半田市	◎	○	対象者及び要件を満たす者のうち、非課税世帯のみ27万円から介護保険で給付される額を差し引いた残りの額を助成	0	○	身体障がい者の下肢、体幹、視覚1～3級、リフォームヘルパーが必要と認めた改修に限る	課税世帯18万円、非課税世帯27万円	2
7 春日井市	×	×			×			
8 豊川市	×	×			×			
9 津島市	検討中	×			×			
10 碧南市	◎	○	市町村民税課税世帯上限9万円、課税世帯上限27万円	26	○			
11 刈谷市	◎	○	18万円	219	○	市民税が非課税の65歳以上の高齢者のみ世帯に属する要支援・要介護認定を受けていない高齢者	9万円	4
12 豊田市	○	○	上限40万円	517	×			
13 安城市	◎	○	10万円を限度	128	○	①二次予防事業対象者で運動機能に支障のある人 ②ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯(ともに所得税非課税)	10万円を限度	39
14 西尾市	○	○	介護保険の残額の2分の1の枠を上限に、最大9万円	137	×			
15 蒲郡市	×	×			×			
16 犬山市	○	×			○	①市民税非課税世帯 ②介護保険申請の結果非該当の判定を受けた65歳以上の高齢者 ③居住する住宅での日常生活に支障のある方 ④「①～③」すべてに該当する方	10万円程度	7
17 常滑市	×	×			×			
18 江南市	◎	○	介護保険適用を超えた経費の9割を助成(限度額12万円)	25	○	要介護(要支援)認定を持っていない70歳以上の方で、生計中心者の前年所得額が非課税の方	経費の9割(限度額12万円)	5
19 小牧市	◎	○	9万円	2	○	65歳以上の虚弱な高齢者であって、生計を一にする世帯全員の市民税が非課税の方	18万円	4
20 稲沢市	×	×			×			
21 新城市	○	×			○	耐震改修工事を行い、かつ高齢者等と同居する世帯の者	20万円を上限	3
22 東海市	○	○	10万円又は40万円	84	×			
23 大府市	○	○	市民税非課税世帯40万円、市民税課税世帯10万円	45	×			

市町村名	助成制度	介護保険に上乗せ			介護保険利用者以外への助成制度				
		上乗せ	上乗助成額(上限)	利用者実数(2014年度)	実施	対象者・要件	助成額(上限)	利用者実数(2014年度)	
24	知多市	○	○	市民税非課税世帯40万円以内、市民税課税世帯10万円以内	64	×			
25	知立市	○	○	市民税課税世帯10万円、非課税世帯15万円	49	×			
26	尾張旭市	×	×			×			
27	高浜市	◎				○	自立の者および要支援・要介護認定者	10万円(重度の要介護者は30万円)	100
28	岩倉市	◎	○	50万円	0	○	介護保険認定非該当の人も同条件	50万円	0
29	豊明市	○	○	限度額10万円(非回税世帯のみ)	11	×			
30	日進市	○	○	改修費20万円に対し9割(18万円)が上限額	34	×			
31	田原市	○	×			○	65歳以上。居室、浴室、トイレ等の改修(取替え、段差等解消)	20万円	
32	愛西市	×	×			×			
33	清須市	◎	○	低所得世帯の方に事業費から20万円を控除した上限60万円の1/2助成	3	○	65歳以上の本人及びその属する世帯の生計中心者が所得税を課せられていないこと	上限60万円の1/2	0
34	北名古屋市	◎	○	3,579,000円	37	○	身体障害者手帳1～3級の下肢等 洗面所取替え等	15万円	1
35	弥富市	×	×			×			
36	みよし市	○	○	限度額30万円(対象額の1/5補助)					
37	あま市	×	×			×			
38	長久手市	○	×			○	満65歳以上で市民税非課税世帯の方	上限30万円	5
39	東郷町	×	×			○	視覚障害者	15万円	0
40	豊山町	○	○	補助率2分の1。課税世帯10万円、非課税世帯30万円	2				
41	大口町	◎	○	工事費50万円の1/2	6	○	①認定を受けていない70歳以上の方が転倒予防のため、手すりの設置や入浴補助用具を購入する場合、費用額10万円を限度とし1/2を助成。27年4月からは9割助成(介護保険2割負担の方は8割助成) ②視覚障がい、肢体不自由のうち下肢不自由若しくは体幹不自由または脳原性運動機能障害の中の移動機能障害を有する身体障がい者手帳の交付を受けておりそれぞれの障害の程度が1級又は2級に該当する者。特定疾患医療受給者票の保持者。	①5万円 ②50万円 対象経費の2分の1(対象経費は最大100万円まで)。1回が限度	8
42	扶桑町	○	×			○	運動機能の低下により二次予防事業の対象者と認定された者の内、町民税が16万円以下の世帯の方	限度額18万円	1
43	大治町	×	×			×			
44	蟹江町	×	×			×			
45	飛島村	×	×			×			
46	阿久比町	×	×			×			
47	東浦町	○	○	非課税40万円 課税10万	47	×			
48	南知多町	×	×			×			
49	美浜町	×	×			×			
50	武豊町	◎	○	対象経費の1/2補助 30万円を限度	27	○	65歳以上の要援護者。	対象経費の1/2補助(30万円を限度)	43
51	幸田町	○	×			○	体幹機能障害及び運動機能障害3級以上 視覚障害2級以上	20万円	0
52	設楽町	×							
53	東栄町	×	×			×			
54	豊根村	×	×			×			

介護認定者の障害者控除の認定について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※原則として要支援または要介護1以上を認定しているのが、合計36市町村(66.7%)となっている。
 ※自動的に要介護者に認定書を送付したのが20市町(37.0%)、申請書を送付したのが13市町村(24.1%)、合わせて33市町村(61.1%)が認定書または申請書を個別に送付している。こうした市町村では、認定書の発行が多い。

※認定書を毎年発行しているのは昨年同様47市町村(87.0%)である。

(発行枚数推移)2003年: 5,848枚 → 2004年: 5,114枚 → 2005年: 7,155枚 → 2006年:10,466枚
 → 2007年:13,171枚 → 2008年:18,544枚 → 2009年:22,712枚 → 2010年:29,955枚
 → 2011年:32,736枚 → 2012年:34,778枚 → 2013年:42,322枚 → 2014年:45,136枚

市町村名	認定書 2013年 発行数	認定書 2014年 発行数	認定書 の毎年 発行	認定書発行 の条件				備考 (発行条件の詳細等)	障害者控除の 認定書・申請書の送付			
				要 支 援 2 以 上	要 介 護 1 以 上	医 師 の 証 明	調 査 票 ・ 主 治 医 意 見 書		要 介 護 者 に 認 定 書 送 付	要 介 護 者 に 申 請 書 送 付	送 付 認 定 書 ・ 申 請 書 の 数	送 付 し な い
合計	42,322	45,136	47	8	28	1	40	—	20	13	51,813	21
1 名古屋市	1,251	1,123					○	又は職員の聞き取りによる状況確認				○
2 豊橋市	743	765					○			○	1,702	
3 岡崎市	202	190	○				○					○
4 一宮市	6,726	7,248	○		○				○		7,041	
5 瀬戸市	4,114	2,439					○	6カ月以上寝たきりで日常生活に支障がある方、及び知的障害者・身体障害者と同程度の障害のある方	○		2,437	
6 半田市	296	265	○				○					○
7 春日井市	7,396	7,678	○		○		○	要介護1以上かつ障害高齢者自立度・認知症高齢者自立度が一定の基準を満たす方	○		7,517	
8 豊川市	1,176	1,127	○		○		○			○	5,306	
9 津島市	874	709	○		○		○	要介護1以上かつ障害高齢者自立度J1以上または認知症高齢者自立度I以上		○	1,964	
10 碧南市	202	215	○		○		○					○
11 刈谷市	430	399	○		○		○	要介護1以上で、申請があれば状況を確認後原則発行。		○	297	
12 豊田市	190	201			○		○	要介護1以上で、認知症高齢者自立度IIa以上または障害高齢者自立度A1以上				○
13 安城市	231	256	○		○							○
14 西尾市	419	434	○				○	要介護認定区分、認知症高齢者自立度及び障害高齢者自立度により判断		○	1,537	
15 蒲郡市	149	101					○					○
16 犬山市	512	2,157	○		○		○	2014年度から認定書を自動送付	○		2,115	
17 常滑市	115	110	○				○					○
18 江南市	2,199	2,595	○	○			○		○		2,580	
19 小牧市	1,332	1,430	○		○		○	要介護1以上で認定調査票及び主治医の意見書で判断	○		1,413	
20 稲沢市	1,358	1,305	○		○			要介護1以上が6カ月以上継続しているなど	○		1,263	
21 新城市	96	105	○		○		○					○
22 東海市	196	261	○		○		○					○

市町村名	認定書 2013年 発行数	認定書 2014年 発行数	認定書 の毎年 発行	認定書発行 の条件				備考 (発行条件の詳細等)	障害者控除の 認定書・申請書の送付			
				要 支 援 2 以 上	要 介 護 1 以 上	医 師 の 証 明	調 査 票 ・ 主 治 医 意 見 書		要 介 護 者 に 認 定 書 送 付	要 介 護 者 に 申 請 書 送 付	送 付 数 認 定 書 ・ 申 請 書 の	送 付 し な い
23 大府市	198	236	○		○							○
24 知多市	283	363	○		○			普通障害者は要介護1以上、 特別障害者は要介護3以上で 日常生活自立度B1～C2又は IV～M				○
25 知立市	1,367	1,448	○		○				○		1,448	
26 尾張旭市	321	297	○		○		○			○	1,930	
27 高浜市	135	114	○				○			○	252	
28 岩倉市	1,107	1,519	○	○			○		○		1,519	
29 豊明市	399	481	○		○		○			○	1,911	
30 日進市	551	554		○			○	要支援2以上かつ障害者高齢 自立度A以上または認知症高 齢者自立度Ⅱa以上	○		554	
31 田原市	51	63	○				○					○
32 愛西市	634	773	○		○							○
33 清須市	289	304	○		○							○
34 北名古屋市	138	166	○		○							○
35 弥富市	493	938	○	○			○	要支援1以上で自立度により判断	○		905	
36 みよし市	208	258	○				○			○	886	
37 あま市	677	728	○		○			要介護1以上を対象。認定書は 窓口で即日交付		○	1,728	
38 長久手市	388	671	○	○			○	2014年度から認定書を自動送付	○		657	
39 東郷町	751	784	○	○			○		○		777	
40 豊山町	217	230	○		○				○		230	
41 大口町	38	34	○				○	2015年度から認定書自動送付 を開始した	○			
42 扶桑町	697	826	○	○			○	要支援2以上で意見書、調査 票・主治医意見書から判断	○		826	
43 大治町	39	36	○		○							○
44 蟹江町	28	34	○				○					○
45 飛島村	140	134	○		○					○	213	
46 阿久比町	695	735	○		○		○		○		735	
47 東浦町	184	166	○		○		○					○
48 南知多町	43	58	○				○					○
49 美浜町	74	78					○	障害者認定と同レベル以上を 認定		○	128	
50 武豊町	1,246	1,243	○		○		○		○		1,231	
51 幸田町	589	601	○	○		○			○		601	
52 設楽町	16	21	○				○					○
53 東栄町	38	58	○				○			○	38	
54 豊根村	81	72	○				○		○		72	

生活保護の相談・申請・保護開始件数と受給件数について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

全体として新たな相談・申請・保護開始件数は前年に比べると減っているが、需給世帯・人数は微増となっている。

市町村名	2013年度			2014年度			2014年4月		2015年4月		
	相談件数	申請件数	保護開始件数	相談件数	申請件数	保護開始件数	世帯数	人数	世帯数	人数	
愛知県合計	38,044	12,251	11,573	35,442	11,614	10,871	60,030	79,011	60,483	79,171	
1 名古屋市	24,889	8,015	7,681	22,784	7,693	7,323	37,893	49,180	38,199	49,123	
2 豊橋市	989	298	255	1,015	232	215	1,908	2,435	1,877	2,367	
3 岡崎市	1,401	281	264	1,348	264	225	1,601	2,117	1,588	2,093	
4 一宮市	610	407	372	641	411	375	2,393	3,194	2,470	3,295	
5 瀬戸市	334	81	62	241	72	65	432	613	435	621	
6 半田市	169	119	111	155	102	96	603	790	622	816	
7 春日井市	1,503	394	375	1,437	352	311	2,205	3,152	2,268	3,232	
8 豊川市	764	171	165	695	159	150	781	1,073	828	1,144	
9 津島市	147	84	79	171	93	76	302	400	305	417	
10 碧南市	132	81	76	110	69	62	362	264	263	366	
11 刈谷市	538	111	97	458	98	82	629	870	605	822	
12 豊田市	1,509	346	322	1,319	358	339	1,613	2,360	1,641	2,318	
13 安城市	387	132	115	350	123	115	597	799	614	824	
14 西尾市	607	63	58	323	63	55	424	606	416	579	
15 蒲郡市	208	46	46	245	58	55	419	507	425	503	
16 犬山市	83	41	39	78	32	29	238	320	239	326	
17 常滑市	165	39	34	143	42	42	170	232	182	244	
18 江南市	129	59	56	182	53	48	429	557	435	560	
19 小牧市	512	140	123	460	111	104	824	1,249	791	1,175	
20 稲沢市	327	113	92	289	99	73	489	645	484	640	
21 新城市	66	30	29	52	20	17	108	139	113	151	
22 東海市	261	98	89	253	104	100	573	783	592	790	
23 大府市	169	71	60	176	47	37	281	401	270	374	
24 知多市	182	59	55	205	70	63	375	538	394	566	
25 知立市	173	86	83	200	66	57	423	598	392	547	
26 尾張旭市	133	37	37	133	39	36	138	176	150	195	
27 高浜市	91	40	40	66	26	25	125	182	133	196	
28 岩倉市	111	49	47	109	53	48	306	388	330	418	
29 豊明市	75	58	57	83	58	58	224	286	242	312	
30 日進市	72	19	18	44	24	23	53	66	55	72	
31 田原市	68	36	30	31	26	22	108	161	115	171	
32 愛西市	89	34	31	70	37	34	176	240	183	241	
33 清須市	161	81	77	186	89	83	313	399	344	458	
34 北名古屋市	152	74	68	131	51	48	422	569	397	544	
35 弥富市	99	52	45	100	40	35	186	262	178	254	
36 みよし市	131	26	24	166	25	13	95	119	91	114	
37 あま市	240	96	93	237	88	78	561	760	554	705	
38 長久手市	73	19	19	69	19	18	90	113	92	116	
39 尾張	東郷町			69	19	18			82	99	
40	豊山町	63	57	54	36	10	10	282	364	63	76
41	大口町				20	6	6			47	56
42	扶桑町				47	16	14			72	99
43 海部	大治町				86	58	54			190	251
44	蟹江町	76	74	70	145	42	42	361	464	192	244
45	飛島村				2	2	2			6	6
46 知多	阿久比町				8	3	3			35	44
47	東浦町				46	30	27			122	149
48	南知多町	125	108	99	40	10	10	443	537	57	60
49	美浜町				26	18	16			95	122
50	武豊町				43	19	19			128	169
51 西三河	幸田町	21	21	21	110	12	12	54	79	62	85
52 新城	設楽町				6	2	2			9	10
53 設楽	東栄町	10	5	5	2	1	1	21	24	8	9
54	豊根村				1	0				3	3

地方税滞納数について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

	市(町村)県民税			国民健康保険税			固定資産税		
	世帯数	滞納数	滞納率	世帯数	滞納数	滞納率	世帯数	滞納数	滞納率
2014年度合計	1,817,657	317,612	17.5%	2,238,054	459,544	20.5%	1,787,844	159,010	
1 名古屋市				347,326	52,579	15.1%			
2 豊橋市	183,369	4,994	2.7%	51,572	5,683	11.0%	135,959	6,018	4.4%
3 岡崎市		20,000		56,700	9,564	16.9%			
4 一宮市	22,993	11,459	49.8%	22,993	12,433	54.1%	22,993	4,650	20.2%
5 瀬戸市		12,419			1,434			12,419	
6 半田市		3,122			2,606			952	
7 春日井市	470,712	92,862	19.7%	586,519	194,896	33.2%	470,368	36,071	7.7%
8 豊川市	301,308	41,265	13.7%	595,069	52,327	8.8%	296,137	14,885	5.0%
9 津島市		4,730							
10 碧南市	37,651	1,529	4.1%	9,579	1,268	13.2%	27,009	194	0.7%
11 刈谷市	19,407	5,101	26.3%	16,498	4,608	27.9%	50,067	1,069	2.1%
12 豊田市	25,628	12,983	50.7%	25,628	10,195	39.8%	25,628	5,148	20.1%
13 安城市									
14 西尾市									
15 蒲郡市	151,584	15,487	10.2%	140,530	9,120	6.5%	151,849	40,491	26.7%
16 犬山市	38,043	1,579	4.2%	11,399	1,655	14.5%	29,689	434	1.5%
17 常滑市	2,310	1,272	55.1%	2,310	946	41.0%	2,310	485	21.0%
18 江南市	5,717	3,144	55.0%	5,717	3,104	54.3%	5,717	1,227	21.5%
19 小牧市	17,801	10,058	56.5%	17,801	8,163	45.9%	17,801	5,636	31.7%
20 稲沢市									
21 新城市	88,952	7,867	8.8%	75,452	13,165	17.4%	100,958	7,289	7.2%
22 東海市	8,223	5,019	61.0%	8,223	4,377	53.2%	8,223	1,124	13.7%
23 大府市	139,693	20,751	14.9%	103,701	29,296	28.3%	137,114	5,895	4.3%
24 知多市	43,132	2,749	6.4%	12,776	2,613	20.5%	32,043	730	2.3%
25 知立市		3,970			3,360			565	
26 尾張旭市	38,706	1,971	5.1%	11,710	1,837	15.7%	34,072	634	1.9%
27 高浜市	4,949	3,187	64.4%	4,949	1,979	40.0%	4,949	661	13.4%
28 岩倉市	5,501	2,988	54.3%	5,501	2,938	53.4%	5,501	455	8.3%
29 豊明市	3,914	1,220	31.2%	3,914	1,396	35.7%	3,914	665	17.0%
30 日進市	24,982	2,103	8.4%	10,522	1,847	17.6%	34,401	1,413	4.1%
31 田原市		1,828			1,450			1,129	
32 愛西市	32,148	998	3.1%	9,698	882	9.1%	27,958	958	3.4%
33 清須市	35,949	3,853	10.7%	16,535	3,017	18.2%	24,556	145	0.6%
34 北名古屋市	22,669	1,581	7.0%	13,136	2,204	16.8%	27,976	632	2.3%
35 弥富市		1,322			1,131			490	
36 みよし市		2,622			1,841			872	
37 あま市		3,206			2,660			950	
38 長久手市	26,503	814	3.1%	7,128	727	10.2%	19,777	390	2.0%
39 東郷町	5,699	325	5.7%	5,348	370	6.9%	16,701	168	1.0%
40 豊山町	2,051	705	34.4%	2,051	636	31.0%	2,051	155	7.6%
41 大口町	1,058	456	43.1%	1,058	357	33.7%	1,058	124	11.7%
42 扶桑町	17,185	415	2.4%	5,358	495	9.2%	13,745	306	2.2%
43 大治町									
44 蟹江町		724			679			129	
45 飛島村	2,375	36	1.5%		69		2,805	16	0.6%
46 阿久比町		789			3,294			593	
47 東浦町	6,691	762	11.4%	6,734	829	12.3%	19,778	423	2.1%
48 南知多町	4,518	575	12.7%	3,714	520	14.0%	11,404	474	4.2%
49 美浜町	1,797	903	50.3%	5,136	2,943	57.3%	2,249	1,137	50.6%
50 武豊町	2,584	1,160	44.9%	2,584	1,021	39.5%	2,584	403	15.6%
51 幸田町	19,436	645	3.3%	4,757	579	12.2%	15,091	282	1.9%
52 設楽町	176	36	20.5%	27,603	405	1.5%	176	69	39.2%
53 東栄町	1,679	23	1.4%	634	44	6.9%	2,309	38	1.6%
54 豊根村	564	5	0.9%	191	2	1.0%	924	17	1.8%

※今回から滞納内訳を聞いたが、「集約していない」等と回答する市町村が多く空欄が生じている。

地方税滞納整理機構について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※2011年に設立された機構の参加自治体は、2011年43市町村、2012年度47市町村、2013年度48市町村、2014年度47市町村(豊明市脱退)となっている。当初3年間の予定だったが市町村の要望が強いとのことで、2016年度まで3年間延長された。

	マニユアル	機構参加	徴収猶予		換価の猶予の適用件数	処分停止件数	引き継いだ件数		引き継ぎ基準	少額の引き継ぎ	
			申請件数	許可件数			件数	基準日			
2013年度合計	12	47	941	1,544	121	66,847	5,161	—	—	26	
2014年度合計	14	47	209	353	62	59,410	4,480	—	—	28	
1	名古屋市	○	×	未集計	4	30	19,977				
2	豊橋市	○	○	0	0	0	0	296	4/1	住民税・市町村税滞納、納税資力有り、住所が愛知県内	○
3	岡崎市	×	×	197	197	0	1,542	0	4/1		×
4	一宮市	×	○	0	0	9	839	94	4/1	50万以上、資力あり	○
5	瀬戸市	×	○	0	0	0	0	103	4/1	50万以上、徴収困難	○
6	半田市	○	○	0	0	0	316	115	8/31	30万以上	○
7	春日井市	×	×	4	4	2	2,623	0			
8	豊川市	×	○	0	0	8	184	88	4/1	50万以上、資力あり、徴収困難	担税力で判断
9	津島市	×	○	0	0	0	819	87	4/1	高額、督促に応じないなど	○
10	碧南市	×	○	0	0	0	242	154	4/1	50万以上	○
11	刈谷市	×	○	0	0	0	591	110	4/1	50万以上、資力あり	○
12	豊田市	×	×	0	0	0	2,280				
13	安城市	×	○	2	2	2	1,264	110	4/1	50万以上、資力あり	○
14	西尾市	×	○	0	0	0	6,108	110	4/1	50万以上、資力ありなど	○
15	蒲郡市	×	○	0	0	0	5,742	89	4/1	50万以上、徴収困難	×
16	犬山市	○	○	0	0	0	21	94	4/1	30万以上、資力あり	○
17	常滑市	○	○	0	0	0	494	97	4/1	30万以上かつ処理困難	○
18	江南市	○	○	0	0	0	359	102	4/1	50万以上、資力あり	○
19	小牧市	×	○	0	0	0	434	97	4/1	資力あり	状況による
20	稲沢市	×	○	0	141	2	1,042	90	4/1	住民税の滞納があること	○
21	新城市	×	○	0	0	0	4	96	4/1	50万以上、徴収困難	○
22	東海市	×	○	0	0	0	513	116	4/1	30万以上概ね100件	○
23	大府市	×	○	0	0	0	1,208	110	4/1	資力あり・高額、交渉に応じない	○
24	知多市	○	○	0	0	1	4,076	108	4/1	30万以上かつ徴収困難	×
25	知立市	×	○	0	0	1	1,621	110	4/1	50万以上かつ徴収困難	×
26	尾張旭市	×	○	0	0	0	184	104	4/1	50万以上、機構と協議	状況による
27	高浜市	○	○	0	0	2	0	149	4/1	50万以上、解消の努力なし	○

		マニ ニ ュ ア ル	機 構 参 加	徴収猶予		換 価 の 猶 予 の 適 用 件 数	処 分 停 止 件 数	引き継いだ件数		引き継ぎ基 準	少額 の 引 き 継 ぎ
				申 請 件 数	許 可 件 数			件 数	基 準 日		
28	岩倉市	×	○	0	0	0	206	104	4/1	50万以上、資力 ありなど	○
29	豊明市	×	×	0	0	2	2,198				
30	日進市	×	○	0	0	0	99	85	4/1	住民税の滞納 がある、交渉に 応じない	○誓約 ありは ×
31	田原市	×	○	0	0	0	331	83	4/1	50万以上、資力 あり、徴収困難	○
32	愛西市	×	○	0	0	0	9	77	4/1	30万以上、徴収 困難、資力あり	○
33	清須市	×	○	0	0	0	52	98	4/1	納税交渉に応じ ず、意欲がない	×
34	北名古屋市	×	○	0	0	0	767	99	4/1	住民税が滞納 総額40%以上、 50万以上、財産 あり	×
35	弥富市	×	○	0	0		69	95	3年間通算	相談に応じず、 完納が見込まれ ない	○
36	みよし市	○	○	1	1	0	191	79	4/1	50万以上、資力 あり、徴収困難	○
37	あま市	×	○	0	0	0	12	76	3年間通算	住民税中心、高 額、処理困難	×
38	長久手市	×	○	0	0	2	664	92	3年間通算	50万以上、資力 ありなど	○
39	東郷町	×	○	0	0	0	44	50	6/1	30万以上、徴収 困難	○
40	豊山町	×	○	1	0	0	85	97	4/1	30万以上	○
41	大口町	×	×	1	1	0	36	0			×
42	扶桑町	×	○	0	0	0	72	101	9/1	高額、処理困難	○
43	大治町	×	○	0	0	0	550	97	4/1	30万以上、徴収 困難	×
44	蟹江町	×	○	0	0	0	58	100	4/1	30万以上、悪質	×
45	飛島村	×	○	2	2	0	25	12	4/1	効果があがるも の	×
46	阿久比町	○	○	0	0	0	80	95	4/1	30万以上(町 内)20万以上	×
47	東浦町	×現在 作成中	○	0	0	0	56	106	4/1	住民税滞納があ り30万以上	○
48	南知多町	×	○	0	0	0	212	85	4/1	30万以上、意 欲・誠意なし	×
49	美浜町	×	○	0	0	0	0	102	4/1	高額または滞納 整理困難	×
50	武豊町	○	○	0	0	1	218	100	4/1	誓約不履行、納 付拒否	○
51	幸田町	○	×	0	0	0	892	0			
52	設楽町	○	○	0	0	0	0	9	4/1	30万以上、納税 納税意志が薄 い	×
53	東栄町	×	○	1	1	0	1	4	4/1	運営要領第3に 基づく	×
54	豊根村	○	○	0	0	0	0	5	4/1	運営要領第3に 基づく	×

国保保険料(税)(医療費給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		所得割			資産割 (固定資産税額)			均等割 (加入者1人につき)		
		2013年	2014年	2015年	2013年	2014年	2015年	2013年	2014年	2015年
1	名古屋市	10.39%	10.44%	9.86%	—	—	—	50,793	52,433	50,818
2	豊橋市	8.71%	9.07%	9.19%	0.0%	0.0%	0.0%	24,600	24,600	26,100
3	岡崎市	7.15%	7.32%	7.79%	—	—	—	29,660	31,180	30,610
4	一宮市	8.1%	8.1%	8.1%	—	—	—	31,200	31,200	31,200
5	瀬戸市	8.28%	8.28%	9.33%	廃止	廃止	廃止	29,950	30,192	33,556
6	半田市	7.9%	7.9%	7.9%	21.0%	13.0%	13.0%	31,700	29,700	29,700
7	春日井市	6.9%	6.9%	6.9%	25.0%	25.0%	25.0%	34,400	34,400	34,400
8	豊川市	7.3%	7.6%	8.5%	32.0%	—	—	30,500	35,400	35,700
9	津島市	7.8%	7.8%	7.8%	32.0%	32.0%	22.0%	29,000	29,000	29,000
10	碧南市	6.2%	6.2%	6.2%	14.0%	14.0%	14.0%	30,000	30,000	30,000
11	刈谷市	7.0%	7.0%	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30,000	30,000	30,000
12	豊田市	6.4%	6.4%	6.35%	—	—	—	31,500	31,500	33,200
13	安城市	5.6%	5.6%	5.6%	18.0%	18.0%	18.0%	30,500	30,500	30,500
14	西尾市	7.0%	7.0%	7.0%	25.0%	25.0%	25.0%	27,000	27,000	27,000
15	蒲郡市	6.7%	6.7%	6.7%	22.5%	22.5%	22.5%	29,600	29,600	29,600
16	犬山市	7.0%	7.0%	7.0%	25.0%	0.0%	0.0%	26,400	26,400	26,400
17	常滑市	7.4%	7.4%	7.4%	29.0%	29.0%	29.0%	32,400	32,400	32,400
18	江南市	6.0%	6.0%	6.0%	33.0%	33.0%	33.0%	22,800	22,800	22,800
19	小牧市	5.0%	5.0%	5.0%	25.7%	25.7%	25.7%	29,500	29,500	29,500
20	稲沢市	7.7%	7.7%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33,500	33,500	33,500
21	新城市	8.1%	8.1%	8.1%	26.0%	26.0%	26.0%	38,000	38,000	38,000
22	東海市	6.2%	6.2%	6.2%	0.0%	0.0%	0.0%	46,500	46,500	46,500
23	大府市	4.8%	4.8%	4.8%	34.0%	34.0%	34.0%	25,600	25,600	25,600
24	知多市	6.6%	6.6%	6.6%	25.0%	25.0%	25.0%	23,000	23,000	23,000
25	知立市	6.9%	7.2%	7.2%	20.0%	0.0%	0.0%	26,300	29,000	29,000
26	尾張旭市	7.3%	7.3%	7.3%	—	—	—	33,700	33,700	33,700
27	高浜市	7.3%	8.0%	8.0%	25.0%	22.0%	22.0%	30,600	31,700	31,700
28	岩倉市	7.9%	7.9%	7.9%	55.0%	55.0%	44.0%	26,000	26,000	30,900
29	豊明市	7.0%	7.0%	7.0%	41.0%	41.0%	41.0%	19,800	19,800	19,800
30	日進市	6.0%	6.0%	6.0%	—	—	—	26,000	26,000	26,000
31	田原市	6.5%	6.5%	6.5%	38.0%	38.0%	38.0%	37,200	37,200	37,200
32	愛西市	6.6%	6.6%	6.6%	22.5%	22.5%	22.5%	30,000	30,000	30,000
33	清須市	6.0%	6.0%	6.0%	42.0%	42.0%	42.0%	18,000	18,000	18,000
34	北名古屋市	6.3%	6.6%	6.6%	24.0%	24.0%	24.0%	18,900	20,600	20,600
35	弥富市	6.9%	6.9%	6.9%	20.0%	20.0%	20.0%	29,000	29,000	29,000
36	みよし市	6.0%	6.0%	6.4%	9.0%	9.0%	4.3%	26,700	26,700	30,000
37	あま市	5.9%	5.9%	5.9%	33.0%	33.0%	33.0%	32,400	32,400	32,400
38	長久手市	5.5%	5.5%	5.5%	15.0%	15.0%	15.0%	23,000	23,000	23,000
39	東郷町	6.8%	6.8%	6.8%	15.0%	15.0%	15.0%	28,300	28,300	28,300
40	豊山町	6.4%	6.4%	6.3%	28.0%	28.0%	27.3%	18,700	18,700	21,100
41	大口町	5.5%	5.5%	5.5%	15.0%	15.0%	5.0%	31,800	31,800	31,800
42	扶桑町	7.0%	7.0%	7.0%	28.0%	28.0%	28.0%	26,000	26,000	26,000
43	大治町	6.4%	6.4%	6.4%	33.0%	33.0%	33.0%	30,400	30,400	30,400
44	蟹江町	5.9%	5.9%	5.9%	50.0%	50.0%	50.0%	23,000	23,000	23,000
45	飛島村	3.3%	3.3%	3.3%	11.0%	11.0%	11.0%	28,800	28,800	28,800
46	阿久比町	6.0%	6.0%	6.0%	35.0%	35.0%	35.0%	25,000	25,000	25,000
47	東浦町	6.4%	6.4%	6.4%	27.0%	27.0%	27.0%	28,000	28,000	28,000
48	南知多町	8.0%	8.0%	8.0%	50.0%	50.0%	50.0%	32,000	32,000	32,000
49	美浜町	6.1%	6.1%	6.1%	30.0%	30.0%	30.0%	29,000	29,000	29,000
50	武豊町	6.1%	6.1%	6.1%	30.0%	30.0%	30.0%	28,800	28,800	28,800
51	幸田町	6.6%	6.6%	6.6%	16.0%	16.0%	16.0%	30,400	30,400	30,400
52	設楽町	4.11%	5.48%	5.24%	42.10%	41.58%	46.14%	26,400	27,300	28,800
53	東栄町	5.58%	5.58%	5.33%	51.2%	38.2%	36.37%	24,500	25,500	21,000
54	豊根村	5.83%	5.83%	5.24%	31.13%	31.13%	20.50%	20,900	20,900	21,000

平等割 (1世帯につき)			1人当たり調定額 (平均保険料)				一般会計からの 1人当たり法定外繰入額				市町村名	
2013年	2014年	2015年	2013年	2014年	2015年	順位	2013年	2014年	2015年	順位		
—	—		90,151	91,471	88,262	25	12,397	10,491	17,122	14	名古屋市	1
66,000	63,300	63,600	90,604	92,146	93,202	11	7,688	7,375	7,803	37	豊橋市	2
36,250	37,760	35,990	87,031	92,068	95,049	8	12,108	9,197	20,783	8	岡崎市	3
28,800	28,800	28,800	75,737	76,441	76,490	50	8,826	7,716	10,000	27	一宮市	4
32,564	32,440	35,860	85,305	84,476	84,747	33	3,036	3,140	3,251	45	瀬戸市	5
30,500	28,500	28,500	97,390	92,523	91,956	15	2,695	0	0	49	半田市	6
34,100	34,100	34,100	98,147	96,741	95,102	7	14,004	13,669	14,525	18	春日井市	7
26,000	28,900	27,900	91,077	87,551	90,346	18	1,798	1,949	1,825	46	豊川市	8
28,000	28,000	28,000	88,660	89,106	85,995	28	1,286	1,258	3,686	44	津島市	9
26,100	26,100	26,100	99,196	97,559	94,486	9	9,602	0	5,012	43	碧南市	10
24,000	24,000	24,000	86,111	86,674	85,464	30	12,974	9,878	13,325	19	刈谷市	11
27,900	27,900	28,700	89,334	89,686	92,392	14	0	6,699	10,859	24	豊田市	12
27,000	27,000	27,000	91,007	91,102	89,817	21	12,827	13,137	14,949	17	安城市	13
26,700	26,700	26,700	96,095	96,797	97,037	6	15,905	6,565	0	49	西尾市	14
29,700	29,700	29,700	84,778	84,468	84,495	34	2,781	2,901	5,733	42	蒲郡市	15
26,400	26,400	26,400	92,014	83,607	85,238	31	14,991	11,328	8,584	35	犬山市	16
31,200	31,200	31,200	95,615	95,328	92,814	12	0	0	0	49	常滑市	17
24,000	24,000	24,000	78,542	79,520	76,398	51	15,686	15,829	16,105	16	江南市	18
30,200	30,200	30,200	82,426	82,414	82,668	41	21,234	20,379	24,030	7	小牧市	19
27,600	27,600	27,600	88,200	87,924	86,118	27	10,909	6,674	6,998	39	稲沢市	20
34,900	34,900	34,900	106,197	105,355	104,532	3	5,272	1,214	1,279	47	新城市	21
0	0	0	85,726	84,571	84,178	35	21,034	18,561	18,554	11	東海市	22
29,000	29,000	29,000	85,268	85,889	82,671	40	10,667	9,257	8,706	33	大府市	23
21,800	21,800	21,800	83,478	83,246	83,614	37	13,368	14,000	16,279	15	知多市	24
24,300	27,000	27,000	87,158	85,656	84,774	32	5,305	6,024	9,752	28	知立市	25
30,900	30,900	30,900	91,809	98,731	98,608	5	5,250	5,952	11,557	20	尾張旭市	26
29,400	29,400	29,400	93,193	100,751	101,841	4	1,296	6,289	6,451	40	高浜市	27
26,000	26,000	26,000	94,521	95,484	92,759	13	8,803	8,466	9,025	32	岩倉市	28
20,400	20,400	20,400	84,080	84,316	83,885	36	24,414	28,929	11,134	22	豊明市	29
26,000	26,000	26,000	81,554	80,147	79,360	47	16,986	17,130	17,771	12	日進市	30
38,400	38,400	38,400	107,919	108,859	104,839	2	13,808	7,292	8,443	36	田原市	31
28,000	28,000	28,000	95,565	93,216	91,938	16	9,516	12,600	9,699	29	愛西市	32
22,000	22,000	22,000	76,823	78,361	82,802	38	38,002	44,324	26,520	5	清須市	33
23,000	26,600	26,600	75,618	80,643	72,642	52	29,236	30,991	26,070	6	北名古屋市	34
28,000	28,000	28,000	87,379	87,228	89,789	22	8,225	8,436	8,643	34	弥富市	35
25,500	25,500	25,500	89,691	88,344	91,858	17	0	39,647	49,847	1	みよし市	36
25,800	25,800	25,800	83,363	83,721	82,220	42	11,923	11,862	10,093	26	あま市	37
24,000	24,000	24,000	87,945	89,054	88,986	23	20,932	21,346	27,058	4	長久手市	38
28,900	28,900	28,900	89,990	88,644	88,482	24	0	616	470	48	東郷町	39
22,600	22,600	23,400	78,554	78,169	80,870	44	32,713	37,250	28,408	3	豊山町	40
31,200	31,200	31,200	90,862	89,568	90,221	20	9,680	10,084	11,422	21	大口町	41
23,000	23,000	23,000	86,013	81,750	79,790	46	10,464	10,503	10,719	25	扶桑町	42
28,100	28,100	28,100	90,273	90,722	77,199	47	19,361	17,325	19,600	9	大治町	43
25,000	25,000	25,000	79,970	79,330	80,676	45	9,824	10,136	9,369	30	蟹江町	44
30,000	30,000	30,000	76,465	75,594	77,199	48	14,915	16,590	33,212	2	飛島村	45
29,000	29,000	29,000	87,935	87,575	86,171	26	3,434	2,580	18,702	10	阿久比町	46
40,000	40,000	40,000	94,184	93,513	93,273	10	9,881	5,584	9,045	31	東浦町	47
34,000	34,000	34,000	103,413	98,088	106,747	1	5,490	5,627	5,944	41	南知多町	48
30,000	30,000	30,000	87,281	87,613	85,547	29	8,441	8,863	7,114	38	美浜町	49
27,600	27,600	27,600	86,648	84,290	82,714	39	0	8,274	10,877	23	武豊町	50
25,400	25,400	25,400	91,915	93,243	90,299	19	12,391	15,930	17,724	13	幸田町	51
30,700	31,400	31,600	72,803	81,125	81,440	43	0	0	0	49	設楽町	52
17,000	18,100	22,500	72,330	70,391	65,370	53	744	722	0	49	東栄町	53
20,800	20,800	16,600	62,680	59,989	58,452	54	3,734	0	0	49	豊根村	54

国保のモデルケースの保険料について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の四人世帯														
		世帯所得100万円					世帯所得200万					世帯所得300万				
		医療分	介護分	後期高齢者支援分	合計	順位	医療分	介護分	後期高齢者支援分	合計	順位	医療分	介護分	後期高齢者支援分	合計	順位
1	名古屋市	76,244	13,436	25,388	115,068	48	172,244	34,418	57,420	264,082	33	276,644	58,794	92,276	427,714	13
2	豊橋市	78,800	18,600	25,600	123,000	43	180,700	43,300	58,600	282,600	19	282,700	70,200	91,900	444,800	7
3	岡崎市	104,800	36,600	28,800	170,200	5	186,100	65,100	52,400	303,600	10	290,300	101,700	85,000	477,000	3
4	一宮市	85,100	18,200	30,500	133,800	36	178,300	39,300	64,400	282,000	21	257,800	60,400	93,300	411,500	19
5	瀬戸市	109,300	30,800	38,200	178,300	3	216,100	75,600	63,500	355,200	2	310,400	108,700	93,200	512,300	1
6	半田市	111,200	23,000	21,700	155,900	16	212,700	43,300	43,500	299,500	15	301,000	61,300	63,500	425,800	15
7	春日井市	105,700	23,000	38,800	167,500	8	193,600	41,900	71,400	306,900	9	269,200	58,200	99,100	426,500	14
8	豊川市	108,500	23,300	33,500	165,300	10	212,300	47,600	65,800	325,700	4	303,600	69,500	94,000	467,100	4
9	津島市	102,000	22,000	33,200	157,200	14	194,000	41,500	62,400	297,900	17	275,000	58,500	88,200	421,700	17
10	碧南市	65,800	11,400	15,400	92,600	53	107,500	20,900	27,600	156,000	53	177,000	34,800	45,300	257,100	53
11	刈谷市	97,500	24,600	21,300	143,400	31	187,700	50,200	44,300	282,200	20	265,500	73,200	65,300	404,000	20
12	豊田市	94,300	22,600	28,900	145,800	27	178,200	45,500	57,000	280,700	22	249,200	65,900	81,700	396,800	21
13	安城市	96,800	25,600	24,200	146,600	26	177,300	51,100	44,300	272,700	29	246,000	73,800	61,500	381,300	30
14	西尾市	67,300	10,800	13,900	92,000	54	109,900	23,000	32,100	165,000	52	180,100	38,400	51,300	269,800	52
15	蒲郡市	98,700	29,700	31,300	159,700	11	181,200	58,900	60,300	300,400	12	252,300	85,400	85,800	423,500	16
16	犬山市	78,500	19,580	34,400	132,480	37	155,500	39,700	67,000	262,200	35	223,500	57,780	95,400	376,680	34
17	常滑市	110,900	23,800	33,500	168,200	7	204,300	45,000	62,300	311,600	7	285,300	63,800	87,500	436,600	9
18	江南市	90,100	25,300	28,200	143,600	30	165,300	48,500	53,500	267,300	30	231,500	68,900	76,300	376,700	33
19	小牧市	70,100	10,500	17,800	98,400	52	104,900	17,900	26,500	149,300	54	168,300	28,600	42,500	239,400	54
20	稲沢市	102,100	20,900	30,200	153,200	18	198,600	42,400	59,100	300,100	13	282,700	61,800	84,400	428,900	12
21	新城市	120,200	31,000	40,400	191,600	1	221,400	60,700	76,300	358,400	1	308,500	87,500	107,600	503,600	2
22	東海市	100,400	24,000	34,000	158,400	12	187,000	47,400	65,200	299,600	14	259,400	68,000	92,000	419,400	18
23	大府市	94,000	19,800	20,800	134,600	35	167,100	35,300	35,100	237,500	41	230,200	48,300	46,300	324,800	45
24	知多市	85,300	23,500	28,300	137,100	34	158,000	46,000	55,700	259,700	37	221,800	66,000	80,700	368,500	35
25	知立市	90,000	17,800	23,900	131,700	38	178,700	36,900	46,600	262,200	35	266,200	55,600	68,900	390,700	25
26	尾張旭市	103,900	23,600	27,800	155,300	17	201,000	47,300	53,400	301,700	11	285,000	68,500	75,500	429,000	11
27	高浜市	109,600	24,300	33,100	167,000	9	205,800	46,400	63,700	315,900	6	290,000	65,800	90,800	446,600	6
28	岩倉市	114,000	18,700	35,700	168,400	6	208,500	36,400	65,000	309,900	8	291,500	52,200	90,900	434,600	10
29	豊明市	93,600	13,000	23,500	130,100	40	173,500	23,300	43,500	240,300	40	245,400	32,100	61,500	339,000	42
30	日進市	78,400	17,900	20,000	116,300	46	152,900	36,500	44,500	233,900	42	221,800	54,000	68,400	344,200	40
31	田原市	120,500	22,000	35,600	178,100	4	213,400	41,400	63,800	318,600	5	291,700	58,800	88,000	438,500	8
32	愛西市	97,800	20,200	31,600	149,600	21	180,800	38,800	59,000	278,600	23	252,800	55,200	82,600	390,600	26
33	清須市	83,500	15,500	24,700	123,700	42	153,900	28,000	42,500	224,400	45	217,500	39,100	57,700	314,300	46
34	北名古屋市	72,800	14,400	26,900	114,100	49	140,700	28,300	51,200	220,200	46	218,100	43,700	79,000	340,800	41
35	弥富市	95,600	19,500	32,500	147,600	24	178,400	37,500	61,900	277,800	24	250,600	53,500	87,500	391,600	24
36	みよし市	97,600	13,700	20,050	131,350	39	188,040	26,500	37,360	251,900	38	266,500	37,700	51,900	356,100	39
37	あま市	102,400	24,800	31,200	158,400	12	180,600	45,300	58,700	284,600	18	246,700	63,400	82,600	392,700	23
38	長久手市	80,200	13,100	22,100	115,400	47	150,400	25,400	41,700	217,500	47	211,600	36,300	58,700	306,600	47
39	東郷町	98,930	16,420	25,180	140,530	32	209,680	35,970	53,480	299,130	16	263,680	46,970	67,480	378,130	32
40	豊山町	80,900	15,100	28,700	124,700	41	151,000	28,300	54,000	233,300	43	213,100	40,000	76,400	329,500	44
41	大口町	91,800	21,200	31,700	144,700	29	167,800	39,100	58,200	265,100	31	231,800	54,600	80,900	367,300	37
42	扶桑町	96,500	22,400	27,800	146,700	25	180,100	42,700	52,300	275,100	27	253,800	60,900	74,000	388,700	28
43	大治町	106,100	22,600	28,000	156,700	15	158,100	40,000	33,600	231,700	44	268,000	69,000	56,900	393,900	22
44	蟹江町	98,400	26,000	24,500	148,900	22	173,000	46,400	43,400	262,800	34	239,400	64,000	60,000	363,400	38
45	飛島村	80,000	18,400	20,100	118,500	45	141,200	32,800	35,400	209,400	48	190,800	44,900	47,900	283,600	49
46	阿久比町	89,600	29,000	32,500	151,100	19	162,800	52,400	58,000	273,200	28	226,600	73,000	80,000	379,600	31
47	東浦町	103,900	17,700	28,400	150,000	20	188,100	33,700	53,800	275,600	26	258,900	47,700	77,400	384,000	29
48	南知多町	129,300	24,800	30,200	184,300	2	234,700	44,700	53,400	332,800	3	327,300	62,100	73,200	462,600	5
49	美浜町	70,800	14,300	18,300	103,400	51	108,200	27,300	34,000	169,500	51	174,300	45,000	54,100	273,400	51
50	武豊町	93,500	18,300	33,700	145,500	28	170,500	34,000	60,500	265,000	32	236,900	47,900	83,700	368,500	35
51	幸田町	99,600	22,100	26,100	147,800	23	185,600	41,800	50,100	277,500	25	259,700	59,200	71,500	390,400	27
52	設楽町	69,700	27,700	22,400	119,800	44	102,300	40,700	33,100	176,100	50	160,100	63,600	50,000	273,700	50
53	東栄町	73,800	30,500	33,200	137,500	33	132,600	52,100	59,700	244,400	39	184,000	71,600	82,900	338,500	43
54	豊根村	72,600	15,500	23,100	111,200	50	135,600	29,500	42,600	207,700	49	191,000	42,300	59,700	293,000	48

市町村名		65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯											
		世帯所得100万円				世帯所得200万				世帯所得300万			
		医療分	後期高齢者支援分	合計	順位	医療分	後期高齢者支援分	合計	順位	医療分	後期高齢者支援分	合計	順位
1	名古屋市	63,248	21,092	84,340	46	175,272	58,488	233,760	11	249,172	83,188	332,360	5
2	豊橋市	74,400	24,200	98,600	38	192,200	62,500	254,700	4	272,300	88,800	361,100	1
3	岡崎市	82,100	28,700	110,800	27	187,300	65,600	252,900	5	244,900	85,900	330,800	6
4	一宮市	87,400	30,700	118,100	18	146,400	52,700	199,100	30	212,200	76,500	288,700	17
5	瀬戸市	107,300	37,500	144,800	3	191,600	67,100	258,700	2	260,600	91,400	352,000	2
6	半田市	84,700	18,500	103,200	32	186,000	40,200	226,200	14	248,000	57,200	305,200	12
7	春日井市	81,200	28,900	110,100	28	169,200	61,300	230,500	12	220,200	79,300	299,500	15
8	豊川市	103,900	32,200	136,100	5	184,200	57,000	241,200	7	249,200	77,000	326,200	7
9	津島市	80,000	26,200	106,200	31	172,000	55,200	227,200	13	231,000	74,200	305,200	12
10	碧南市	26,100	6,600	32,700	54	62,800	16,300	79,100	54	146,000	38,100	184,100	52
11	刈谷市	93,100	20,900	114,000	22	160,500	40,300	200,800	29	213,500	57,300	270,800	26
12	豊田市	90,400	28,100	118,500	17	150,900	50,100	201,000	28	196,400	68,100	264,500	30
13	安城市	93,500	23,300	116,800	19	152,400	38,100	190,500	39	197,200	49,300	246,500	42
14	西尾市	28,000	8,700	36,700	53	65,300	20,300	85,600	52	150,200	45,800	196,000	49
15	蒲郡市	76,100	24,300	100,400	34	158,600	53,300	211,900	19	207,100	71,800	278,900	20
16	犬山市	60,500	26,000	86,500	44	137,500	58,600	196,100	35	187,500	78,600	266,100	29
17	常滑市	85,700	26,300	112,000	25	178,900	55,100	234,000	10	234,900	73,100	308,000	10
18	江南市	88,500	27,800	116,300	20	147,500	48,700	196,200	34	195,500	66,700	262,200	33
19	小牧市	31,500	8,000	39,500	52	64,600	16,300	80,900	53	140,100	35,400	175,500	54
20	稲沢市	98,000	29,100	127,100	8	171,700	51,400	223,100	15	230,700	69,400	300,100	14
21	新城市	116,800	39,100	155,900	2	192,500	66,600	259,100	1	251,500	88,600	340,100	3
22	東海市	86,200	29,600	115,800	21	144,400	52,000	196,400	33	188,400	70,000	258,400	34
23	大府市	92,700	20,500	113,200	24	148,000	29,300	177,300	45	191,000	34,300	225,300	45
24	知多市	67,300	23,300	90,600	43	139,800	50,700	190,500	39	185,800	70,700	256,500	37
25	知立市	88,200	23,300	111,500	26	163,000	42,100	205,100	25	221,000	56,100	277,100	21
26	尾張旭市	77,500	20,500	98,000	39	174,200	45,900	220,100	16	232,200	60,900	293,100	16
27	高浜市	106,600	32,200	138,800	4	181,000	56,400	237,400	9	241,000	76,400	317,400	9
28	岩倉市	90,100	28,700	118,800	16	183,700	57,900	241,600	6	243,700	76,900	320,600	8
29	豊明市	77,800	19,500	97,300	41	157,800	39,500	197,300	31	213,800	53,500	267,300	28
30	日進市	57,800	17,400	75,200	48	135,800	42,400	178,200	44	175,800	62,400	238,200	44
31	田原市	91,700	27,200	118,900	15	185,100	55,200	240,300	8	234,100	71,200	305,300	11
32	愛西市	75,800	23,600	99,400	37	158,800	50,600	209,400	21	208,800	66,600	275,400	24
33	清須市	83,100	24,500	107,600	30	141,500	37,700	179,200	43	191,500	47,700	239,200	43
34	北名古屋市	72,800	26,700	99,500	36	139,500	50,400	189,900	41	188,500	67,400	255,900	38
35	弥富市	93,800	31,100	124,900	9	157,600	53,500	211,100	20	208,600	71,500	280,100	19
36	みよし市	94,590	18,840	113,430	23	163,500	30,900	194,400	36	218,500	39,900	258,400	34
37	あま市	77,200	24,000	101,200	33	154,300	51,200	205,500	24	196,300	68,200	264,500	30
38	長久手市	62,200	17,100	79,300	47	132,600	36,700	169,300	47	175,600	48,700	224,300	47
39	東郷町	96,820	24,640	121,460	11	164,480	42,080	206,560	22	218,480	56,080	274,560	25
40	豊山町	79,900	28,300	108,200	29	135,700	48,600	184,300	42	181,700	65,600	247,300	41
41	大口町	67,800	23,900	91,700	42	143,800	50,300	194,100	38	183,800	65,300	249,100	40
42	扶桑町	93,800	27,000	120,800	13	159,400	46,400	205,800	23	213,400	62,400	275,800	23
43	大治町	103,400	27,000	130,400	7	169,200	43,000	212,200	18	221,200	55,000	276,200	22
44	蟹江町	79,900	20,000	99,900	35	155,400	39,000	194,400	36	202,400	51,000	253,400	39
45	飛島村	78,000	19,600	97,600	40	118,400	29,700	148,100	49	144,800	36,300	181,100	53
46	阿久比町	89,000	31,800	120,800	13	145,600	51,000	196,600	32	190,600	66,000	256,600	36
47	東浦町	102,500	30,600	133,100	6	162,900	53,400	216,300	17	206,900	73,400	280,300	18
48	南知多町	127,700	29,200	156,900	1	210,300	46,200	256,500	3	277,300	59,200	336,500	4
49	美浜町	31,400	10,000	41,400	51	66,200	21,400	87,600	51	145,700	46,900	192,600	50
50	武豊町	91,000	33,000	124,000	10	148,000	53,300	201,300	27	193,700	69,300	263,000	32
51	幸田町	95,900	25,200	121,100	12	160,100	44,300	204,400	26	210,100	60,300	270,400	27
52	設楽町	35,600	14,100	49,700	50	66,000	26,200	92,200	50	135,440	53,800	189,240	51
53	東栄町	59,300	26,700	86,000	45	118,300	53,300	171,600	46	155,000	69,900	224,900	46
54	豊根村	56,600	18,100	74,700	49	119,000	37,300	156,300	48	159,000	49,700	208,700	48

市町村名		65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯											
		世帯所得100万円				世帯所得200万				世帯所得300万			
		医療分	後期高齢者支援分	合計	順位	医療分	後期高齢者支援分	合計	順位	医療分	後期高齢者支援分	合計	順位
1	名古屋市	87,363	29,244	116,607	15	161,536	53,944	215,480	6	235,436	78,644	314,080	3
2	豊橋市	109,900	35,700	145,600	1	183,300	59,800	243,100	1	252,500	82,500	335,000	1
3	岡崎市	107,000	37,400	144,400	3	164,600	57,700	222,300	4	222,200	78,000	300,200	6
4	一宮市	71,400	24,800	96,200	42	130,400	46,800	177,200	25	196,200	70,600	266,800	14
5	瀬戸市	97,700	34,100	131,800	6	166,700	58,400	225,100	2	235,700	82,700	318,400	2
6	半田市	97,500	20,000	117,500	14	159,500	37,000	196,500	13	221,540	54,000	275,540	12
7	春日井市	93,700	33,400	127,100	9	144,700	51,400	196,100	14	195,700	69,400	265,100	16
8	豊川市	87,200	27,100	114,300	17	157,000	48,500	205,500	9	222,000	68,500	290,500	7
9	津島市	91,000	29,200	120,200	12	150,000	48,200	198,200	12	209,000	67,200	276,200	10
10	碧南市	18,700	5,000	23,700	54	64,200	16,700	80,900	54	121,400	32,700	154,100	52
11	刈谷市	81,500	19,300	100,800	39	134,500	36,300	170,800	33	187,500	53,300	240,800	27
12	豊田市	79,000	25,300	104,300	32	124,500	43,300	167,800	36	170,000	61,300	231,300	36
13	安城市	83,200	20,800	104,000	34	128,000	32,000	160,000	42	172,800	43,200	216,000	42
14	西尾市	20,800	7,800	28,600	53	67,600	20,600	88,200	52	126,200	42,800	169,000	49
15	蒲郡市	87,500	27,800	115,300	16	136,000	46,300	182,300	18	184,500	64,800	249,300	21
16	犬山市	51,500	21,800	73,300	48	119,500	50,200	169,700	34	169,500	70,200	239,700	29
17	常滑市	97,700	29,900	127,600	8	153,700	47,900	201,600	11	209,700	65,900	275,600	11
18	江南市	81,500	25,900	107,400	30	129,500	43,900	173,400	28	177,500	61,900	239,400	30
19	小牧市	24,500	6,200	30,700	52	67,100	16,900	84,000	53	116,600	29,400	146,000	54
20	稲沢市	86,700	25,900	112,600	22	145,700	43,900	189,600	15	204,700	61,900	266,600	15
21	新城市	105,000	35,100	140,100	4	164,000	57,100	221,100	5	223,000	79,100	302,100	5
22	東海市	64,900	23,000	87,900	45	108,900	41,000	149,900	46	152,900	59,000	211,900	44
23	大府市	85,400	18,300	103,700	35	128,400	23,300	151,700	44	171,400	28,300	199,700	47
24	知多市	75,800	25,700	101,500	37	121,800	45,700	167,500	37	167,800	65,700	233,500	33
25	知立市	82,400	21,700	104,100	33	140,400	35,700	176,100	26	198,400	49,700	248,100	22
26	尾張旭市	89,800	23,600	113,400	19	147,800	38,600	186,400	17	205,800	53,600	259,400	17
27	高浜市	96,500	29,200	125,700	10	156,500	49,200	205,700	8	216,500	69,200	285,700	9
28	岩倉市	99,800	31,900	131,700	7	159,800	50,900	210,700	7	219,800	69,900	289,700	8
29	豊明市	86,000	21,500	107,500	29	142,000	35,500	177,500	24	198,000	49,500	247,500	23
30	日進市	72,800	19,400	92,200	43	112,800	39,400	152,200	43	152,800	59,400	212,200	43
31	田原市	107,300	30,800	138,100	5	156,300	46,800	203,100	10	205,300	62,800	268,100	13
32	愛西市	86,800	26,600	113,400	19	136,800	44,600	181,400	21	186,800	58,600	245,400	26
33	清須市	78,500	22,700	101,200	38	128,500	32,700	161,200	41	178,500	42,700	221,200	40
34	北名古屋市	75,700	27,600	103,300	36	124,700	44,600	169,300	35	173,700	61,600	235,300	31
35	弥富市	85,600	27,500	113,100	21	136,600	45,500	182,100	19	187,600	63,500	251,100	19
36	みよし市	75,390	14,040	89,430	44	139,500	24,900	164,400	38	194,500	33,900	228,400	38
37	あま市	87,100	27,000	114,100	18	129,100	44,000	173,100	30	171,100	61,000	232,100	34
38	長久手市	53,200	14,600	67,800	49	114,600	31,700	146,300	47	157,600	43,700	201,300	46
39	東郷町	87,880	22,380	110,260	26	141,880	36,380	178,260	23	195,880	50,380	246,260	24
40	豊山町	74,000	26,200	100,200	40	120,000	43,200	163,200	39	166,000	60,200	226,200	39
41	大口町	79,800	27,500	107,300	31	119,800	42,500	162,300	40	159,800	57,500	217,300	41
42	扶桑町	85,200	24,600	109,800	27	139,200	40,600	179,800	22	193,200	56,600	249,800	20
43	大治町	93,800	24,000	117,800	13	145,800	36,000	181,800	20	197,800	48,000	245,800	25
44	蟹江町	89,900	22,500	112,400	23	136,900	34,500	171,400	32	183,900	46,500	230,400	37
45	飛島村	69,000	17,300	86,300	46	95,400	23,900	119,300	49	121,800	30,500	152,300	53
46	阿久比町	82,600	29,000	111,600	25	127,600	44,000	171,600	31	172,600	59,000	231,600	35
47	東浦町	92,900	31,400	124,300	11	136,900	51,400	188,300	16	180,900	71,400	252,300	18
48	南知多町	118,300	26,200	144,500	2	185,300	39,200	224,500	3	252,300	52,200	304,500	4
49	美浜町	24,200	8,500	32,700	51	68,900	21,900	90,800	51	121,700	41,900	163,600	50
50	武豊町	82,100	30,100	112,200	24	127,100	46,100	173,200	29	172,100	62,100	234,200	32
51	幸田町	85,300	22,700	108,000	28	135,300	38,700	174,000	27	185,300	54,700	240,000	28
52	設楽町	29,400	11,700	41,100	50	68,700	27,300	96,000	50	114,800	45,600	160,400	51
53	東栄町	67,100	30,200	97,300	41	103,800	46,800	150,600	45	140,500	63,400	203,900	45
54	豊根村	57,200	18,200	75,400	47	103,000	32,300	135,300	48	143,000	44,700	187,700	48

国保料(税)の低所得減免・収入減の減免制度実施状況

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	低所得者減免		収入減を理由にした減免要件		
	実施	減免要件	前年総所得	当年見込み所得	当年/前年減少割合
合計	23	—	実施:52市町村		
1 名古屋市	○	世帯合計が(65万円+35万円×被保険者数)以下の世帯保険料減額の該当している世帯	1000万円以下	264万円以下	8/10以下
2 豊橋市	○	世帯主及び世帯内の被保険者に市民税所得割額無いこと。住民税で、障害者控除、寡婦(夫)控除に賀逸し、前年所得が125万円以下	600万円以下		8/10以下
3 岡崎市	○	国保加入者全員が市民税の申告をしており、国保加入者全員が市民税非課税世帯であること。所得対象者の合計人数×55万円+33万円を超えない世帯	500万円以下		1/2以下
4 一宮市	○	①法定軽減世帯の均等割・平等割をさらに1割減免②世帯の総所得が200万円以下の場合、均等割・平等割を3割減免	250万円以下		1/2以下
5 瀬戸市	×	実施していない	300万円以下		1/2以下
6 半田市	○	非自発的な離職及び事業の廃業により、所得が著しく減少した者(非自発的失業軽減をうけておらず前年所得500万以下)僅かの所得金額で軽減判定を外れた世帯に対し、均等割及び平等割の1割を軽減	500万円以下		7/10以下
7 春日井市	○	学校教育法25条の規定により、就学援助を受けることとなった世帯。	400万円以下		1/2以下
8 豊川市	○	7割軽減に該当する世帯(世帯の前年総所得額が33万円以下)、①世帯の前年総所得額が125万以下②市民税非課税世帯のうち、2割、5割軽減に該当しない世帯	300万円未満		7/10以下
9 津島市	○	前年の総所得金額が33万円以下の所得申告世帯	500万円以下		2/3以下
10 碧南市	○	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額が0円の場合	300万円以下		1/2以下
11 刈谷市	○	生活保護、災害により住宅・家財の価格 3/10 以上の損害、世帯の中心となっていた被保険者が疾病、失業などにより当該年度の総所得見込額が前年中の1/2以下に減少すると認められる場合、賦課期日現在、次ぎのいずれかに該当する被保険者を含む世帯(1)身体障害者1, 2, 3級、4級(じん臓機能障害・進行性筋萎縮症)、5, 6級(進行性筋萎縮症)(2)療育低調の判定AまたはB判定の知的障害者(3)精神科医師に自閉症症群と診断された者(4)戦傷病者手帳を交付された者、刈谷市母子家庭等医療費支給条例第2条の規定に該当する被保険者を含む世帯	300万円以下	300万以下	1/2以下
12 豊田市	○	生活保護基準の収入額と同額か、それ以下の低所得世帯	500万円以下		1/2以下
13 安城市	○	医療費助成を時実施し、前年所得150万以下	300万円以下		1/2以下
14 西尾市	○	均等割及び平等割額のみを課税される場合	300万円以下		1/2以下
15 蒲郡市	○	世帯主が被保険者であり、被保険者全員が市民税非課税かつ固定資産税額が自己居住用のみで2万円未満の世帯のうち次の事項に該当するとき一軽減対象世帯、保険税の所得割が課税されない世帯	300万円以下	300万円以下	7/10以下
16 犬山市	×	なし	400万円以下	生活保護基準130%以下	2/3以下
17 常滑市	×	実施していない	200万円以下		1/2以下
18 江南市	○	福祉医療対象者	400万円以下	生活保護基準130%以下	2/3以下
19 小牧市	×	実施していない	400万円以下	200万円以下	7/10以下
20 稲沢市	×		300万円以下		1/2以下
21 新城市	○	資産割額が課せられない法定軽減世帯の均等割・平等割額を1割減免	200万円以下		1/2以下
22 東海市	×		200万円以下		1/2以下

市町村名	低所得者減免		収入減を理由にした減免要件		
	実施	減免要件	前年総所得	当年見込み所得	当年/前年減少割合
23 大府市	×		200万円以下		1/2以下
24 知多市	×	生活保護受給者	200万円以下		1/2以下
25 知立市	○	平成26年より資産割を廃止したことに伴い均等割額・平等割額が増額となる。激変緩和として、当分の間、法定軽減適用世帯を対象に法定軽減後の均等割額からさらに10%の軽減	300万円以下		1/2以下
26 尾張旭市	×		500万円以下		1/2以下
27 高浜市	×		300万円以下	市民税所得割額12万円以内	1/2以下
28 岩倉市	×		300万円以下		2/3以下
29 豊明市	○	納税義務者の長期療養、休廃業、障害者、寡婦	500万円以下		2/3以下
30 日進市	○	法定減免に0.5割の減免を加える	500万円以下		7/10以下
31 田原市	○	均等割・平均割のみの課税世帯で7割・5割・2割の軽減制度に該当・均等割・平均割の1割減免。均等割・平均割のみの課税世帯で7割・5割・2割の軽減制度に非該当・均等割・平均割の2割減免	300万円以下		7/10以下
32 愛西市	×		300万円以下	200万円以下	1/2以下
33 清須市	×		200万円以下		1/2以下
34 北名古屋市	○	法定減免後の均等割額・平等割額の20/100を減免	200万円以下		1/2以下
35 弥富市	○	世帯主及び被保険者の前年の合計所得が33万円以下で、減免申請前3カ月の平均月収が生活保護基準に規定する基準生活費以下のもの 均等割・平等割1/2	362万円以下		1/2以下
36 みよし市	×		300万円以下		1/2以下
37 あま市	×		300万円以下		1/2以下
38 長久手町	×		300万円以下		1/2以下
39 東郷町	○	生活保護受給者	300万円以下		1/2以下
40 豊山町	×		200万円以下		1/2以下
41 大口町	×		400万円以下		2/3以下
42 扶桑町	×		400万円以下		2/3以下
43 大治町	×		300万円以下		1/2以下
44 蟹江町	×				1/2以下
45 飛島村	×		350万円以下		1/2以下
46 阿久比町	×		300万円以下		1/2以下
47 東浦町	×		300万円以下		1/2以下
48 南知多町	×		200万円以下		1/2以下
49 美浜町	×		300万円以下		1/2以下
50 武豊町	×		300万円以下		1/2以下
51 幸田町	○	法定減免を受けた人を除き、町民税が非課税世帯	300万円以下		1/2以下
52 設楽町	×		なし		
53 東栄町	×				
54 豊根村	×		なし		

国保資格証明書等の交付状況一覧

(愛知県医務国保課提供資料より作成)

市町村名	世帯数 (A) (2015/6/1)	滞納世帯数			短期保険証			資格証明書		
		2014/6/1		2015/6/1		2014/6/1		2015/6/1		
		件数	件数 (B)	割合 (B/A)	件数	件数 (C)	割合 (C/B)	件数	件数 (D)	割合 (D/B)
全体合計	1,080,652	166,140	157,322	14.6%	47,690	47,399	30.1%	5,577	4,990	3.2%
発行市町村割合	-	-	100.0%	-	98.1%	100.0%	-	44.4%	38.9%	-
1 名古屋市	349,535	56,914	52,579	15.0%	13,281	11,086	21.1%	4,135	3,764	7.2%
2 豊橋市	52,055	7,060	8,021	15.4%	4,431	5,126	63.9%	124	106	1.3%
3 岡崎市	50,692	7,312	6,201	12.2%	2,158	2,844	45.9%	643	505	8.1%
4 一宮市	57,879	13,071	12,433	21.5%	1,794	2,458	19.8%	228	193	1.6%
5 瀬戸市	18,776	3,731	3,855	20.5%	846	980	25.4%		0	0.0%
6 半田市	16,231	2,924	2,606	16.1%	272	239	9.2%	25	18	0.7%
7 春日井市	45,804	7,593	7,260	15.9%	1,530	1,157	15.9%	9	2	0.0%
8 豊川市	25,658	3,992	4,129	16.1%	1,088	1,247	30.2%	46	41	1.0%
9 津島市	9,755	1,273	1,318	13.5%	615	636	48.3%		13	1.0%
10 碧南市	9,309	787	729	7.8%	288	209	28.7%			
11 刈谷市	17,714	1,910	1,974	11.1%	688	734	37.2%	1		0.0%
12 豊田市	53,912	5,266	5,467	10.1%	3,228	3,515	64.3%	5	3	0.1%
13 安城市	23,161	3,468	3,336	14.4%	2,571	1,915	57.4%	22	15	0.4%
14 西尾市	23,875	2,937	2,845	11.9%	1,357	1,650	58.0%	82	73	2.6%
15 蒲郡市	12,283	1,510	784	6.4%	846	614	78.3%	2	1	0.1%
16 犬山市	11,119	860	780	7.0%	124	149	19.1%			
17 常滑市	7,844	1,534	838	10.7%	30	23	2.7%			
18 江南市	14,820	1,850	1,922	13.0%	443	541	28.1%			
19 小牧市	22,219	2,849	2,874	12.9%	1,045	994	34.6%	62	59	2.1%
20 稲沢市	19,432	1,578	1,904	9.8%	596	700	36.8%	47	66	3.5%
21 新城市	7,085	567	631	8.9%	152	200	31.7%			
22 東海市	15,298	4,667	4,377	28.6%	633	755	17.2%	77	58	1.3%
23 大府市	11,418	910	617	5.4%	352	485	78.6%			
24 知多市	12,879	2,917	2,798	21.7%	839	745	26.6%			
25 知立市	8,621	1,129	1,186	13.8%	311	418	35.2%			
26 尾張旭市	11,492	926	848	7.4%	421	270	31.8%			
27 高浜市	5,360	1,417	1,457	27.2%	606	647	44.4%	1		
28 岩倉市	7,294	1,311	1,475	20.2%	157	269	18.2%	2	17	1.2%
29 豊明市	10,016	1,407	1,810	18.1%	183	205	11.3%			
30 日進市	17,705	1,878	1,869	10.6%	175	138	7.4%		2	0.1%
31 田原市	10,370	1,039	1,059	10.2%	381	290	27.4%	2		
32 愛西市	9,778	1,931	882	9.0%	252	129	14.6%			
33 清須市	9,572	1,695	2,427	25.4%	1,268	1,202	49.5%			
34 北名古屋市	12,901	3,272	1,806	14.0%	1,060	1,353	74.9%			
35 弥富市	6,112	1,195	1,261	20.6%	241	250	19.8%			
36 みよし市	6,363	1,168	1,693	26.6%	141	77	4.5%			
37 あま市	13,697	2,145	2,364	17.3%	708	514	21.7%	4		
38 長久手市	6,039	488	468	7.7%	225	238	50.9%	1		
39 東郷町	5,345	467	446	8.3%	155	120	26.9%			
40 豊山町	2,431	312	337	13.9%	234	175	51.9%			
41 大口町	2,967	148	157	5.3%	122	59	37.6%	24	12	7.6%
42 扶桑町	4,701	542	495	10.5%	213	178	36.0%			
43 大治町	4,812	787	715	14.9%	466	645	90.2%			
44 蟹江町	5,551	976	658	11.9%	212	179	27.2%			
45 飛島村	619	38	23	3.7%	2	3	13.0%			
46 阿久比町	3,659	410	336	9.2%	68	109	32.4%	9		
47 東浦町	6,974	1,172	829	11.9%	120	143	17.2%			
48 南知多町	3,564	584	508	14.3%	60	54	10.6%	24	35	6.9%
49 美浜町	3,375	283	255	7.6%	135	134	52.5%	2		
50 武豊町	6,079	1,368	1,063	17.5%	323	320	30.1%		7	0.7%
51 幸田町	4,810	492	487	10.1%	231	259	53.2%			
52 設楽町	903	30	78	8.6%	5	7	9.0%			
53 東栄町	629	50	51	8.1%	8	12	23.5%			
54 豊根村	160		1			0	0.0%			

国保の資格証明書の実態

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※資格証明書を発行していないのは28市町村(51.9%)
 ※発行基準で「国の基準」としたのは20市町村(37.0%)、「独自配慮」が18市町村(33.4%)
 「国の基準」:原爆医療・結核・精神など国が定める公費負担医療の対象には資格証明書を発行しない
 ※資格証明書の「義務教育修了前子ども世帯」及び「未解消世帯」の数は2015年8月1日現在の数

市町村名	世帯数	滞納世帯数		資格証明書			発行に当たって		高校生世代以下の子ども のいる世帯数・子ども数				
		14/6/1	15/6/1	13/6/1	14/6/1	15/6/1	必ず面談する	面談なくても発行	世帯数	乳幼児(人)	小学生(人)	中学生(人)	高校生(人)
合計	1,083,652	166,140	157,352	6,044	5,577	4,994	—	—	527	175	313	174	211
市町村数	—	53	54	26	24	22	11	17	12	6	11	8	7
市町村割合	—	—	100.0%	48.1%	44.4%	40.7%	20%	31%	22%	11%	20%	15%	13%
1 名古屋市	349,535	56,914	52,579	4,347	4,135	3,764		○	394	150	260	146	171
2 豊橋市	52,055	7,060	8,021	147	124	106		○	2	2	1	0	1
3 岡崎市	50,692	7,312	6,201	840	643	505		○	44	18	24	13	25
4 一宮市	57,879	13,071	12,433	75	228	193		○	0				
5 瀬戸市	18,776	3,731	3,855	4			○		0				
6 半田市	16,231	2,924	2,606	31	25	18	○		0				
7 春日井市	45,804	7,593	7,260	20	9	2		○	0				
8 豊川市	25,658	3,992	4,129	45	46	41		○	0				
9 津島市	9,755	1,273	1,318			13							
10 碧南市	9,309	787	729										
11 刈谷市	17,714	1,910	1,974	1	1			○	0				
12 豊田市	53,912	5,266	5,497	9	5	3	○		0				
13 安城市	23,161	3,468	3,336	26	22	15		○	0				
14 西尾市	23,875	2,937	2,845	69	82	73	○		10	3	8	3	3
15 蒲郡市	12,283	1,510	784	3	2	1		○	1	1	3	0	0
16 犬山市	11,119	860	780										
17 常滑市	7,844	1,534	838										
18 江南市	14,820	1,850	1,922										
19 小牧市	22,219	2,849	2,874	90	62	59		○	18	1	12	5	8
20 稲沢市	19,432	1,578	1,904	50	47	66		○	4	0	1	2	2
21 新城市	7,085	567	631										
22 東海市	15,298	4,667	4,377	76	77	58		○	48	0	0	0	0
23 大府市	11,418	910	617										
24 知多市	12,879	2,917	2,798										
25 知立市	8,621	1,129	1,186										
26 尾張旭市	11,492	926	848	4		3		○	0				
27 高浜市	5,360	1,417	1,457	1	1	1	○		0				

うち、未解消					発行除外で配慮している点						市町村名		
世帯数	乳幼児(人)	小学生(人)	中学生(人)	高校生(人)	国の基準	独自配慮	高校生世代	障害者・母子	病弱者がいる	その他			
											0		
												豊明市	29
					○	○	○	○	○			日進市	30
						○	○					田原市	31
												愛西市	32
												清須市	33
												北名古屋	34
												弥富市	35
												みよし市	36
1	0	1	1	0		○				○	資格証明書交付世帯で、高校生世代以下の子どもにおいては短期保険証を交付	あま市	37
					○							長久手市	38
					○							東郷町	39
												豊山町	40
0								○	○	○	分納誓約書を提出、納付の約束をしている場合は、除外している	大口町	41
												扶桑町	42
												大治町	43
												蟹江町	44
												飛島村	45
0					○							阿久比町	46
							○	○		○	公費負担医療対象者	東浦町	47
0					○							南知多町	48
						○	○	○	○	○	分割納付履行世帯	美浜町	49
					○							武豊町	50
					○							幸田町	51
												設楽町	52
												東栄町	53
					○							豊根村	54

国保の短期保険証の実態

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※滞納世帯数・短期保険証件数は2015年6月1日、短期保険証の種類は2015年8月1日現在
 ※名古屋市は期間の統計なし
 ※名古屋市、一宮市、大府市、岩倉市、豊明市、長久手市、扶桑町、美浜町の数は世帯数

市町村名	滞納世帯数 (2015年6月)	短期保険証 件数 (2015年6月)	短期保険証有効期限内訳(2015年8月1日)							
			1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	その他 備考
2012年	187,517	54,425	4,618	872	7,089	528	698	36,267	1,745	21,970
2013年	163,570	58,046	4,978	660	6,749	171	358	41,477	1,893	17,093
2014年	166,140	47,690	4,201	598	4,864	502	318	43,760	1,353	13,791
2015年	157,322	47,399	4,358	684	5,800	390	231	38,452	1,691	11,094
1 名古屋市	52,579	11,086								10,466世帯 ※期間別の統計は取っていない
2 豊橋市	8,021	5,126						8,729		
3 岡崎市	6,201	2,844						2,652		
4 一宮市	12,433	2,458	43	54	53	55	128	1,151	0	※世帯数
5 瀬戸市	3,855	980	398	0	355	0	0	313	784	
6 半田市	2,606	239			97			126		
7 春日井市	7,260	1,157	414	33	23	20	49	18	4	その他509
8 豊川市	4,129	1,247						1,177		
9 津島市	1,318	636	65	125	145	86	18	725	3	
10 碧南市	729	209						456		
11 刈谷市	1,974	734			391			1,052	17	
12 豊田市	5,467	3,515	608					4,280		
13 安城市	3,336	1,915						3,349		
14 西尾市	2,845	1,650						2,888		
15 蒲郡市	784	614	346	345	240	207	29	399	0	その他119
16 犬山市	780	149						286		
17 常滑市	838	23						40		
18 江南市	1,922	541						654		
19 小牧市	2,874	994	480		473			132		
20 稲沢市	1,904	700			558			671	253	
21 新城市	631	200	205	13	109	0	0	46	0	
22 東海市	4,377	755	不明	0	0	0	0	0	0	
23 大府市	617	485						471		※世帯数
24 知多市	2,798	745						703		
25 知立市	1,186	418						795		
26 尾張旭市	848	270						678		
27 高浜市	1,457	647						1,389		
28 岩倉市	1,475	269						264		※世帯数
29 豊明市	1,810	205						217		※世帯数
30 日進市	1,869	138	10	2	7	0	0	127	0	

国保の滞納者差押え状況

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※滞納世帯数は、2015年6月1日現在の数字である。
 ※豊田市、常滑市の差押金額は市税全体、大府市の金額はおよその金額。
 ※稲沢市の予告通知書は催告書による予告(市全体)。

	滞納世帯数	2014年度実績								
		予告通知送付	差押件数	不動産	預貯金	生命保険	うち学資保険	その他	現金化件数	金額
2011年合計	185,517	18,896	10,871	1,314	7,031	1,192	7	1,334	4,668	622,701,965
2012年合計	163,570	27,880	12,727	1,188	8,714	752	24	2,073	5,042	703,623,805
2013年合計	166,147	28,225	12,048	1,146	8,111	901	32	1,890	4,510	361,877,736
2014年合計	157,322	15,826	12,735	1,360	8,513	933	15	1,929	6,248	486,130,796
1 名古屋市	52,579	3,048	3,286	29	2,497	281	不明	479	4,388	330,199,872
2 豊橋市	8,021	1,746	922	417	440	37	0	28	22	290,000
3 岡崎市	6,201	-	240	0	231	2	0	7	0	0
4 一宮市	12,433	把握していない	1,023	346	325			352	12	17,963,617
5 瀬戸市	3,855	4	4	0	4	0	0	0	0	0
6 半田市	2,606	2,237	448	14	410	11	2	13	0	0
7 春日井市	7,260	1,289	685	99	420	166		0	0	0
8 豊川市	4,129	不明	175	34	74	49	2	18	1	323,050
9 津島市	1,318	389	90	35	42	0	0	13	32	2,769,901
10 碧南市	729	把握していない	334	16	249	9	0	60	1	382,900
11 刈谷市	1,974	548	432	5	412	13		2	1	12,290
12 豊田市	5,467	把握していない	484	25	349	38		72	3	6,307,105
13 安城市	3,336	不明	497	18	356	36	2	87	不明	不明
14 西尾市	2,845	156	499	62	417	6	2	14	0	0
15 蒲郡市	784	762	93	6	82	3		2	2	57,999
16 犬山市	780	1,472	151	0	104	7	0	40	1	9,970
17 常滑市	838	不明	190	9	124	14	0	43	325	33,089,809
18 江南市	1,922		0							すべて未記入
19 小牧市	2,874	135					0			内訳不明
20 稲沢市	1,904	1,904	322	83	53	105	0	81	5	9,741,684
21 新城市	631	21	10	0	10	0	0	0	0	0
22 東海市	4,377	不明	347	15	287			45	482	19,704,860
23 大府市	617		0						148	12,000,000
24 知多市	2,798	248	248	2	177	6	0	63	0	0
25 知立市	1,186	不明	446	11	281	25	0	129	1	5,600
26 尾張旭市	848	218	218	16	183	15	2	4	3	69,005
27 高浜市	1,457	カウントなし	11	0	4	1	0	6	0	0
28 岩倉市	1,475	118	113	0	67	8	0	38	0	0
29 豊明市	1,810	不明	144	13	110	11	0	10	0	0
30 日進市	1,869	23	35	14	13	2	0	6	0	0

		滞納 世帯数	2014年度実績								金額
			予告通知 送付	差押 件数	不動産	預貯金	生命 保険	うち学 資保険	その他	現金化 件数	
31	田原市	1,059	66	60	9	41	7	2	3	0	0
32	愛西市	882	53	11	6	3	2	0	0	0	0
33	清須市	2,427	370	20	0	16	4	0	0	0	0
34	北名古屋市	1,806	不明	196	26	149	10	1	11	0	0
35	弥富市	1,261	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	みよし市	1,693	100	23	1	7	1	0	14	0	0
37	あま市	2,364	29	5	0	5	0	0	0	0	0
38	長久手市	468	67	40	0	37	3	1	0	0	0
39	東郷町	446	156	156	0	121	3	0	32		
40	豊山町	337	0	6		6				6	439,700
41	大口町	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	扶桑町	495	200	57	4	34	16	1	3	0	0
43	大治町	715	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44	蟹江町	658		342	25	138	22		157	775	47,788,798
45	飛島村	23		0							すべて未記入
46	阿久比町	336	56	63	11	18	3	0	31	40	4,974,636
47	東浦町	829	168	131	0	86	6	0	39	0	0
48	南知多町	508	21	9	0	5	4	0	0	0	0
49	美浜町	255		17	1	8	4		4	0	0
50	武豊町	1,063	221	136	5	109	2	0	20	0	0
51	幸田町	487	未集計	15	3	8	1	0	3	0	0
52	設楽町	78		0							すべて未記入
53	東栄町	51	0	0							
54	豊根村	1	1	1	0	1	0	0	0	0	

国保の留め置き、未交付など

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※滞納世帯数、短期保険証件数、資格証明書件数は、2015年6月1日現在。

※小牧市、知多市、岩倉市、豊明市、北名古屋市、長久手市は世帯数。

※空白はアンケート未記入である。

【留め置き】証は発行しているが、本人に渡っていないものを指す。

【未交付】そもそも証(短期証も資格証明書も)を発行していない(作っていない)ものを指す。

市町村名	滞納世帯数	短期保険証件数	資格証明書件数	2013年度実績		2014年実績		2015年実績		その他・備考
				留め置き人数	未交付人数	留め置き人数	未交付人数	留め置き人数	未交付人数	
合計	157,322	47,399	4,990	7,374	4,100	5,182	3,096	5,870	3,197	——
1 名古屋市	52,579	11,086	3,764	不明						統計は取っていない
2 豊橋市	8,021	5,126	106	328	48	611	50	658	9	
3 岡崎市	6,201	2,844	505	621		68	0	254		
4 一宮市	12,433	2,458	193	0		0		0		短期保険証の有効期限が過ぎた後、国保税の納付や納付相談がなく、未更新となっている数 852世帯(2015年7月31日現在)
5 瀬戸市	3,855	980	0							①保険証を郵送したが配達不能で返却された、 ②保険証更新の通知をしたが応答がない、という理由で新証交付が不能となっている者。(資格を喪失したにも拘わらず、手続きを行っていない者が含まれる) →644人(平成26年7月31日時点)
6 半田市	2,606	239	18	0	65		75	84		
7 春日井市	7,260	1,157	2	168	957	94	424	271	139	
8 豊川市	4,129	1,247	41	515	80	386	40	522	0	
9 津島市	1,318	636	13	13	272	2	265	3	170	
10 碧南市	729	209		36		25		22		
11 刈谷市	1,974	734		1,124	39	314	0	80	0	
12 豊田市	5,467	3,515	3	0	0	0	0	0	0	
13 安城市	3,336	1,915	15	184	0	275	0	233	0	
14 西尾市	2,845	1,650	73	394	0	243	0	372	0	
15 蒲郡市	784	614	1	792	9	572	1	763	1	
16 犬山市	780	149		115		224		602		保険証美受理474人(382世帯)、短期保険証美受理129人(62世帯)
17 常滑市	838	23		0	32		33		45	
18 江南市	1,922	541		未集計	95	84		30	31	
19 小牧市	2,874	994	59	467		489		372	886	
20 稲沢市	1,904	700	66	0	0	0	0	0	0	
21 新城市	631	200		0	93	0	84	64		

市町村名	滞納世帯数	短期保険証件数	資格証明書件数	2013年度実績		2014年実績		2015年実績		その他・備考	
				留め置き人数	未交付人数	留め置き人数	未交付人数	留め置き人数	未交付人数		
22	東海市	4,377	755	58	不明	不明	不明	不明	不明	不明	保険証の届いていない(交付していない)人数の、把握できるシステムが無い
23	大府市	617	485		1,022	不明	525	不明	97	0	
24	知多市	2,798	745		121		173	不明	99	不明	*世帯数
25	知立市	1,186	418		0	272	11	175	21	244	
26	尾張旭市	848	270		0	0	0	0	0	0	
27	高浜市	1,457	647		0	0	0	0	0	0	
28	岩倉市	1,475	269	17	171	171	139	139	143	0	※世帯数
29	豊明市	1,810	205		137	0	137	0	137	0	
30	日進市	1,869	138	2	0	186	0	77	0	109	
31	田原市	1,059	290		0	214	0	201	0	149	
32	愛西市	882	129		238	0	330	0	390	0	
33	清須市	2,427	1,202		202	0		293		23	
34	北名古屋市	1,806	1,353		36	265	18	308	16	253	※世帯数
35	弥富市	1,261	250		6	84	3	48	0	29	
36	みよし市	1,693	77		72	0	52	0	58	0	
37	あま市	2,364	514		15	799	17	634	32	841	
38	長久手市	468	238		100	0					来庁通知を送付したが未来庁で短期証が手元に届いていない世帯は、平成27年7月末日現在24世帯
39	東郷町	446	120		48	0	20	0	33	0	
40	豊山町	337	175		17	0	7	0	27	0	
41	大口町	157	59	12	27	96	25	76	16	80	
42	扶桑町	495	178		不明		不明		76		※世帯数
43	大治町	715	645		144	0	121	0	192	0	
44	蟹江町	658	179		115	0	97	0	72	0	
45	飛島村	23	3		0	0	0	0	0	0	
46	阿久比町	336	109		3	23	2	16	7	11	
47	東浦町	829	143		0	65	0	63	0	70	
48	南知多町	508	54	35	0	29	0	20	0	21	
49	美浜町	255	134		0	0	0	0	0	0	
50	武豊町	1,063	320	7	8	206	4	74	4	86	
51	幸田町	487	259		135	0	114	0	120	0	
52	設楽町	78	7		0	0					
53	東栄町	51	12		0	0	0	0	0	0	
54	豊根村	1	0		0	0	0	0	0	0	

国保の医療費一部負担金減免制度の実施状況

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※減免制度を設けているのが50市町村(92.6%)
 ※生活保護基準を基にした減免制度を実施しているのは49市町村(91%)
 市町村名が**ゴチック**:新実施自治体は安城市・小牧市・岩倉市
 「実施」欄は次の通り。◎:生保基準で実施、○:実施、△:検討中、×:未実施

市町村名	実施	生活保護基準を基にした減免内容	2014年度実績		実施予定や その他コメント
			件数	金額	
愛知県合計	50	(生活保護基準減免実施数:49)	126	14,186,463	未実施:4
1 名古屋市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8割) 猶予…130%+一部負担金見込額以内	9	9,226,726	
2 豊橋市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8割) 猶予…130%+一部負担金見込額以内	0	0	
3 岡崎市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8割) 猶予…140%以内	0	0	
4 一宮市	◎	免除・減額…120%+一部負担金見込額以内(5割)	42	51,000	
5 瀬戸市	◎	免除…110%以内 減額…115%以内(8割)、120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
6 半田市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内			
7 春日井市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5・8割)	0	0	
8 豊川市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8割) 猶予…130%+一部負担金見込額以内	0	0	
9 津島市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
10 碧南市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
11 刈谷市	◎	免除…110%以内	0	0	
12 豊田市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
13 安城市	◎	免除…100%以内	0	0	
14 西尾市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
15 蒲郡市	◎	免除…115%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
16 犬山市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	0	0	
17 常滑市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
18 江南市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8割)	3	1,190,727	
19 小牧市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	6	2,012,974	
20 稲沢市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8割)	52	339,948	
21 新城市	×		0	0	検討中
22 東海市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%未満	0	0	
23 大府市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
24 知多市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	1	109,176	
25 知立市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	

市町村名	実施	生活保護基準を基にした減免内容	2014年度実績		実施予定や その他コメント	
			件数	金額		
26	尾張旭市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割減額) 猶予…140%以内	2	176,508	
27	高浜市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	2	357,429	
28	岩倉市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	6	16,465	
29	豊明市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	0	0	
30	日進市	◎	免除…115%以内 減額…125%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
31	田原市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8割)	0	0	
32	愛西市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
33	清須市	◎	免除…115%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
34	北名古屋市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
35	弥富市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
36	みよし市	◎	免除…115%以内 減額…125%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
37	あま市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	3	705,510	
38	長久手市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	0	0	
39	東郷町	◎	免除…115%以内 減額…125%以内(5割)	0	0	
40	豊山町	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
41	大口町	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	0	0	
42	扶桑町	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	0	0	
43	大治町	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
44	蟹江町	◎	免除…110%以内 減額…130%以内(5割)	0	0	
45	飛島村	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
46	阿久比町	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
47	東浦町	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
48	南知多町	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
49	美浜町	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
50	武豊町	○		0	0	
51	幸田町	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
52	設楽町	△		0	0	検討中
53	東栄町	×		0	0	
54	豊根村	×		0	0	

後期高齢者医療における滞納者数等について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	被保険者数 (人) (A)	保険料滞納者数 (人) (B) 割合 (B/A)		短期保険証発行数 (人) (C) 割合 (C/B)		差し押さえ				
						2014年度			2013年度	
						件数 (件)	金額 (円)	1件あたり (円)	件数 (件)	金額 (円)
合計	816,604	12,362	1.51%	836	6.76%	137	22,495,356	164,200	137	17,087,370
1 名古屋市	258,797	3,279	1.27%	315	9.61%	57	15,493,039	271,808	6	3,181,300
2 豊橋市	42,187	685	1.62%	61	8.91%	1	5,913	5,913	2	691,500
3 岡崎市	37,269	329	0.88%	42	12.77%	8	559,000	69,875	7	847,500
4 一宮市	45,436	424	0.93%	49	11.56%	16	1,176,860	73,554	20	4,051,972
5 瀬戸市	16,757	541	3.23%	16	2.96%	0	0	0	0	0
6 半田市	12,846	41	0.32%	9	21.95%	7	291,296	41,614	6	718,600
7 春日井市	32,704	3,743	11.45%	0	0.00%	10	1,322,900	132,290	3	148,600
8 豊川市	21,299	179	0.84%	38	21.23%	4	295,000	73,750	7	4,239,400
9 津島市	8,043	135	1.68%	0	0.00%	0	0	0	0	0
10 碧南市	8,068	23	0.29%	0	0.00%	0	0	0	0	0
11 刈谷市	12,550	20	0.16%	5	25.00%	0	0	0	0	0
12 豊田市	37,427	388	1.04%	86	22.16%	0	0	0	0	0
13 安城市	16,402	83	0.51%	36	43.37%	0	0	0	0	0
14 西尾市	19,485	38	0.20%	15	39.47%	4	1,257,500	314,375	3	54,800
15 蒲郡市	11,387	92	0.81%	22	23.91%	0	0	0	0	0
16 犬山市	9,355	82	0.88%	0	0.00%	0	0	0	0	0
17 常滑市	7,431	24	0.32%	0	0.00%	0	0	0	1	419,300
18 江南市	12,069	138	1.14%	0	0.00%	0	0	0	0	0
19 小牧市	14,603	128	0.88%	16	12.50%	9	1,054,200	117,133	67	930,500
20 稲沢市	15,881	112	0.71%	7	6.25%	21	1,039,648	49,507	13	717,821
21 新城市	8,443	84	0.99%	2	2.38%	0	0	0	0	0
22 東海市	10,904	41	0.38%	3	7.32%	0	0	0	0	0
23 大府市	8,095	25	0.31%	2	8.00%	0	0	0	0	0
24 知多市	9,323	30	0.32%	5	16.67%	0	0	0	0	0
25 知立市	6,261	57	0.91%	2	3.51%	0	0	0	0	0
26 尾張旭市	8,862	63	0.71%	5	7.94%	0	0	0	0	0
27 高浜市	4,452	88	1.98%	0	0.00%	0	0	0	0	0
28 岩倉市	5,052	85	1.68%	5	5.88%	0	0	0	0	0
29 豊明市	7,489	44	0.59%	8	18.18%	0	0	0	0	0
30 日進市	7,640	188	2.46%	3	1.60%	0	0	0	0	0
31 田原市	8,419	258	3.06%	23	8.91%	0	0	0	0	0
32 愛西市	8,675	123	1.42%	14	11.38%	0	0	0	0	0
33 清須市	7,218	84	1.16%	0	0.00%	0	0	0	0	0
34 北名古屋市	8,380	132	1.58%	0	0.00%	0	0	0	0	0
35 弥富市	4,988	7	0.14%	3	42.86%	0	0	0	0	0
36 みよし市	4,103	25	0.61%	4	16.00%	0	0	0	0	0
37 あま市	9,480	123	1.30%	17	13.82%	0	0	0	2	1,086,077
38 長久手市	3,636	18	0.50%	0	0.00%	0	0	0	0	0
39 東郷町	3,774	66	1.75%	1	1.52%	0	0	0	0	0
40 豊山町	1,374	13	0.95%	0	0.00%	0	0	0	0	0
41 大口町	2,256	10	0.44%	0	0.00%	0	0	0	0	0
42 扶桑町	4,157	72	1.73%	0	0.00%	0	0	0	0	0
43 大治町	2,587	14	0.54%	6	42.86%	0	0	0	0	0
44 蟹江町	4,037	103	2.55%	1	0.97%	0	0	0	0	0
45 飛島村	650	28	4.31%	1	3.57%	0	0	0	0	0
46 阿久比町	3,221	16	0.50%	0	0.00%	0	0	0	0	0
47 東浦町	5,463	17	0.31%	0	0.00%	0	0	0	0	0
48 南知多町	3,513	19	0.54%	0	0.00%	0	0	0	0	0
49 美浜町	3,116	8	0.26%	6	75.00%	0	0	0	0	0
50 武豊町	4,308	9	0.21%	5	55.56%	0	0	0	0	0
51 幸田町	3,652	11	0.30%	3	27.27%	0	0	0	0	0
52 設楽町	1,585	10	0.63%	0	0.00%	0	0	0	0	0
53 東栄町	1,125	7	0.62%	0	0.00%	0	0	0	0	0
54 豊根村	370	0	0.00%	0	0.00%	0	0	0	0	0

福祉給付金制度(後期高齢者福祉医療費給付制度)の実施状況一覧

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ※愛知県は2008年4月から「福祉給付金制度」を、「後期高齢者福祉医療費給付制度」と名称変更し、従来の対象だった「ひとり暮らしの非課税高齢者」を外した
- ※県が外した「ひとり暮らし非課税高齢者」を引き続き対象(縮小も含む)としているのは45市町村(83.3%)
- ※「ひとり暮らし」欄 ◎印:従来通り継続 ○印:対象縮小して継続 ×印:対象継続を中止
- ※県基準から何らかの拡大をしているのは51市町村(94.4%)
- ※名古屋市は県内で唯一年齢を拡大している(70~74歳を対象)
- ※「拡大状況」欄の★印は愛知県基準で実施(瀬戸市・あま市・東栄町)
- ※母子等、戦傷病者等の所得制限超過者を対象としている市町村があるが、この表からは略している
- ※後期高齢者医療被保険者のうち、後期高齢者福祉医療費給付金の対象となっている割合は18.1%

市町村名	ひとり暮らし	福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付金)の拡大状況 (愛知県医務国保課の実施状況集計表も参考とした)	後期高齢者医療被保険者数 (2015年8月1日)	後期高齢者福祉医療費給付制度対象者数 (2015年8月1日現在)		
				合計	ひとり暮らし非課税者	その他市町村独自の拡大
合計	45	県制度から拡大:51市町村	816,604	141,424	9,680	10,801
1 名古屋市	×	①ねたきり・認知症の人は特別障害者手当受給者限度額まで(所得制限緩和) ②対象年齢を前期高齢者(70歳~74歳)まで拡大	258,797	52,983	—	9,197
2 豊橋市	○	①ひとり暮らし非課税高齢者(低所得I該当。税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	42,187	6,974	784	157
3 岡崎市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級(通院は自立支援医療のみ、入院は全額)	37,269	6,311	623	0
4 一宮市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	45,436	7,747	928	171
5 瀬戸市	×	★	16,757	2,666	—	—
6 半田市	○	①ひとり暮らし非課税高齢者(市内に扶養義務者なし。税被扶養者・施設入所者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③療育手帳C所持者(市民税非課税世帯のみ)	12,846	1,964	44	29
7 春日井市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者(市内親族なし。税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	32,704	4,738	117	81
8 豊川市	◎	ひとり暮らし非課税高齢者(1/2助成)	21,299	3,598	594	0
9 津島市	×	自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	8,043	1,171	—	96
10 碧南市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	8,068	1,253	141	31
11 刈谷市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	12,550	1,913	223	99
12 豊田市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②精神障害で診断書による入院(1/2助成) ③市民税非課税世帯の要介護3認定者	37,427	6,839	419	148
13 安城市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	16,402	3,273	917	58
14 西尾市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	19,485	3,065	351	85

市町村名	ひとり暮らし	福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付金) の拡大状況 (愛知県医務国保課の実施状況集計表も参考とした)	後期高齢者 医療被保険 者数 (2015年 8月1日)	後期高齢者福祉医療費 給付制度対象者数 (2015年8月1日現在)		
				合計	ひとり 暮らし 非課税者	その他 市町村 独自の拡大
15	蒲郡市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	11,387	1,696	295	30
16	犬山市	◎ ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外)	9,355	1,572	278	—
17	常滑市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者・税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	7,431	855	43	3
18	江南市	× ①自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ②精神障害で診断書による入院(1/2助成)	12,069	1,818	—	39
19	小牧市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者(市内親族なし) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	14,603	2,121	88	18
20	稲沢市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者・税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	15,881	2,537	322	75
21	新城市	○ ①ひとり暮らし非課税高齢者(1/2助成) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神保健福祉手帳3級(入院1/2助成)	8,443	1,235	173	19
22	東海市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神保健福祉手帳3級(入院のみ全額助成) ④東海市特定疾病認定患者	10,904	1,837	274	83
23	大府市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神保健福祉手帳3級(入院のみ全額助成)	8,095	1,145	—	22
24	知多市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者(市内親族なし。施設入所者・税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神保健福祉手帳3級(入院のみ全額助成)	9,323	1,352	124	0
25	知立市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	6,261	1,059	166	16
26	尾張旭市	○ ①ひとり暮らし非課税高齢者(市内親族なし) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成) ④特定疾患医療給付事業受給者の特定疾患以外の診療	8,862	1,346	81	95
27	高浜市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	4,452	274	253	21
28	岩倉市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	5,052	904	216	0
29	豊明市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害者3級(通院全額、入院1/2助成)	7,489	1,440	305	20
30	日進市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者・税被扶養者は対象外。遺族年金を所得判定に含む) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	7,640	53	38	15
31	田原市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	8,419	1,484	313	0
32	愛西市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②精神保健福祉手帳3級(全疾病)	8,675	1,446	265	2
33	清須市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者(隣地に親族なし) ②精神保健福祉手帳3級(全疾病)	7,218	1,438	444	3

市町村名	ひとり暮らし	福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付金) の拡大状況 (愛知県医務国保課の実施状況集計表も参考とした)	後期高齢者 医療被保険 者数 (2015年 8月1日)	後期高齢者福祉医療費 給付制度対象者数 (2015年8月1日現在)		
				合計	ひとり 暮らし 非課税者	その他 市町村 独自の 拡大
34 北名古屋市	○	①ひとり暮らし非課税高齢者(市内に親族がいない。税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	8,380	1,283	120	16
35 弥富市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	4,988	747	35	39
36 みよし市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神障害者	4,103	727	62	41
37 あま市	×	★	9,480	1,323	—	—
38 長久手市	×	①自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ②精神障害で診断書による入院	3,636	466	—	0
39 東郷町	×	①自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ②精神障害で診断書による入院(1/2助成)	3,774	492	—	9
40 豊山町	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②療養手帳C所持者 ③精神保健福祉手帳3級	1,374	242	19	0
41 大口町	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	2,256	330	16	10
42 扶桑町	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	4,157	602	15	15
43 大治町	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級(自立支援医療による通院。入院は全額助成)	2,587	430	68	1
44 蟹江町	×	精神保健福祉手帳3級(自立支援医療による通院。入院は全額助成)	4,037	562	—	0
45 飛島村	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級	650	104	24	0
46 阿久比町	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	3,221	407	14	0
47 東浦町	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害者3級(入院のみ)	5,463	873	122	6
48 南知多町	○	①ひとり暮らし非課税高齢者(町内に親族なし。施設入所者は対象外。1/2助成) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	3,513	634	129	18
49 美浜町	○	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者・税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	3,116	475	54	11
50 武豊町	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者・税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	4,308	726	62	10
51 幸田町	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者・税被扶養者は対象外) ②精神3級所持者の精神疾患による入院(1/2助成) ③自立支援医療受給者(精神科通院全額、入院1/2助成)	3,652	527	16	12
52 設楽町	◎	ひとり暮らし非課税高齢者(低所得 I 該当。施設入所者・税被扶養者は対象外)	1,585	192	58	—
53 東栄町	×	★	1,125	128	—	—
54 豊根村	◎	ひとり暮らし非課税高齢者(低所得 I 該当。施設入所者対象外。1/2助成)	370	47	47	—

子ども医療費助成制度の実施状況

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※愛知県制度は通院で義務教育就学前、入院で中学校卒業まで(2008年4月実施)
 ※特に断りのない場合は、現物給付で実施している。また実施年月は償還払いの学齢変更を含む
 ※市町村名が**白抜き**:通院・入院とも中学校卒業まで自己負担・所得制限なしで実施(2015年4月現在、43市町村)
 ※★印:東郷町・飛島村・設楽町は入通院とも、安城市・南知多町は入院で、自己負担なしで18歳年度末まで拡大
 ※◆印:豊橋市・半田市・犬山市・常滑市・北名古屋市・あま市・南知多町は自己負担あり
 ※▲印:津島市・北名古屋市は所得制限無料に所得制限あり(津島市は市民税所得割5万円以下の世帯まで。北名古屋市は市民税非課税・均等割のみ世帯に限定)
 ※2014年9月と2015年9月の通院での実施数・割合の変化(実施予定含む)
 ・「中学校卒業」以上を無料:43(79.6%)→46(85.1%)
 ※ゴチックは昨年キャラバン以降の変更部分(2016年4月実施予定を含む)

市町村名	通院	入院
県基準を拡大	54(100%)	7(13.0%)
小卒まで無料	48(88.9%)	—
中卒まで無料	46(85.1%)	—
18歳年度末まで無料	3(5.6%)	5(9.3%)
0 愛知県	義務教育就学前	中学校卒業
1 名古屋市	中学校卒業	中学校卒業
2 豊橋市	中学校卒業(中学生は1.5割の自己負担あり、1.5割を償還払い)◆	中学校卒業(中学生は償還払い)
3 岡崎市	中学校卒業	中学校卒業
4 一宮市	中学校卒業(小中学生は1割の自己負担あり、2割を償還払い(市内医療機関に限り現物給付)) →自己負担撤廃、現物給付化(2016年4月実施予定)	中学校卒業(小中学生は償還払い(市内医療機関に限り現物給付)) →現物給付化(2016年4月実施予定)
5 瀬戸市	中学校卒業	中学校卒業
6 半田市	中学校卒業(中学生は1割の自己負担あり、2割を償還払い) →現物給付化(2016年4月実施予定)◆	中学校卒業(中学生は償還払い) →現物給付化(2016年4月実施予定)
7 春日井市	中学校卒業	中学校卒業
8 豊川市	中学校卒業	中学校卒業
9 津島市	小学校3年生まで(市民税所得割が5万円以下の世帯は18歳年度末まで)▲	中学校卒業(小学校4年生以上は償還払い。市民税所得割が5万円以下の世帯は18歳年度末まで)▲
10 碧南市	中学校卒業	中学校卒業
11 刈谷市	中学校卒業	中学校卒業
12 豊田市	中学校卒業	中学校卒業
13 安城市	中学校卒業	18歳年度末(中学卒業後は償還払い)★
14 西尾市	中学校卒業	中学校卒業
15 蒲郡市	中学校卒業	中学校卒業
16 犬山市	18歳年度末(小学校4年生以上は1割の自己負担あり、2割を償還払い)◆ →中学校卒業まで自己負担撤廃、現物給付化(2016年4月実施予定)	18歳年度末(小学校4年生以上は償還払い。中学校卒業後は1割の自己負担あり、2割を償還払い)◆ →中学校卒業まで自己負担撤廃、現物給付化(2016年4月実施予定)

市町村名		通院	入院
17	常滑市	中学校卒業(小学校4年生以上は1割の自己負担あり、2割を償還払い)◆	中学校卒業(小学校4年生以上は償還払い)
18	江南市	中学校卒業(小学校4年生以上は1割の自己負担あり、2割を償還払い) →自己負担撤廃、現物給付化(2016年4月実施予定)	中学校卒業(小学校4年生以上は償還払い) →現物給付化(2016年4月実施予定)
19	小牧市	中学校卒業	中学校卒業
20	稲沢市	中学校卒業(中学生は1割の自己負担あり、2割を償還払い) 自己負担撤廃、現物給付化(2015年4月実施)	中学校卒業
21	新城市	中学校卒業	中学校卒業
22	東海市	中学校卒業	中学校卒業
23	大府市	中学校卒業	中学校卒業
24	知多市	中学校卒業	中学校卒業
25	知立市	中学校卒業	中学校卒業
26	尾張旭市	中学校卒業	中学校卒業
27	高浜市	中学校卒業	中学校卒業
28	岩倉市	中学校卒業	中学校卒業
29	豊明市	中学校卒業	中学校卒業
30	日進市	中学校卒業	中学校卒業
31	田原市	中学校卒業	中学校卒業
32	愛西市	小学校卒業	中学校卒業(中学生は償還払い)
33	清須市	中学校卒業	中学校卒業
34	北名古屋市	中学校卒業(小学生以上は1割の自己負担あり、2割を償還払い。市民税非課税世帯は全額償還払い(市内医療機関は現物給付))◆▲	中学校卒業(小中学生は償還払い(市内医療機関は現物給付)) ※未就学児の入院時食事代助成(償還払い)
35	弥富市	中学校卒業	中学校卒業
36	みよし市	中学校卒業	中学校卒業
37	あま市	中学校卒業(中学生は1割の自己負担あり、2割を償還払い)◆	中学校卒業(中学生は償還払い)
38	長久手市	中学校卒業	中学校卒業
39	東郷町	18歳年度末★	18歳年度末★
40	豊山町	中学校卒業	中学校卒業
41	大口町	中学校卒業	中学校卒業
42	扶桑町	中学校卒業	中学校卒業
43	大治町	中学校卒業	中学校卒業
44	蟹江町	中学校卒業	中学校卒業
45	飛島村	18歳年度末★	18歳年度末★
46	阿久比町	中学校卒業	中学校卒業
47	東浦町	中学校卒業	中学校卒業
48	南知多町	18歳年度末(中学生以上は1.5割の自己負担あり、1.5割を償還払い)◆	18歳年度末(中学生以上は償還払い)★
49	美浜町	中学校卒業	中学校卒業
50	武豊町	中学校卒業	中学校卒業
51	幸田町	中学校卒業	中学校卒業
52	設楽町	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
53	東栄町	中学校卒業	中学校卒業
54	豊根村	中学校卒業(小中学生は償還払い)	中学校卒業(小中学生は償還払い)

就学援助の受給者数・予算額

(2015年愛知自治体キャラバンのまとめ)

※2015年度は見込み。2013年度は2014年のキャラバン回答から

市町村名	2013年度			2014年度			2015年度(見込み)		
	受給者数	受給割合	支給総額 (千円)	受給者数	受給割合	支給総額 (千円)	受給者数	受給割合	支給総額 (千円)
合計	63,078	7.90%	4,104,207	62,580	7.91%	4,175,629	62,720	7.86%	4,389,787
1 名古屋	24,084	14.7%	1,492,884	23,631	14.5%	1,483,609	24,360	14.8%	1,492,901
2 豊橋市	5,914	17.9%	396,478	5,712	17.5%	394,696	5,479	16.9%	387,064
3 岡崎市	2,389	7.2%	228,008	2,270	6.9%	248,722	2,372	7.2%	253,314
4 一宮市	3,192	10.8%	248,044	3,070	8.9%	241,756	3,171	9.3%	265,707
5 瀬戸市	1,144	10.6%	76,275	1,150	10.7%	81,720	1,022	9.7%	81,855
6 半田市	1,087	9.9%	72,289	1,133	10.6%	74,006	1,106	10.5%	74,248
7 春日井市	2,041	7.5%	131,693	2,305	8.5%	150,452	2,372	8.8%	190,655
8 豊川市	1,429	8.8%	67,139	1,410	8.7%	65,266	1,403	8.7%	68,429
9 津島市	704	12.2%	40,255	714	12.7%	44,481	687	12.6%	44,881
10 碧南市	472	7.1%	31,643	466	7.0%	33,081	451	6.9%	36,430
11 刈谷市	704	5.4%	49,783	685	5.4%	48,417	693	5.5%	53,925
12 豊田市	2,685	7.2%	83,250	2,992	8.0%	92,323	2,930	7.8%	130,100
13 安城市	850	4.9%	55,315	822	4.7%	58,327	827	4.7%	63,328
14 西尾市	516	3.5%	36,297	528	3.5%	52,842	534	3.6%	48,134
15 蒲郡市	581	8.8%	41,732	618	9.5%	44,605	624	9.7%	51,118
16 犬山市	295	4.4%	21,169	294	4.5%	22,127	320	5.0%	27,194
17 常滑市	344	7.2%	26,901	333	6.8%	25,478	341	6.9%	23,881
18 江南市	777	8.6%	59,413	784	8.8%	59,920	774	8.8%	67,349
19 小牧市	1,190	8.4%	80,252	1,186	8.9%	84,088	1,113	8.4%	78,913
20 稲沢市	907	7.7%	67,395	933	8.0%	72,094	868	7.6%	77,614
21 新城市	337	8.7%	19,088	348	9.2%	20,027	326	8.9%	21,718
22 東海市	846	12.2%	57,514	903	8.8%	62,630	872	8.4%	72,310
23 大府市	639	7.8%	40,954	608	7.4%	41,527	563	6.8%	46,793
24 知多市	692	9.0%	41,124	696	9.1%	41,687	652	8.6%	49,539
25 知立市	432	7.1%	28,659	461	7.6%	29,184	472	7.9%	36,870
26 尾張旭市	815	11.0%	57,052	807	10.8%	56,778	757	10.2%	60,445
27 高浜市	436	9.6%	30,023	478	10.5%	30,124	437	9.6%	37,472
28 岩倉市	359	9.6%	25,075						
29 豊明市	450	7.5%	40,215	454	7.8%	42,211	409	7.2%	39,998
30 日進市	566	6.9%	41,652	578	7.0%	45,711	592	7.2%	44,172
31 田原市	297	5.6%	20,742	311	5.9%	21,494	311	5.9%	24,377
32 愛西市	592	10.0%	44,437	556	10.0%	43,312	509	10.0%	42,647
33 清須市	405	7.2%	33,397	407	7.6%	32,658	405	7.4%	30,316
34 北名古屋市	809	10.9%	58,363	817	10.9%	57,487	820	10.9%	63,157
35 弥富市	269	7.0%	21,352	277	7.3%	21,812	283	7.5%	23,057
36 みよし市	342	5.0%	13,004	347	5.3%	24,522	348	5.4%	28,277
37 あま市	782	9.7%	53,514	751	9.5%	52,658	746	9.5%	59,584
39 長久手市	159	3.1%	13,000	153	2.9%	13,076	164	3.0%	13,787
38 東郷町	161	3.6%	14,257	172	3.8%	15,889	168	3.8%	16,594
40 豊山町	163	12.2%	5,145	163	11.8%	5,436	166	11.5%	5,568
41 大口町	136	6.2%	6,790	122	5.7%	6,452	122	5.6%	7,400
42 扶桑町	234	7.8%	7,003	229	7.5%	7,985	221	7.3%	7,590
43 大治町	175	5.7%	7,389	217	7.1%	9,020	253	8.2%	12,607
44 蟹江町	260	3.9%	16,137	286	9.8%	18,685	281	9.7%	18,668
45 飛鳥村	17	4.6%	1,376	16	4.3%	1,199	17	4.5%	1,551
46 阿久比町	131	5.9%	10,507	142	6.2%	10,491	151	6.5%	12,091
47 東浦町	471	10.3%	32,648	451	10.0%	30,845	415	9.4%	35,315
48 南知多町	97	7.2%	7,477	90	7.1%	6,659	93	7.6%	8,131
49 美浜町	151	7.6%	9,863	141	7.5%	8,976	162	8.8%	11,062
50 武豊町	268	6.7%	19,025	275	6.9%	19,062	272	6.9%	21,074
51 幸田町	248	6.6%	18,276	260	6.8%	17,937	264	6.7%	18,212
52 設楽町	26	8.2%	2,249	19	6.5%	1,401	15	5.5%	1,799
53 東栄町	0	0.0%	0	6	3.2%	407	3	1.7%	253
54 豊根町	8	8.0%	685	3	3.2%	277	4	5.2%	313

就学援助の基準・申請・支給等について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※認定基準を生活保護基準の1.5倍以上としているのが4市町村(7.4%)、1.4以上が8市町村(14.9%)、1.3以上が21市町村(38.9%)。岡崎、半田、豊川、碧南、東海、大府、知多で2013年以降基準引き上げ。民生委員の証明が必要な自治体は原則としてなくなった。

※就学援助認定基準の「その他」欄の○中数字は、次の基準。

①生活保護受給者、②生活保護を停止または廃止された者、③市民税非課税または減免された者、④個人事業税または固定資産税が減免された者、⑤国民年金保険料が減免された者、⑥国民健康保険料(税)が減免もしくは減額賦課された者、⑦児童扶養手当が支給された者、⑧生活福祉資金貸付または世帯更正貸付を受けた者、⑨失業対策事業適格者手帳所持者または職業安定登録日雇労働者、⑩その他経済的に困窮している者

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証明
	生活保護の基準	その他・生活保護基準引き下げについての対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可	
合計	—	—	—	—	14	7	33	1
1 名古屋市	1.0	2013年4月の基準を用いた	2,457,000	3,124,000		○		—
2 豊橋市	1.3	②③④⑤⑥⑦ 改定前基準額	2,110,000	3,334,000	○			—
3 岡崎市	1.2	2013年度1.1倍→2014年度1.2倍へ	2,180,000	3,030,000		○		—
4 一宮市	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩、改定前の基準を使用	1,730,000	2,650,000			○	—
5 瀬戸市	1.25	児童扶養手当受給者、市民税非課税、国保減免など。	1,850,000	3,000,000			○	—
6 半田市	1.3	2013年度1.0倍→2014年度1.3倍へ	約200万	約310万			○	—
7 春日井市	1.2	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩、ひきつづき引き下げ前の生活保護基準を用い	約190万	約290万			○	—
8 豊川市	1.27	2015年度から1.23を1.27に引き上げ	2,011,832	2,762,859			○	—
9 津島市	1.0	①②③④⑤⑥⑦⑩ 2013年8月以前の基準利用	1,870,000	2,560,000	○			—
10 碧南市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩かつ、生保家庭に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める場合。学校納付金の納付状態の悪い者。基準引き上げ(1.0→1.2)	1,786,680	2,189,724			○	—
11 刈谷市	(1.4超)	⑦の認定基準。収入状況の急変等により困窮している世帯については、申請理由等を確認の上審査	2,300,000	3,060,000			○	—
12 豊田市	1.3	1.3倍以上であっても民生委員の現状確認に基づいて判定している	2,095,000	3,185,000		○		—
13 安城市	およそ1.0	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩等要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が特に認める者。	2,380,000	2,490,000		○		—
14 西尾市		申請時の該当要件事由を認定基準としている。要件に該当しない場合は特別支援教育就学奨励費負担金の認定方法で判定。	1,570,000	2,350,000		○		—
15 蒲郡市	1.3	特別支援教育就学奨励費の支弁区分の算定に用いる基準額表を使用。基準を超えた場合でも、特別な事情があれば認定。	社会保険料・生命保険料等の控除分が加算されるため、この条件だけでは所得基準額を算出できない				○	—
16 犬山市	1.2	特別支援教育就学奨励費の早見表を用いて審査、生保引き下げ以前と変わっていない。	1,699,804	2,605,003			○	—
17 常滑市	1.3	以前から1.3倍を基準としていたため、知多半島自治体で比較した場合低い水準ではなかったため見直しなかった。					○	—
18 江南市	1.2	2013年度当初の基準	約220万	約300万			○	—

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証明	
	生活保護の基準	その他・生活保護基準引き下げについての対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可		
19	小牧市	1.3					○	—	
20	稲沢市		①②③④⑤⑥⑦⑧⑩	校長の意見、民生委員助言で個別対応	○	継続のみ		⑩のみ必要	
21	新城市	1.5			○			—	
22	東海市	1.3	③④⑤⑥⑦⑧⑨、昨年度引き上げを維持	1,990,233	3,016,619			○	—
23	大府市	1.2	生保引き下げによる影響を調査	1,448,532	2,043,648			○	—
24	知多市	1.3	保有する資産等は含めない。世帯内の前年所得で審査。②③④⑤⑥⑦⑧⑨。	1,756,898	2,497,482			○	—
25	知立市	1.4超	児童扶養手当の所得制限の1.1倍を目安としている	(1.6)253万	(1.4)336.6万			○	—
26	尾張旭市	1.25		2,100,000	2,850,000			○	—
27	高浜市	1.0	母子・父子家庭は1.5倍。	2,130,000	2,180,000			○	—
28	岩倉市	1.1	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩、引き下げ前の基準			○			—
29	豊明市	1.2	2012年度の基準年を使用し、対象者に不利にならないようにしている	1,982,000	2,625,000	○			—
30	日進市	1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨、認定基準のみならず、該当世帯の家計簿の状況を個別に判断し、認定する。	約207万(控除なし)	約322万(控除なし)			○	—
31	田原市	1.25	基準引き下げ前の基準を用いて認定	1,771,000	2,710,000		○		—
32	愛西市	1.2	基準引き下げ前の基準を用いて認定	2,255,000	3,077,000	○			—
33	清須市	1.3	②③④⑤⑥⑦⑧	所得基準は設けていない				○	—
34	北名古屋	1.2	①②③⑤⑥⑦⑩、派遣切りなど急激に収入が減少した方(生保基準の1.3倍)、生保基準見直し前を維持	社会保険料等が不明のため産出不可	社会保険料等が不明のため産出不可			○	—
35	弥富市	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑨	1,648,000	2,701,000			○	—
36	みよし市	1.5	引き下げ前の生活保護基準を適用	約210万	約325万		○		—
37	あま市		①②③④⑤⑥⑦⑧⑩			○			—
38	長久手市		申請時に面談、収支入状況等を聞き、教育委員会で審議。生保基準を基準にしないため対応の必要なし。			○			—
39	東郷町	1.3		153,000/月	249,000/月	○			—
40	豊山町	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑩「生活扶助(1類+2類+教育扶助)×1.2+住宅扶助(1.3倍認定額)+母子加算	1,824,840	2,489,808	○			—
41	大口町		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩					○	—
42	扶桑町		国の基準に準ずる					○	—
43	大治町	1.2	①⑦⑩罹災・失業等特別な事情により生活が急変した者、または経済的に困窮した者	算出していません				○	—
44	蟹江町	1.1	認定は、新基準で行っているが、超過した場合は旧基準で再計算し認定(旧基準の限度内なら認定)	約180万(賃貸)	約240万(持ち家)	○			—
45	飛島村		国の認定基準にあたっての目安に添って認定。	申請者の生活困窮の状況を民生委員、学校長に聞き取りをし認定				○	—

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証明	
	生活保護の基準	その他・生活保護基準引き下げについての対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可		
46	阿久比町	1.4超	児童扶養手当での所得制限を準用	2,300,000	3,060,000			○	—
47	東浦町	1.4超	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 児童扶養手当の所得制限各基準	2,380,000	3,140,000			○	—
48	南知多町	1.3	計算したところ、2013年度で認定された不認定世帯なし。	1,933,919	2,414,347			○	—
49	美浜町	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 生保は収入額認定によるが、就学援助は所得額で判定、引き上げ前の基準に変更。	持ち家 1,651,025 借家 2,377,985	持ち家 2,631,667 借家 3,358,627			○	—
50	武豊町	1.3		約193万	約276万			○	—
51	幸田町	概ね1.5	生保基準を参考に制度運用を行い、結果として認定に影響なし	約218万	約292万			○	—
52	設楽町							○	—
53	東栄町		個別対応			○			—
54	豊根村		個別対応			○			—

就学援助の支給項目

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※学用品日、修学旅行費、給食費は全市町村が対象に
 ※医療費は子ども医療費助成制度の入通院中学卒業まで完全無料を含む
 ※弥富市、武豊町・・・スポーツ掛け金は全保護者対象の全額公費または軽減措置
 ※2010年度からクラブ活動・生徒会・PTA会費も補助の対象に、しかし拡充している市町村はまだ少ない。

自治体名	学用品費		入学準備金／入学学用品費	通学用品費	通学費	修学旅行費	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費	校外活動費		給食費	医療費	日本スポーツ振興センター掛け金	メガネ・コンタクトレンズ代	その他・備考
	学用品費	体育実技用具費								宿泊を伴わないもの	宿泊を伴うもの					
合計	54	6	41	44	11	54	6	16	16	45	46	54	52	16	0	
1 名古屋市	○		○	○	○	○				○	○	○	○			食物アレルギー管理指導費
2 豊橋市	○		○	○	○	○				○		○	○			
3 岡崎市	○	○	○	○		○				○	○	○	○			
4 一宮市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
5 瀬戸市	○		○		○	○				○	○	※	○			卒業記念品
6 半田市	○		※			○					○	○	○	○		
7 春日井市	○		○		○	○				○	○	○	○			
8 豊川市	○		※	○		○					※	○	○			
9 津島市	○			○		○						○				
10 碧南市	○		○	○		○				○		○	○			
11 刈谷市	○			○		○				○		○	○	○		
12 豊田市	○		○	○	○	○				○	○	○	○			自然教室
13 安城市	○			○	○	○				○		○	○	○		
14 西尾市	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
15 蒲郡市	○		○	○		○				○	○	※	○	○		
16 犬山市	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
17 常滑市	○		○			○						○	○	○		
18 江南市	○		○			○				○	○	○	○			
19 小牧市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
20 稲沢市	○					○	○			○	○	○	○			
21 新城市	※		○	○		○				○	○	○	○	○		
22 東海市	○			○		○				○	○	○	○			海外学習参加費
23 大府市	○		○			○					○	○	○	○		
24 知多市	○			○		○				○	○	○	○	○		
25 知立市	○	○	○	○		○				○	○	○	○			転入学用品費
26 尾張旭市	○		○			○				○	○	○	○			
27 高浜市	○	○		○	○	○				○	○	○	○			

自治体名	学用品費		入学準備金／入学学用品費	通学用品費	通学費	修学旅行費	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費	校外活動費		給食費	医療費	日本スポーツ振興センター掛け金	メガネ・コンタクトレンズ代	その他・備考
	学用品費	体育実技用具費								宿泊を伴わないもの	宿泊を伴うもの					
28	岩倉市	○				○		○	○		○	○	○			
29	豊明市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
30	日進市	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○			
31	田原市	○		○	○	○						○	○			
32	愛西市	○		○		○					○	○	○			
33	清須市	○		○	○	○				○	○	○	○			
34	北名古屋	○		○	○	○	※	○	○	○	○	○	○			
35	弥富市	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
36	みよし市	○		※	○	○				○	○	○	○	○		
37	あま市	○		○		○		○	○	○	○	○				
38	長久手市	○		○		○		○	○	○	○	○	○			
39	東郷町	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
40	豊山町	○		○	○	○				○	○	○	○			卒業祝金
41	大口町	○		※	○	○		○	○	○	○	○	○			
42	扶桑町	○		○		○		○	○	○	○	○	○			
43	大治町	○		○	○	○				○	○	○	○			
44	蟹江町	○		○	○	○				○		○	○			
45	飛島村	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
46	阿久比町	○		○	○	○			○		○	○	○			
47	東浦町	○		○	○	○				○	○	○	○	○		
48	南知多町	○		○	○	○				○	○	○	○	○		
49	美浜町	○		○		○				○	○	○	○	○		
50	武豊町	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○		
51	幸田町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		
52	設楽町	○	○	○	○	※		○		○	○	○	○			
53	東栄町	○		○	○	○				○	○	○	○			
54	豊根町	○		○		○				○	○	○	○			

保育実施義務・保育格差について(文書回答)

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※保育実施義務については、待機児童解消を行うことによって果たしているとする回答もあるが、保育を必要とする・保育所を希望する児童に保育所に入所させることで市町村が24条1項の保育実施義務を果たしているとする回答もあった。

※ほとんどの市町村が、施設による保育格差が生じないように努めるとの回答。それを実現するための内容として、国の基準どおりだから、市の条例で定めたから、格差は生じないとする市町村が多い中、犬山市が、地域型保育事業も公立の基準に合わせたという回答、江南は一部国より上乗せして条例に、岩倉は事業所内保育で一部国を上回る基準、と具体的に回答があった。

※認定子ども園や地域型保育事業などを設置していないと明記した回答は、稲沢市、尾張旭市、田原市、愛西市、大口町、扶桑町、阿久比町、南知多町、の8自治体。弥富市は地域型なしと明記。

市町村名		6子育て支援などについて ④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。
1	名古屋市	24条2項により必要な保育を確保する措置を講ずるほか、1項において「保育所」において保育しなければならないものとされており、新制度後も市として保育の責任は変わらないと認識している。児童福祉法に、当分の間、すべての施設・事業の利用に市町村が利用調整を行うことも明記されている。引き続き待機児童対策に努める。
2	豊橋市	引き続き、法の趣旨にかんがみ保育の実施義務を果たしていく。利便性を図るため、各施設の形態に応じた保育施策に取り組む。
3	岡崎市	保育士配置基準や乳児室の面積基準について、上乗せ。その加配分を公立保育園で配置、人件費を私立保育園に補助。 保育ニーズの増加に対し、現行の保育所の増改築や保育室の改修等による対応を基本。保育所については、保育ニーズの状況をふまえると、基本的には、保育所として継続していく方針。公立幼稚園については、幼保連携型認定こども園への移行を進める予定。
4	一宮市	保育実施義務を果たしている。認定子ども園、保育所、地域型事業による小規模保育や家庭的保育等、それぞれ定められた基準により保育がなされている。
5	瀬戸市	公立保育所の民営化による定員の拡充をはじめ、待機児童数の動向を注視しながら地域型保育施設の認可により対応していく予定。地域型保育施設は認可基準により保育に格差はないものと考えている。
6	半田市	24条1項に基づき、保育を必要とする児童には公的保育による保育実施義務を果たし、支援法に基づき、教育・保育の提供体制の確保に努める。地域型保育事業は保育の質を確保した上実施したい。平成27年10月より実施予定。
7	春日井市	支援法34条2項に基づき、条例を定めあつせん・調整、指導監督等により、それぞれの施設において適切に教育・保育がされるよう努める。34条16第1に基づき、条例を定め、地域型保育事業の認可を行い最低基準を向上させるよう努めるなど、保育の格差が生じないように努める。
8	豊川市	現在、認定子ども園、地域小規模保育や家庭保育はなし。条例は策定済み。施設の形態による格差が生じることのないよう努める。
9	津島市	支援法第1条に基づき、すべての子どもが健やかに成長するよう努める。施設形態により内容の違いはあるが、条例に基づき適切な教育・保育が受けられるようにする。
10	碧南市	認可保育所において、待機児童が発生しないよう、安心安全な保育を実施する。
11	刈谷市	保育所の増設や増改築、待機児童の発生している年齢枠などの見直しによる受け入れ児童の増加を図っている。施設の違いによる保育の低下が生じないように条例で定めている。
12	豊田市	回答なし
13	安城市	現在待機児童なし。公立、民間で協力して保育実施義務を果たしていくが、施設の形態によって格差が出ないように努める。

市町村名	6子育て支援などについて ④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。
14 西尾市	ほとんどの子どもに対して、認可保育園で有資格、施設面での保証された保育を提供。引き続き環境の充実に努める。地域型保育事業は保育者や施設面等の基準に従い認可し適正に対応する。
15 蒲郡市	24条にあるように、今後とも保育所における保育について市が実施責任を負うとともに、新制度の下、すべての子どもに良質な成育環境が保証されるよう努める。
16 犬山市	保育の必要な認定を受けた方には、市として利用調整を行い保育サービスを提供。小規模保育や家庭的保育については、条例で職員配置や資格などで公立の基準に合わせた配置を行うよう規定した。
17 常滑市	設置者や事業者は条例を遵守し事業運営をするため、施設形態の違いによる格差はないと考える。
18 江南市	18ヶ園すべて公立で保育の実施。地域型保育事業は国の基準を上回る認可基準で制定。実施に当たっては、指導・監督等に努め、保育の質の確保を図る。
19 小牧市	家庭的保育事業等の職員配置基準において、最低2名を下回らないこと、家庭的保育者の有資格者は保育士と限定。27年度より認可した小規模保育施設は保育士や栄養士が巡回指導するなど、保育所との格差が生じないようにしている。
20 稲沢市	保育を希望する児童には、空き状況により希望する保育所における公的保育を実施している。認定子ども園、小規模保育、家庭的保育は提供していないが、計画的に行う責務があるので格差が生じないように努める。
21 新城市	事業計画により、どの地域、どの園でも等しい負担(保育料)で、等しい良質な保育と幼児教育が享受できるよう目指したので格差はない。2015年7月小規模保育事業開設。あえて希望する保護者も多く定員に達した。
22 東海市	公立保育園については、保育が必要な児童に対応できるよう、施設整備を進めている。なお、家庭的保育事業は条例で基準を定めその基準の下に、適切に対応する。
23 大府市	公私立の認可・認可外保育施設で保育。民間には、運営費にて財政的補助と、必要に応じて指導保育士による保育の相談等を行っている。
24 知多市	保育を希望する児童が保育を受けられるよう、クラス編成や保育士配置の見直し及び老朽化した施設の改修等により、未満児を順次拡大する。基準の異なる施設の形態によって格差がないよう、保育士研修で充実させ、指導監督を行う。
25 知立市	新たに事業者が行う場合は、その施設形態による特色を尊重し協議していく。
26 尾張旭市	市内15カ園(うち公設公営8園)で保育。認定子ども園、地域型保育事業はないが、格差の無いよう努める。
27 高浜市	24条に基づき役割を果たしている。認定子ども園、地域型保育事業はそれぞれの基準に基づいて運営されるものとして適切な運営がされるよう市として関わっている。
28 岩倉市	保育の実施は市にあり、公私関わらず利用調整を行い、公立には入所決定を、私立には斡旋・要請を行っている。地域型保育事業の認可基準は、保育所型事業所内保育事業の面積基準で一部上乘せ以外は国基準どおりで格差が生じるとは考えていない。
29 豊明市	4/1では待機児童なし。年度途中発生はあるので認定子ども園など民間活力で完全なゼロを目指したい。施設形態による保育格差はあってはならないので市からの助成等で格差が生じないように努力。
30 日進市	公、民間の連携でニーズに対応。保育園、認定子ども園は各園の特色を活かし実施。
31 田原市	児童福祉法24条や支援法に基づき、保護者就労で保育が必要な児童は2、3号認定を行い保育所で保育。認定子ども園や地域型保育事業はなし。
32 愛西市	14保育園で保育を実施している。待機児童なし。認定子ども園や地域型なし。
33 清須市	保育については24条に基づき公設・公営で行っている。認定子ども園や地域型保育事業については、設置基準は市が確認したもので保育格差はないと考えている。
34 北名古屋市	施設の安全、引く市の質の確保を前提とした定員設定等により、すべての待機児童解消は困難。努力する。小規模保育所には、質の確保が出来るよう継続指導を行う。
35 弥富市	9所の公立保育所により待機児童が出ないように対応。地域型保育事業はなし。

市町村名		6子育て支援などについて ④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。
36	みよし市	回答なし。
37	あま市	保育の実施基準に該当する児童については、適切に保育を実施している。認定子ども園、地域型保育事業が出来た場合は事業者と打ち合わせ、低下が生じないよう監督・指導を行う。
38	長久手市	待機児童解消のため平成24年～27年にかけて、公立保育園を1園、私立4園、家庭的保育事業2ヶ所、事業所内保育1ヶ所を増設。地域型保育事業を進めるに当たり、小規模を基本としつつ、公立と連携して集団も体験させるなど、それぞれの保育形態の利点を活かし、充実した保育サービスを提供していきたい。
39	東郷町	保育所の整備計画に基づき、受け入れ枠の拡大を図る。保育の格差については、各施設形態の基準に基づき運営する。
40	豊山町	公立保育園を希望する児童を公立保育園で受け入れる。各施設形態では基準条例に基づいて保育に格差がないようにしている。
41	大口町	保育を必要とする児童については、従来どおり町の責任で保育を提供する。認定子ども園、地域型保育事業は現在実施予定なし。
42	扶桑町	保育を希望する児童には、適切に入園できるように手続きを進める。認定子ども園、地域型保育事業は現在実施なし。
43	大治町	保育所分園を増築し、平成27年度から定員を20名増員。地域型保育事業については、連携施設を確保するよう要請し、保育の格差が生じないよう努める。
44	蟹江町	国の基準に従って、施設により格差が無いよう決め細やかな保育を行っていく。
45	飛島村	24条1項に基づき、適宜対応している。
46	阿久比町	保育所において保育実施義務を果たしている。保育所しかない。
47	東浦町	町内に保育園を8ヶ園。実施児の他に、3歳以上の実施児以外の児童を私的契約児として受け入れ。早朝・延長を7園で、土祝日を指定園で。一時的保育事業として、月14日以内で保護者の入院等に対する緊急保育や月4回内でリフレッシュ保育として乳幼児の受け入れを実施。各施設の基準は条例で定め保育の水準を確保している。
48	南知多町	公立5ヶ所、私立1ヶ所の保育所があり、保育に格差はない。
49	美浜町	保育の実施を希望する児童に対して、優先順位により適正な保育の実施に努める。施設形態の違いによる保育の格差が生じないよう努める。
50	武豊町	保育実施義務は果たしている。施設形態の違いで保育格差がないよう指導していく。
51	幸田町	保育の必要性が認められ、公的保育が望まれる児童に対しては、従来どおり果たすべく努めていく。施設型保育事業や小規模保育事業との連携を図りつつ、形態による格差がなるべく生じないよう努める。
52	設楽町	待機児童もなく、少子化も進み、将来も現状施設でまかなえと考える。
53	東栄町	公立保育所2ヶ所。待機児童なし。保育士確保、子ども減少などを含め一園化及び認定子ども園化にむけ検討している。
54	豊根村	実施しています。

育休取得時の保育及び時間認定に係る取扱いについて

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

育休取得時の上の子の保育については、年齢に関わらずそのまま通園を保障している自治体は、名古屋市・豊橋市・一宮市・津島市(希望者は)・田原市・東郷町・大治町・蟹江町・美浜町・東栄町・豊根町(11自治体)。2歳以上はそのままの自治体は3自治体。3歳以上児はそのままという自治体は28自治体。定員に余裕があれば、という条件が付くところもある。退園させる自治体は豊田市、稲沢市の2自治体。
 保育時間認定のところでは、32自治体は中途変更や混乱はないと回答。混乱があるとした自治体は、14自治体。保護者の就労形態等々により中途変更があるが、混乱はないという自治体が7自治体。

		1) 育休取得の場合、上の子の保育について			2) 短時間・標準時間認定に関わって中途変更や混乱はあるか?	
市町村名	退園	そのまま	その他	ある		
1	名古屋		○	在園児は年齢に関わらずそのまま通園。3歳以上であれば新規申し込みも可。	○	現場の混乱がないよう、中途変更を行っている。
2	豊橋市		○		○	
3	岡崎市			3歳児クラス以上は継続可	○	
4	一宮市		○		ない	
5	瀬戸市			2歳までは退園。3歳児以上はそのまま通園。	ない	
6	半田市			3歳未満-出産後2カ月まで。3歳以上-育児休業終了日まで、可。		雇用形態の変更等で年度途中変更あり。混乱は適宜説明、勉強会により大きな混乱はない。
7	春日井市			4-6年保育は一旦退園。1-3年保育は保育園に余裕があれば継続可。	ない	
8	豊川市			4/1現在2歳児以上はそのまま。	ない	
9	津島市			継続希望調書が出されればそのまま。	○	
10	碧南市			産まれる子が満1歳に達する日の属する月の月末まで継続入所可。	ない	
11	刈谷市			3歳以上から原則継続可能。	ない	
12	豊田市	○			ない	
13	安城市			3歳以上児はそのまま。3歳未満児は、出産後2カ月の月末日で退所。ただし、産休後すぐに出産前と同じ職場に復職する場合のみ就労証明書を提出すれば継続入所可。		就業状態の変更による中途変更はあるが混乱はない。
14	西尾市			2歳までは退園。3歳児以上はそのまま通園。	ない	
15	蒲郡市			2歳までは退園。3歳児以上はそのまま通園。		中途変更はあるが混乱はない。
16	犬山市			2歳までは退園。3歳児以上はそのまま通園。	ない	
17	常滑市			2歳までは原則退園。3歳児以上はそのまま通園。		中途変更はあるが混乱はない。
18	江南市			3歳児以上はそのまま通園。	ない	
19	小牧市			育休取得時で2歳児クラスまでは退園。	ない	
20	稲沢市	○			○	
21	新城市			出産後おおむね6カ月まで保育。2歳児に限り、1月以降に要件が切れた場合は環境に配慮し継続を認める。		中途変更はあるが混乱はない。

市町村名	退園	そのまま	その他	ある	
22 東海市			育休取得時で2歳児クラスまでは退園。	ない	
23 大府市			3歳以上児はそのまま。3歳未満児は、原則退園だが状況により判断。	ない	
24 知多市			2歳までは退園。3歳児以上はそのまま通園。3歳以上であれば新規申し込みも可。	○	
25 知立市			2歳までの場合、出産後おおむね6カ月まで保育。3歳児以上はそのまま通園。	○	
26 尾張旭市			2歳までは原則退園。	○	
27 高浜市			2歳までは退園。3歳児以上はそのまま通園。	ない	
28 岩倉市			2歳児以上は継続可。	○	中途変更はあるが混乱はない。
29 豊明市			○ 詳細記載なし		
30 日進市			3歳以上児はそのまま。3歳未満児は退園。	ない	
31 田原市		○		ない	
32 愛西市			○ 詳細記載なし	ない	
33 清須市			3歳以上児はそのまま。3歳未満児は退園。	ない	
34 北名古屋			3歳以上児はそのまま。3歳未満児は退園。	○	
35 弥富市			3歳以上児はそのまま。3歳未満児は退園。	ない	
36 みよし市			3歳以上児は園の定員に余裕のある場合に限りそのまま通園。	ない	
37 あま市			2歳児クラス以上は継続して通園。	ない	
39 長久手市			2歳までは退園。3歳児以上はそのまま通園。ただし保護者の疾病等で保育が出来ない場合は2歳児クラス以下も継続可。	○	
38 東郷町		○		ない	
40 豊山町			記載なし		
41 大口町			3歳未満児は、出産後8週を迎える日の属する月末日で退所。	ない	
42 扶桑町			幼児に限りそのまま通園。	ない	
43 大治町		○		ない	
44 蟹江町		○		ない	
45 飛鳥村			定員に余裕があれば現場と相談の上、私的契約児として通園。	○	
46 阿久比町			3歳未満児は退園。	○	
47 東浦町			2歳児までは原則退園だが、本人の発達を考慮し通園も可。3歳以上児は私的契約児として通園。	○	
48 南知多町			3歳以上で、保護者が利用を希望する場合はそのまま通園。	ない	
49 美浜町		○		ない	
50 武豊町			3歳以上児はそのまま。3歳未満児は退園。	ない	
51 幸田町			3歳以上児はそのまま。3歳未満児は退園。		中途変更はあるが混乱はない。
52 設楽町			3歳以上児はそのまま。3歳未満児は退園。	ない	
53 東栄町		○		ない	
54 豊根町		○		ない	

通院時の院内介助及び入院時のヘルパー派遣について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※通院時の院内介助は、介護保険で2013年度28市町(51.9%)→2014年度33市町(61.1%)、障害福祉サービスで2013年度23市町(42.6%)→2014年度25市町であった。

※入院時のヘルパー派遣は、介護保険で2013年度8市町(14.8%)→2014年度7市町(12.9%)、障害福祉サービスで2013年度2市町(3.7%)→2014年度2市町(3.7%)であった。

市町村名	通院時の院内介助について			入院時のヘルパー派遣について		
	介護保険	障害サービス	備考	介護保険	障害サービス	備考
合計	33	25	—	7	2	—
1 名古屋市	○	○	【介護】条件付き			
2 豊橋市	○	○		○		
3 岡崎市	○	△				
4 一宮市	○		【障害】ただし、院内スタッフによる対応が困難な場合には、個々の状況により利用を認めている場合あり			
5 瀬戸市	○	○	【障害】個別ケースで対応	○		
6 半田市		○				
7 春日井市	○		【障害】介助を必要とする方の心身状態で個別に判断			
8 豊川市	○	○	【障害】状況に応じて対象			
9 津島市						
10 碧南市						
11 刈谷市	○					
12 豊田市	○	○	【介護】一部			
13 安城市	○			○		
14 西尾市				○		【介護】入退院付き添い
15 蒲郡市		○				
16 犬山市		○				【障害】ヘルパー派遣研究する
17 常滑市		○				
18 江南市	○		【介護】常時介護が必要な場合			【障害】一部認めている
19 小牧市			【障害】原則として認めていない			
20 稲沢市			【障害】個々の状況により認めている			
21 新城市						
22 東海市	○					
23 大府市	○	○	【障害】待合の介助			
24 知多市	○					
25 知立市						
26 尾張旭市	○	○				
27 高浜市		○				
28 岩倉市	○		【障害】個別の事情により認める場合もある			【障害】一時帰宅時などにおいて認める場合もある
29 豊明市	○		【障害】ケースにより個別に判断し認めている。			
30 日進市	○		【介護】場合により認めている			
31 田原市		○				
32 愛西市	○		【介護】必要に応じ			
33 清須市	○					

市町村名		通院時の院内介助について			入院時のヘルパー派遣について		
		介護 保険	障害 サービス	備考	介護 保険	障害 サービス	備考
34	北名古屋		○				
35	弥富			【障害】場合により認める			
36	みよし	○	○	【障害】個別対応		○	【障害】個別対応
37	あま	○					
38	長久手	△	○	【障害】障害者の状況により認める場合もある			
39	東郷	○	○	【介護】条件付き 【障害】通院等乗降介助、受診手続き、移動介助	○		【介護】条件付き
40	豊山	○			○		
41	大口	○	○	【障害】場合により認める	○		
42	扶桑	○	○	【介護】一部認めている 【障害】ケースバイケースで応相談			【障害】ケースバイケースで応相談
43	大治	○					
44	蟹江		○	【障害】一概に認めない取り扱い はしない			【障害】一概に認めない取り扱い はしない
45	飛島						
46	阿久比		○				
47	東浦	○	○	【障害】多動など心身状態により 認める。視覚障害は同行援護する		○	【障害】他医療機関通院が必要な 場合に認める
48	南知多						
49	美浜	○	○				
50	武豊	○	○				
51	幸田	○					
52	設楽	○					【障害】できる範囲で検討する
53	東栄						
54	豊根						

任意予防接種費用助成実施状況

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

【おたふくかぜ】豊田市、みよし市が新たに実施し、8市町村(14. 8%)、無料実施は小牧市・東栄町・豊根村のみ
 【ロタ】豊田市、田原市、みよし市、設楽町が新たに実施し、10市町村(18. 5%)、無料実施は東栄町・豊根村のみ。
 【B型肝炎ウイルス】名古屋市、豊橋市、豊田市、みよし市が新たに実施。県内の市町村では初めて
 【大人の麻しん】豊田市、みよし市が新たに実施。県内の市町村では初めて
 ※津島市は、子育て応援事業の子育て応援券で利用可能。ワクチン事業の助成金ではない

記号はそれぞれ次の通り。◎：自己負担無料で実施、○：助成を実施、△：実施予定
 実施予定で、実施年月・対象者・助成額等の詳細な記載がある場合は「○：助成を実施」とした

	おたふくかぜ	高齢者用肺炎球菌	ロタウイルス	B型肝炎ウイルス
合計(予定含む)	8	41	10	4
無料実施	3	1	2	0
1 名古屋市	○	○	○	○
2 豊橋市	○	×	○	○
3 岡崎市	—	○	—	—
4 一宮市	—	○	—	—
5 瀬戸市	—	○	—	—
6 半田市	—	○	—	—
7 春日井市	—	○	—	—
8 豊川市	—	○	—	—
9 津島市	※	×	※	※
10 碧南市	—	×	—	—
11 刈谷市	—	○	—	—
12 豊田市	○	×	○	○
13 安城市	—	○	○	—
14 西尾市	—	○	—	—
15 蒲郡市	—	×	—	—
16 犬山市	—	○	—	—
17 常滑市	—	○	—	—
18 江南市	—	○	—	—
19 小牧市	◎	○	—	—
20 稲沢市	—	○	—	—
21 新城市	—	×	—	—
22 東海市	—	○	—	—
23 大府市	—	○	—	—
24 知多市	—	○	—	—
25 知立市	—	○	—	—
26 尾張旭市	—	○	—	—

	おたふくかぜ	高齢者用肺炎球菌	ロタウイルス	B型肝炎ウイルス
27 高浜市	—	○	—	—
28 岩倉市	—	○	—	—
29 豊明市	—	×	—	—
30 日進市	—	○	—	—
31 田原市	—	×	○	—
32 愛西市	—	×	—	—
33 清須市	—	○	—	—
34 北名古屋市	—	○	○	—
35 弥富市	—	×	—	—
36 みよし市	○	○	○	○
37 あま市	—	×	—	—
38 長久手市	—	○	—	—
39 東郷町	—	○	—	—
40 豊山町	—	○	—	—
41 大口町	—	○	—	—
42 扶桑町	—	○	—	—
43 大治町	—	×	—	—
44 蟹江町	—	×	—	—
45 飛島村	○	×	—	—
46 阿久比町	—	○	—	—
47 東浦町	—	○	—	—
48 南知多町	—	○	—	—
49 美浜町	—	○	—	—
50 武豊町	—	○	—	—
51 幸田町	—	○	—	—
52 設楽町	—	○	○	—
53 東栄町	◎	○	◎	—
54 豊根村	◎	◎	◎	—

※津島市は、子育て応援事業の子育て応援券で利用可能

高齢者用肺炎球菌ワクチン接種助成事業

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

- 任意接種への独自の助成を行っているのは、予定を含め41市町村(75.9%)
 ○自己負担無しでの実施は、豊根村が村内診療所で接種する場合に、定期・任意共に無料で実施している。
 ○定期接種対象者への個別通知を行っているのは47市町村(87.0%)
 ○定期接種の対象者は下記の通り。ただし、現時点では平成30年(2018年)度までに該当する方のみ。
 ①過去にニューモバックスNP(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)を接種したことがない方で、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方。
 ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、HIVによる免疫機能障害があり、日常生活活動が極度に制限される方。
 ※任意接種の対象者の拡大欄の◆印:「心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、HIVによる免疫機能障害があり、身体障害者1級保持者、またはそれに相当する方」

市町村名	定期接種			任意接種			
	個別通知	助成額	自己負担	実施	対象者の拡大	助成額	自己負担
合計・平均	47	5,921	2,337	41	—	5,888	2,369
1 名古屋市	×	4,332	4,000	○	65歳以上の未接種者	4,332	4,000
2 豊橋市	○	6,117	2,000	×	なし		
3 岡崎市	○	6,586	2,000	○	65歳以上	6,586	2,000
4 一宮市	○	6,100	2,000	○	◆(60歳以上)	6,100	2,000
5 瀬戸市	×	5,800	2,500	○	70歳以上	5,800	2,500
6 半田市	○	5,921	2,000	○	接種日現在75歳以上及び、65歳以上で身体障害者1級相当の者	5,921	2,000
7 春日井市	○	自己負担額を除く金額	2,400	○	65歳以上の未接種者及び、60歳以上の障害者1級相当の者	3,000	医療機関による
8 豊川市	○	6,000	2,000	○	75歳以上	3,000	医療機関による
9 津島市	○	6,517	2,000	×	なし		
10 碧南市	○	5,780	2,500	×	なし		
11 刈谷市	○	5,790	2,500	○	満65歳以上	3,000	医療機関による
12 豊田市	○	6,009	2,000	○	65歳以上の未接種者	6,000	2,000
13 安城市	○	自己負担額を除く金額	2,500	○	65歳以上	3,000	医療機関による
14 西尾市	○	自己負担額を除く金額	2,500	○	65歳以上	3,000	医療機関による
15 蒲郡市	○	6,355	2,000	×	なし		
16 犬山市	○	6,139	2,000	○	75歳以上及び、65歳以上で障害のある者	4,139	4,000
17 常滑市	○	4,000	4,000	○	①75歳以上 ②◆(65歳以上75歳未満)	4,000	4,000
18 江南市	○	6,139	2,000	○	①75歳以上 ②◆(65歳以上75歳未満)	4,139	医療機関による
19 小牧市	○	5,099	2,500	○	①70歳以上の未接種者 ②◆(60歳以上)	5,000	医療機関による
20 稲沢市	○	3,700	3,800	○	65歳以上	3,700	3,800
21 新城市	○	6,300	2,000	×	なし		
22 東海市	×	7,620	1,080	○	65歳以上の未接種者	7,620	1,080
23 大府市	○	7,300	1,000	○	65歳以上の未接種者	7,300	1,000
24 知多市	○	8,370	2,400	○	75歳以上	5,970	2,400
25 知立市	○	5,790	2,500	○	65歳以上	3,000	医療機関による

市町村名	定期接種			任意接種			
	個別通知	助成額	自己負担	実施	対象者の拡大	助成額	自己負担
26 尾張旭市	○	5,800	2,500	○	70歳以上と60歳～69歳で医師が必要と判断した者	5,800	2,500
27 高浜市	○	8,290	2,500	○	①後期高齢者医療被保険者 ②◆(65歳以上) ③生活保護世帯に属する75歳以上	3,000	医療機関による
28 岩倉市	○	5,720	2,500	○	65歳以上	3,000	5,220
29 豊明市	○	6,179	2,500	×	なし		
30 日進市	○	6,179	2,500	○	①70歳以上 ②◆(60歳以上)	3,000	医療機関による
31 田原市	○	6,243	2,000	×	なし		
32 愛西市	○	自己負担額を除く金額	2,000	×	なし		
33 清須市	○	5,640	2,500	○	65歳以上の未接種者	4,140	4,000
34 北名古屋市	○	5,640	2,500	○	65歳以上	4,000	4,140
35 弥富市	○	4,517	2,000	×	なし		
36 みよし市	○	6,009	2,000	○	65歳以上の未接種者	6,000	2,000
37 あま市	○	6,517	2,000	×	なし		
38 長久手市	○	6,576	2,500	○	65歳以上の未接種者	6,576	2,500
39 東郷町	○	5,800	2,500	○	◆(2015年4月2日～2016年4月1日に67歳以上の未接種者)	5,800	2,500
40 豊山町	○	5,640	2,500	○	75歳以上の未接種者	4,000	4,140
41 大口町	○	6,139	2,000	○	①75歳以上の未接種者 ②◆(60歳以上75歳未満)	4,139	4,000
42 扶桑町	○	6,139	2,000	○	①75歳以上の未接種者 ②◆(66歳以上74歳)	4,139	4,000
43 大治町	○	6,517	2,000	×	なし		
44 蟹江町	○	6,517	2,000	×	なし		
45 飛島村	○	6,517	2,000	×	なし		
46 阿久比町	×	4,000	4,000	○	65歳以上	4,000	4,000
47 東浦町	○	6,598	2,000	○	75歳以上	6,598	2,000
48 南知多町	×	5,500	2,500	○	65歳以上の未接種者	5,500	2,500
49 美浜町	×	5,000	3,000	○	65歳以上の未接種者	5,000	3,000
50 武豊町	○	5,800	2,500	○	①75歳以上 ②◆(65歳以上)	4,300	4,000
51 幸田町	○	8,787	2,000	○	65歳以上の5年以内未接種者	8,787	2,000
52 設楽町	○	3,500	医療機関による	○	75歳以上	3,500	医療機関による
53 東栄町	×	3,500	医療機関による	○	65歳以上	3,500	医療機関による
54 豊根村	○	5,000	医療機関による(※1)	○	65歳以上の5年以内未接種者	5,000	医療機関による(※1)

※1 豊根村は村内診療所で接種する場合のみ、無料での実施。

2015年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

2015年4月から「改正」介護保険制度と介護報酬の改定が実施されました。2014年6月18日「地域医療介護総合法」に続き、2015年5月27日には、医療保険制度等の見直し関連法が成立しました。国保の都道府県単位化、入院給食自己負担、「患者申出療養制度」創設による混合診療の拡大、大病院への紹介状なしの受診時定額負担の導入など、国民・患者負担増の医療保険制度改悪が実行に向け準備されています。

安倍内閣は、「戦争できる国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」にむけ、暴走を続けています。社会保障における国の役割は「自助・自立のための環境整備」とし、「自然増も含め聖域なく見なおし、徹底的に効率化・適正化していく」としました。2014 年末の財政制度等審議会「建議」の、医療・介護予算の「自然増」を半分以下に削減するよう求めたことに沿った形になっています。

6月30日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太の方針)」は、16年度から18年度までの3年間を「集中改革期間」と位置づけ、さらに社会保障の歳出見直しに「重点的に取り組む」と明記。社会保障予算の自然増抑制額は3年間で9000億円から1兆5000億円とされており、秋から年末にかけて新たな「削減計画」として、後期高齢者医療の1割負担を2割に、受診時定額負担(保険免責制)導入など検討されています。同時に、「日本再興戦略改訂(新成長戦略)」では、「法人税実効税率の2割台への引き下げ」と「社会保障費の自然増抑制」、戦略市場創造プランの第1に『国民の「健康寿命」の延伸』として「健康長寿社会」をビジネスの拡大チャンスと位置づけました。企業参入で公的保険外のサービス産業の活性化をめざす一方、医療・介護・福祉の分野が営利企業の市場として開放され、弱者の切り捨てが懸念されます。

「2014国民生活基礎調査」では、生活が「苦しい」とした世帯は前年比2.5ポイント増の62.4%で、過去最多となっています。1世帯当たり平均所得は前年比1.5%減で、ピークの1994年の8割程度です。アベノミクスと消費税増税および社会保障改悪によって格差は拡大しています。住民の生活を改善し充実させることが、待ったなしの課題となっています。今こそ、憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先する自治体の役割が重要になっています。

私たちは住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

記

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

- ①介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって引き下げてください。
保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

- ②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ③補足給付の申請手続きの見直しで介護保険施設入所者が利用できなくなることはやめてください。資産の確認など必要以上にプライバシーを侵害しないでください。

(2)基盤整備について

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。
- ②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。
- ③サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保障し、サービスに見合ったものとしてください。
- ④介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

(3)総合事業について

①総合事業移行にあたっての考え方

- ★ア. 総合事業への移行にあたっては、現在、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用している要支援者の実態を十分に把握し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。
- ★イ. 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。
- ウ. サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民ボランティア等への移行を押し付けるような指導を行わないようにしてください。
- エ. 総合事業への移行に当たっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、上乘せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

②介護保険利用の際の手続き

- ★ア. 介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。
- イ. ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

③総事業費の確保と必要な補助(助成)

- ア. サービスの提供に必要な総事業費を確保してください。地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないで下さい。国または自治体の財政支援を行ってください。
- イ. 住民の「助け合い」については、現行サービス利用を前提に、さらに地域の支えあいや地域づくりを促進するものとして位置付けてください。「助け合い」活動にかかわる住民・各団体の要望を尊重し、必要な施設・設備の提供や、必要な経費の補助(助成)を行ってください。

(4)高齢者福祉施策等の充実について

- ①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。
- ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。
- イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。
- ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

- エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。
- ②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。
 - ③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

★(5)障害者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。
- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

2. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行き、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。
- ②扶養義務者への通知や報告の求めについては、国会の政府答弁や政令等で示されているように、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにも関わらず扶養を履行していないと求められる場合に限られることを徹底してください。
- ③国による生活保護費の引き下げに対して、就学援助や地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起らないよう措置を講じてください。
- ★④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。
- ⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。
- ⑥生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。
- ★⑦基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不当な減額や転居が起らないようにしてください。当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は厳に慎んでください。
- ★⑧冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の諸点を周知徹底してください。
 - ア. 重度障害者加算を算定している人や要介護度が3以上または傷病・障害等による療養のための外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなど、平成27年5月14日付保護課長通知が定める1.3倍基準を設定できる場合を具体的に記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知してください。
 - イ. 上記の例外措置を柔軟に適用し、最大限活用することで、支給される冬季加算の減額を回避してください。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

- ①徴税は自治体の業務であることをふまえて、愛知県地方税滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

- ★②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

4. 国保の改善について

- ★①国の財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大幅引き下げを実現してください。
- ★②保険料(税)について
 - ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。
 - イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。
 - ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とされないようにしてください。
 - エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。
- ★③保険料(税)滞納者への対応について
 - ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては「保険証は1年以上」とし、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。
 - イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。「給付と滞納は別」であることから、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。
 - ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。
 - エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。
- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④国に対して、福祉医療助成に対する国保の国庫負担削減をやめるよう強く要請するとともに、当面は一般会計繰り入れで補てんしてください。

6. 子育て支援などについて

- ★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化を行ってください。
- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとってください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

- ★③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもをなくしてください。
- ★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。
- ⑤児童虐待や“いじめ”の早期発見に努め、重大事故とならないよう、情報公開を行い、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。
- ⑥「新婚・子育て・ひとり親」世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。
- ⑦妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

7. 障害者・児施策の拡充について

- ①障害者が 24 時間 365 日、地域で安心して生活できるよう、希望する障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
- ②移動支援を、障害者・児が必要とする通学・通所に利用できるようにしてください。
- ③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。
- ④障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。
- ★⑤40 歳以上の特定疾患・65 歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
 - ア. 65 歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。
 - イ. 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスの打ち切りをおこなわないでください。
- ⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。
- ★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

8. 予防接種について

- ①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。
- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。
- ③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【2】国および愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①消費税増税を中止してください。
- ②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービス提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。
- ⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度と

してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ③後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(2) 県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために

- ①市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。
- ②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないでください。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。
- ②一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象としてください。
- ③後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。

以上

貴自治体名 _____

懇談日時 _____ 月 _____ 日 () 午前・午後 _____ 時 _____ 分～ _____ 時 _____ 分

懇談会場 _____ ※会場が確定している場合はご記入ください。

2015年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

[1] 1. 介護保険及び高齢者福祉施策担当課()電話()FAX()

- ①保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
()ない ()ある→実施年月(年 月)2014年度実績()件()円
- ②利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
()ない ()ある→実施年月(年 月)2014年度実績()件()円
- ③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。()人(年 月現在)
- ④介護給付費準備基金について
2013年度末の残高()千円
2014年度末の残高()千円 ※決算前の場合は見込み額を記入
- ⑤地域包括支援センター設置数()箇所 直営()箇所、委託()箇所
職員配置人数()人 正職員()人、非正規職員()人
- ⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。
()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2014年度実績()件
()検討中である ()実施の予定がない
- ⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。
()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2014年度実績()件
()検討中である ()実施の予定がない
- ⑧高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。
()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2014年度実績()件
()検討中である ()実施の予定がない
- ⑨配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	()実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	1日平均利用者数(2014年度)	総延べ食事数()食÷年間配食日数()日 =1日当たり平均()食
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	
会食方式	実施の有無	()実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2014年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

⑩独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	()実施している ()していない ()検討中である
対象事業の名称	
対象者の要件	
1カ月平均利用者実数(2014年度)	

⑪住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	()助成制度がある ()助成制度はない ()検討中である		
制度内容	()介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額		
	利用者実数(2014年度)		
	()介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件		
助成額		利用者実数(2014年度)	

⑫ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

--

⑬高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	()実施している ()していない ()検討中である
	地域巡回バスの名称	
	利用料	高齢者(歳以上)()円、障がい者()円 一般()円、子ども(歳～ 歳)()円
	その他特記事項	
	2014年度の運行実績	
タクシー代助成	実施の有無	()実施している ()していない ()検討中である
		各対象者の要件及び助成内容
	高齢者	
	障がい者	
	要介護認定者	
	2014年度の助成実績	

⑭宅老所・街角サロンなど的高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	()実施している ()していない ()検討中である
実施事業の名称	
助成対象	
助成金について	金額()円 → ()年額 ()月額 ()1回のみ
助成箇所数	

⑮介護認定者の障がい者控除の認定について

- 1) 認定書の発行枚数(2014年度実績)は ()枚
- 2) 認定書は()毎年発行している
()1回発行すれば翌年以降も使える
- 3) 介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。
()申請書を送付している → 2014年度()件
()認定書を送付している → 2014年度()件
()自動的に送付していない。
- 4) 認定書の発行の条件
()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している
()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している
()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している
()介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している
()次のような方法で判断している()

⑯介護保険サービス利用人数について ()人()年 月 現在)

⑰介護保険支給限度基準額超過者の人数について ()人()年 月 現在)

⑱施設入所前健康診断費用の助成について ()助成している ()助成していない

⑲紙おむつ、衛生用品の費用助成について ()助成している ()助成していない

⑳介護保険における通院時の院内介助について ()認めている ()認めていない

㉑入院時の介護保険のヘルパー派遣について ()認めている ()認めていない

2. 生活保護 担当課()電話()FAX()

①生活保護の申請件数とその保護件数について

2014年度相談件数 ()件、申請件数 ()件、そのうち保護開始件数 ()件

②2015年4月1日時点の受給世帯数と人数 ()世帯 ()人

※以下は市のみお答えください

③生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2014年4月1日現在	人	年 カ月	人	世帯	人
2015年4月1日現在	人	年 カ月	人	世帯	人

④生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置はありますか ()ある ()ない

「ある」場合 配置している人数()人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月()年()月

その職員が担当している業務()

「ない」場合 今後の計画は()ない ()ある ()検討中

計画が「ある」場合の配置予定時期と人数()年()月()人

⑤生活困窮者自立支援のための事業について

1)実施しているものに○印をつけ、運営形態と委託の場合は委託先を記入してください。

()自立相談支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

()住宅確保給付金の支給 ()直営 ()委託 → 委託先()

()就労準備支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

()一時生活支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

()家計相談支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

()学習支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

()その他(記述:)

2)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 ()カ所

3)基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置を利用者に周知しましたか。

()実施した ()していない

実施した場合の周知方法()

3. 税の滞納について 担当課()電話()FAX()

①滞納整理マニュアルはありますか ()ある ()ない

②2015年3月31日現在の滞納者の件数

市(町村)県民税 ()件中 ()件

国民健康保険税 ()件中 ()件

固定資産税 ()件中 ()件

③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2014年度)

1)徴収の猶予について 申請件数()件 許可件数()件

2)換価の猶予の適用件数()件

3)滞納処分の停止の適用件数()件

④地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014年度内に引き継いだ件数)()件

⑤地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

⑥少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか

()引き継ぐ ()引き継がない

4. 国民健康保険 担当課()電話()FAX()

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2013年度	2014年度	2015年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× ()%	× ()%	× ()%
	資産割	固定資産税額	× ()%	× ()%	× ()%
	均等割	加入者1人につき	円	円	円
	平等割	1世帯につき	円	円	円

1人当たり調定額(平均保険料)	円	円	円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額	円	円	円

※2015年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2015年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	円	円	円
	介護分	円	円	円
	後期高齢者支援分	円	円	円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	円	円	円
	後期高齢者支援分	円	円	円
③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	円	円	円
	後期高齢者支援分	円	円	円

③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

④資格証明書 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

1)資格証明書は交付していますか。()交付していない ()交付している→()世帯

2)資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

()必ず面談している ()面談がなくても交付する場合がある ()その他

3)資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どもがいる世帯数・子ども数

世帯数()世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人

上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数

世帯数()世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人

4)資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

()国の基準どおり実施している

()独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

()高校生世代以下の子どもがいる世帯

()障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

()病弱者のいる世帯

()次の場合は、交付対象から除外している

5)資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

⑤短期保険証 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

1)有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内()人 ・2カ月()人 ・3カ月()人 ・4カ月()人

・5カ月()人 ・6カ月()人 ・1年()人 ・その他()人

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

- () 通常の保険証と同じ
() 通常の保険証と区分している → 表記している文字・マークなど()

⑥ 保険料(税)滞納者への差押えについて(2014年度)

- 1) 差し押さえの基準()
2) 分納者への対応()
3) 予告通知書の発行()件
4) 差押え件数 不動産()件 預貯金()件 生命保険()件(内学資保険()件)
その他()件()
5) 競売などによる現金化 ()件 ()円

⑦ 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2015年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 ()人
2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 ()人
3) その他

⑧ 国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

- 1) 一部負担減免制度を実施していますか。
() 実施している () 検討中である () 実施の予定がない
2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。
() 設けている () 検討中である () 設けていない
3) 2014年度の減免件数 ()件 減免金額 ()円

⑨ 高額療養費について

- () 自動払いしている () 申請書を送付している () 通知ハガキのみ送付している

⑩ 国保運営協議会について

- 1) 運営協議会の公開 () 公開していない () 公開している
2) 運営協議会委員の公募枠 () ない () ある → () 人

5. 高齢者医療など 担当課()電話()FAX()

① 後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

- () 対象にしている () 縮小して対象にしている () 県基準どおりにした

② 上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

③ 2015年8月1日現在の対象者

- 後期高齢者医療被保険者 ()人
後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 ()人
内 { ひとり暮らし非課税者()人
 その他の県基準を上回る市町村独自対象者()人

④ 後期高齢者医療について

- 保険料滞納者数()人 短期保険証発行人数()人
差し押さえ(2014年度)件数()件、金額()円

6. 子育て支援策 担当課()電話()FAX()

※2015年9月1日現在をご記入ください。

- ①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

②就学援助

- 1)保護者への広報はどのようにしていますか。

入学説明会 入学式 始業式 ホームページ 市広報
 その他()

- 2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の()倍

- 3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

就学援助認定基準を引き上げた → 【2014年度 倍 → 2015年度 倍】
 何もしていない
 その他(下欄にご記入ください)

- 4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ()円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ()円

- 5)申請書の受付先 市町村窓口 学校 市町村窓口と学校のどちらも可

- 6)民生委員の証明は必要ですか 必要である 必要ない

- 7)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2014年度	2015年度
受給者数	人	人
受給割合	%	%
支給額	円	円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2015年度の支給額は見込み額をご記入ください。

- 8)就学援助家庭の給食費の支払い方法 現物支給 償還払い その他

- 9)就学援助の項目について

学用品費 体育実技用具費 入学準備金 通学用品費 通学費
 修学旅行費 クラブ活動費 生徒会費 PTA会費 給食費
 校外活動費(宿泊を伴わないもの) 校外活動費(宿泊を伴うもの) 医療費
 日本スポーツ振興センター掛け金 めがね・コンタクトレンズ 卒業記念品
 その他()

③学校給食について(2015年度)

- 1)給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。

食べられている 未納者には給食支給を停止している その他
 給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

- 2)給食費への自治体独自の補助などの施策(例:半額補助、第2子以降無料など)

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	校	校	校	校	校	円
中学校	校	校	校	校	校	円

④ 児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2014年度)

- 1) 件数()件 対応職員()人、うち専門職()人
 2) 専門職の職種について ()児童福祉司 ()社会福祉士 ()臨床心理士 ()保健師 ()保育士 ()教員 ()その他()

3) 現状に対する課題

4) 未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

⑤ 児童のいじめに対する対応策はどのようにとっていますか。

(例)学校にカウンセラー等、専門職を配置

⑥ 保育について

- 1) 育休取得の場合、上の子の保育利用について
 ()取り消し(育休退園) ()そのまま通園
 ()その他[]
 2) 短時間認定、標準時間認定に関わって中途変更や現場の混乱はありますか。
 ()ある ()ない

7. 障害者施策 担当課()電話()FAX()

① 訪問系各サービスの支給状況について(7月時点)

最多支給時間は7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護				
重度訪問介護				
行動援護				
同行援護				

② 地域生活支援事業の移動支援

支給者数()人 最多支給時間数()時間 平均支給時間数()時間

③ 訪問系サービスの支給基準 ()あり ()なし

④ 計画相談支援の7月利用実績 ()人

2014年度中に完全実施 ()した ()できていない

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

⑤ 介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1) 併給をしている人の人数()人(年 月 日現在)
 対昨年同月比()%

2) 併給している障害福祉サービスの居宅介護について
 平均何時間支給していますか()時間

⑥ 65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について

介護給付支給決定者数()人(年 月 日現在)

- 訓練等給付支給決定者数()人()年()月()日現在)
- ⑦通院時の院内介助について ()認めている ()認めていない
- ⑧入院時のヘルパー派遣について ()認めている ()認めていない

9. 健診事業 担当課()電話()FAX()

※2015年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式		前年度受診率	
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診		
特定健診	個別・集団		可・不可		可・不可		
がん検診	胃がん	個別・集団	可・不可		可・不可		
	大腸がん	個別・集団	可・不可		可・不可		
	肺がん	個別・集団	可・不可		可・不可		
	子宮がん	個別・集団	可・不可		可・不可		
	乳がん	超音波	個別・集団	可・不可		可・不可	
		マンモグラフィー	個別・集団	可・不可		可・不可	
	前立腺がん	個別・集団	可・不可		可・不可		
歯周疾患	個別・集団		可・不可		可・不可		

②乳がん検診(マンモグラフィー)時の視触診について

()実施している ()実施していない

③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

()実施している → 健診内容 ()特定健診と同じ ()特定健診とは異なる
()実施していない

④歯周疾患検診の対象年齢・回数

()節目年齢に限定せず毎年受けられる ()40・50・60・70歳の年に受けられる
()その他()

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2014年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤医療制度改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年 月 日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日

【3】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ②介護保険の補足給付申請時に利用者が提出する、申請書の様式及び同意書や資産内訳書等の関連文書
- ③アンケート【1】1の⑭の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ④アンケート【1】1の⑮の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ⑤アンケート【1】3の①の「滞納整理マニュアル」
- ⑥就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑦国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2014年度)
- ⑧国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑨アンケート【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2014年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました

2015年愛知自治体キャラバン日程表・参加者（敬称略）

コース	責任団体	宣伝カー	日程	自治体名	訪問時間	団長	事務局長	運転手
第1	年金者組合	名古屋ブロック	10/20 (火)	日進市	13:00～14:00	年金者組合 勝	年金者組合 丸山	名古屋ブロック
				東郷町	14:45～15:45			
				愛西市	10:30～11:30			
	年金者組合	名古屋ブロック	10/21 (水)	津島市	13:00～14:00	年金者組合 伊藤	年金者組合 水野	名古屋ブロック
	年金者組合	名古屋ブロック	10/22 (木)	弥富市	10:30～11:30	年金者組合 伊藤	年金者組合 水野	名古屋ブロック
				飛島村	13:30～14:30			
	一宮社保協	名古屋ブロック	10/23 (金)	一宮市	10:00～11:30	一宮社保協 鈴木	一宮社保協 村瀬	名古屋ブロック
				稲沢市	13:00～14:30			
				あま市	15:15～16:15			
第2	自治労連	自治労連	10/20 (火)	清須市	10:30～11:30	自治労連 伊藤	自治労連 林	自治労連 安藤
				北名古屋市	13:00～14:00			
				岩倉市	14:45～15:45			
	自治労連	自治労連	10/21 (水)	江南市	10:30～11:30	自治労連 林	自治労連 吉良	自治労連 林
				扶桑町	13:00～14:00			
				犬山市	14:45～15:45			
	自治労連	自治労連	10/22 (木)	豊山町	10:30～11:30	自治労連 林	自治労連 夏目	自治労連 林
				小牧市	13:00～14:00			
				大口町	14:45～15:45			
	自治労連	自治労連	10/23 (金)	瀬戸市	10:00～11:00	自治労連 鈴木	自治労連 永井	自治労連 松井
				春日井市	13:30～14:30			
第3	社保協	愛労連	10/20 (火)	東浦町	10:30～11:30	社保協 小松	社保協 武田	愛労連
				大府市	13:00～14:00			
				豊明市	14:45～15:45			
	愛労連	愛労連	10/21 (水)	東海市	13:00～14:30	愛労連 谷藤	愛労連 竹内	愛労連
				知多市	15:15～16:15			
	愛労連	愛労連	10/22 (木)	阿久比町	10:00～11:00	愛労連 知崎	愛労連 関	愛労連
				半田市	13:00～14:00			
				武豊町	15:00～16:00			
	愛労連	愛労連	10/23 (金)	常滑市	10:00～11:00	愛労連 樽松	愛労連 竹内	愛労連
				南知多町	13:00～14:00			
				美浜町	14:45～15:45			
	第4	新婦人	保険医協会	10/20 (火)	豊田市	10:00～11:30	新婦人 安藤	新婦人 石井
みよし市					13:00～14:00			
知立市					15:15～16:15			
社保協		保険医協会	10/21 (水)	刈谷市	10:30～11:30	社保協 小松	社保協 武田	保険医協会 永田
				高浜市	13:15～14:15			
				碧南市	15:00～16:00			
社保協		保険医協会	10/22 (木)	安城市	10:30～11:30	社保協 西村	社保協 島崎	保険医協会 前島
				岡崎市	13:30～15:00			
社保協		保険医協会	10/23 (金)	西尾市	10:30～12:00	社保協 三浦	保険医協会 小川	保険医協会 小川
第5		自治労連	豊橋市職労	10/20 (火)	蒲郡市	10:00～11:00	東三河労連 来本	自治労連 鈴木
	豊川市				13:00～14:00			
	新城市				15:00～16:00			
	自治労連	豊橋市職労	10/21 (水)	豊橋市	10:30～12:00	自治労連 伊藤	東三河労連 来本	豊橋市職労
				田原市	14:00～15:00			
	自治労連	豊橋市職労	10/22 (木)	東栄町	10:30～11:30	4団体 来本	4団体 小松	豊橋市職労
豊根村				13:00～14:00				
設楽町				15:00～16:00				
第6	社保協		10/26 (月)	大治町	10:00～11:00	社保協 小松	社保協 日下	
				蟹江町	13:00～14:00			
				幸田町	15:30～16:30			
	社保協		10/30 (金)	長久手市	10:30～11:30	社保協 西村	社保協 武田	
				尾張旭市	13:30～14:30			

※ 一宮市、稲沢市、東海市、豊田市、西尾市、岡崎市、豊橋市の懇談時間は90分

※ 愛知県、名古屋市は120分

2015年自治体キャラバン・要請団体別参加人数一覧

訪問日	愛労連	年金者組合	自治労連	名古屋市職	地域労連	医労連	新婦人	愛商連	保険医協会	民医連	愛障協	介護の会	共産党関係	その他	共産党議員	合計数
-----	-----	-------	------	-------	------	-----	-----	-----	-------	-----	-----	------	-------	-----	-------	-----

首長	副首長	部長	他	議会	合計
----	-----	----	---	----	----

第1コース

21日	日進市	0	5	2	0	0	0	4	1	2	0	0	0	2	3	1	20
	東郷町	0	4	2	0	0	0	4	2	2	0	0	0	0	0	1	15
22日	愛西市	0	6	0	2	0	0	3	2	1	1	0	0	0	0	2	17
	津島市	0	6	0	2	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	2	16
23日	弥富市	0	4	0	2	0	0	2	2	1	0	0	0	2	0	2	15
	飛島村	0	2	0	2	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	1	8
24日	一宮市	0	4	0	2	1	0	1	7	1	12	3	0	7	3	2	43
	稲沢市	0	1	0	2	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	7
	あま市	0	2	0	2	0	0	0	2	1	1	0	0	0	1	1	10
小計		0	34	4	14	1	0	17	25	20	16	3	1	0	11	13	151

0	0	0	10	1	11
0	0	0	10	1	11
0	1	0	9	3	13
0	0	0	13	0	13
0	0	1	7	0	8
0	0	2	5	1	8
0	0	0	13	0	13
1	0	1	8	2	12
0	0	4	11	2	17
1	1	8	86	10	108

第2コース

21日	清須市	0	3	3	0	0	1	4	2	1	0	0	0	5	0	1	20
	北名古屋市	0	3	3	0	0	1	3	2	1	4	0	0	2	0	1	20
	岩倉市	0	2	3	0	0	1	4	2	2	7	0	0	1	1	0	23
22日	江南市	0	2	2	0	0	0	3	3	1	3	0	0	2	4	0	20
	扶桑町	0	4	2	0	0	0	0	5	2	0	0	0	0	1	1	15
	犬山市	0	5	3	0	0	0	6	3	2	0	0	0	0	1	3	23
23日	豊山町	0	0	2	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	1	8
	小牧市	0	1	2	0	1	0	2	1	2	0	2	0	1	1	2	15
	大口町	0	2	2	0	0	0	0	4	2	0	0	0	1	0	1	12
24日	瀬戸市	0	0	3	0	0	0	8	0	1	0	0	2	0	1	1	16
	春日井市	0	5	4	0	1	0	8	0	1	0	0	0	0	1	4	24
小計		0	27	29	0	2	3	38	25	17	14	2	2	12	10	15	196

0	0	1	15	0	16
0	0	0	12	1	13
0	0	0	18	1	19
0	1	1	9	1	12
0	1	0	7	1	9
0	0	0	10	0	10
0	0	0	4	1	5
0	0	0	16	0	16
0	0	3	11	0	11
0	0	0	8	0	8
0	0	0	12	1	13
0	2	5	122	6	132

第3コース

21日	東浦町	1	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	1	1	7
	大府市	2	7	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	3	1	1	18
	豊明市	1	7	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	1	1	1	15
22日	東海市	2	5	0	0	1	0	3	1	1	0	0	0	0	0	2	15
	知多市	2	1	0	0	1	0	2	1	1	0	0	0	2	0	2	12
23日	阿久比町	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	4	0	1	11
	半田市	2	12	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	19
	武豊町	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	5
24日	常滑市	2	1	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	1	0	1	9
	南知多町	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
	美浜町	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	6
小計		20	35	3	0	4	1	8	4	12	4	2	0	17	3	14	121

0	0	0	9	0	9
0	0	0	14	1	15
0	0	0	17	2	19
0	0	0	16	1	17
0	0	0	11	0	11
0	0	1	5	0	6
0	0	0	12	2	14
0	0	1	9	1	11
0	0	0	13	1	14
0	0	1	7	0	8
0	0	0	12	0	12
0	0	3	125	8	136

訪問日	愛労連	年金者組合	自治労連	名古屋市職	地域労連	医労連	新婦人	愛商連	保険医協会	民医連	愛障協	介護の会	共産党関係	その他	共産党議員	合計数
-----	-----	-------	------	-------	------	-----	-----	-----	-------	-----	-----	------	-------	-----	-------	-----

首長	副首長	部長	他	議会	合計
----	-----	----	---	----	----

第4コース

21日	豊田市	0	3	0	0	0	1	7	2	1	0	0	0	1	1	2	18
	みよし市	0	1	0	0	0	1	7	3	1	0	0	0	2	0	1	16
	知立市	0	0	2	0	0	1	10	0	2	0	0	0	0	0	2	16
22日	刈谷市	0	1	1	0	0	1	7	0	2	1	0	0	0	2	2	17
	高浜市	0	0	1	0	0	1	0	0	2	1	0	0	1	1	1	8
	碧南市	0	0	3	0	0	1	1	0	2	1	0	0	1	1	1	11
23日	安城市	0	3	0	0	0	0	3	0	3	2	0	1	0	1	1	14
	岡崎市	0	15	0	0	1	0	4	3	3	2	0	0	1	2	1	32
24日	西尾市	0	8	0	0	0	0	2	5	2	0	0	0	1	0	1	19
小計		0	31	7	0	1	6	41	13	18	7	0	1	7	8	12	151

0	0	0	24	1	25
0	0	0	9	1	10
0	0	0	10	2	12
0	0	0	29	2	31
0	0	0	10	1	11
0	0	0	8	1	9
0	0	0	11	1	12
0	0	0	35	1	36
0	0	0	26	2	28
0	0	0	162	12	174

第5コース

21日	蒲郡市	0	0	4	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	7
	豊川市	0	4	4	0	2	1	6	1	1	0	0	0	0	0	1	20
	新城市	0	1	3	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	8
22日	豊橋市	0	5	4	0	3	0	6	1	1	0	0	0	0	1	2	23
	田原市	0	3	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	8
23日	東栄町	0	0	3	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	9
	豊根村	0	0	3	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	9
	設楽町	0	0	3	0	3	1	0	0	1	0	1	0	0	1	2	12
小計		0	13	26	0	15	6	13	2	8	0	1	0	0	4	8	96

0	0	0	23	1	24
0	0	0	14	1	15
0	0	0	12	0	12
0	0	0	16	0	16
0	0	0	11	1	12
0	0	0	7	0	7
0	0	0	1	0	1
0	0	0	3	0	3
0	0	0	87	3	90

第6コース

26日	大治町	0	2	0	0	0	0	3	2	1	0	0	0	0	1	1	10
	蟹江町	0	2	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	1	1	8
	幸田町	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	6
30日	長久手町	0	4	3	0	0	0	2	2	2	1	0	0	1	1	1	17
	尾張旭市	0	3	0	0	0	0	3	0	2	1	0	4	0	1	1	15
小計		0	11	4	0	1	0	8	6	7	3	0	5	1	5	5	56

0	0	1	10	1	12
0	0	3	14	1	18
0	0	5	7	1	13
0	0	1	9	1	11
0	0	0	13	0	13
0	0	10	53	4	67

11/19	名古屋市	3	4	2	2	0	1	0	2	5	8	4	1	2	4	5	43
11/12	愛知県	3	2	2	2	0	0	0	3	4	7	3	1	2	3	1	33

0	0	0	20	0	20
0	0	0	20	0	20

合計		26	157	77	18	24	17	125	75	82	59	15	10	52	45	72	847
----	--	----	-----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

1	3	26	675	43	745
---	---	----	-----	----	-----

※愛労連には福保労を、その他は地域の住民団体(日進市民参加の会、一宮みんなの会、国民救援会尾北支部、住みよい小牧、すみよい豊田を創る会、あつたか岡崎市政の会)のほか生活と健康を守る会・社保協事務局を、東海市の自治体側出席は広域連合2人を含む。知立市では無所属議員も参加、あま市は議長も参加、いずれも当局側の議

発行：愛知自治体キャラバン実行委員会 代表者 森谷 光夫
事務局団体 愛知県社会保障推進協議会
愛知県労働組合総連合
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
新日本婦人の会愛知県本部

連絡先：愛知県社会保障推進協議会

〒456-0006

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階301号

電話 052-889-6921 fax 052-889-6931

<http://syahokyo.airoren.gr.jp/>

E-mail: syahokyo@airoren.gr.jp

愛知県保険医協会

〒466-8655

名古屋市昭和区妙見町19-2

電話 052-832-1346 fax 052-834-3584

<http://aichi-hkn.jp/>

発行日：2016年2月1日